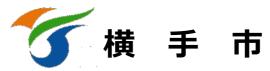
夢はぐくむめきんころラン

第2期横手市子ども・子育て支援事業計画 ~子どもが 親が 地域で育つ 笑顔あふれるまち~

(令和2年度~令和6年度)



令和2年3月



目 次

第]	I章	計画の策定にあたって	L
<u> </u>	第1節	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	}
<u>\$</u>	第2節	計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ŀ
<u>\$</u>	第3節	計画策定の視点と目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ŀ
<u>5</u>	第4節	計画策定体制 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0
<u>5</u>	第5節	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・10	
Ē	第6節	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1
第 I	I章	地域と子どもたちのすがた1	.3
<u> </u>	第1節	地域の概況・・・・・・・・・・・・15	5
<u>\$</u>	第2節	子育て支援の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24	4
<u>5</u>	第3節	学校教育の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27	7
<u>5</u>	第4節	母子保健・医療の状況・・・・・・・・・・・・・3	1
<u>\$</u>	第5節	就業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38	
<u>\$</u>	第6節	安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40	
<u>5</u>	第7節	子ども・子育て支援サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41	1
<i>5</i>	第8節	アンケート調査結果からみた子どもたち ・・・・・・・・・・・52	2
第Ⅰ	Ⅱ章	計画の基本的な考え方6	57
<u>\$</u>	第1節	計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69	9
<u>\$</u>	第2節	子どもの数の推計・・・・・・・・・・・ 70	0
<u> </u>	第3節	教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・77	1
第I	V章	5 か年行動計画の内容7	'3
基	基本目標	票I 子ども・子育て支援サービスの充実 ‥‥‥‥‥‥‥‥ 75	5
	1.施	設型給付及び地域型保育給付の充実・・・・・・・・・・・・・・ 75	5
		域子ども・子育て支援事業の充実・・・・・・・・・・・・ 77	
		児期の学校教育・保育の一体的提供・・・・・・・・・・・・・・・・ 90	
	4.幼	児教育・保育の質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91	1

基本目標Ⅱ 子育てを支える仕組みづくりの充実92
1.子育てにゆとりを持てる支援の充実92
2.保育サービスの充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
3. 子育て支援のネットワークづくり
4. 援助を要する子どもたちへの支援
5. 児童虐待防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・112
基本目標Ⅲ 親と子の元気・健康づくりの充実 · · · · · · · · · · · · · 113
1.子どもや母親の健康の確保
2.食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・120
3. 思春期保健対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・121
基本目標IV 生きる力に満ちあふれた次世代ひとづくりの充実 \cdots 123
1. 次代の親の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 123
2.子どもの権利についての意識啓発・・・・・・・・・・・126
3. 児童の健全育成・・・・・・・・・・129
4.子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ・・・・・・・ 132
5. 地域資源を利用した教育力の向上
基本目標V 子育てしやすい安全安心の環境づくりの充実・・・・・・・・・138
1. 安全・安心まちづくりの推進
2.子どもの安全の確保139
3. 良質な住宅の確保等居住環境の整備・・・・・・・・・・・・141
4. 安心して外出できる環境の整備 ・・・・・・・・・・・・・・ 142
基本目標VI 職場と家庭 子育てを応援する社会づくりの充実 · · · · · · · · · 144
1. ワーク・ライフ・バランスの実現
第V章 計画の推進に向けて······146
第1節 「子ども・子育て支援事業計画」の普及・啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・148
第2節 住民参画による計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・148
第3節 庁内計画推進・評価体制
資料編 ·······150
1. 横手市子ども・子育て会議設置条例
2. 横手市子ども・子育て会議委員名簿 ························153
3. 横手市子ども・子育て支援事業計画の策定経過
J·从于中主CO 1月入及于不用四岁水化压炮 100

第 I 章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

全国的に少子高齢化が進み、核家族化や地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の潜在化、就労形態の多様化など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、国においては、質の高い幼児期の教育・保育の提供や地域における子ども・子育て支援の充実、放課後における児童の居場所の確保、児童虐待防止対策の強化など、各種施策が進められています。

横手市では、平成27年3月に「横手市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、入所児童数が減少している中でも、多様化する保育ニーズに対応しながら適切な規模の集団保育を確保するため、保育環境の整備を行ってきました。また、放課後児童クラブの充実や子育て支援センターの運営など、地域の子育て支援事業にも取り組んできたところです。

この計画が令和元年度末をもって終了することから、市民への子育て支援に関するニーズ調査を実施したうえで、再度、横手市の現状と課題を分析・整理し、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「夢はぐくむ ゆきんこプラン〜第2期横手市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

子どもと家庭を取り巻く環境の変化に対応しながら、各種子ども・子育て支援施策を総合的 に推進し、子どもや親が、地域で育ち、また地域で育てられるまちづくりを目指してまいりま す。

第2節 計画の基本理念

第2期となる子ども・子育て支援事業計画においても、前期計画の基本理念である、 「夢はぐくむ ゆきんこプラン ~子どもが 親が 地域で育つ 笑顔あふれるまち~」 を継承し、横手市の子育て環境の充実を図っていきます。

夢 はぐくむ ゆきんこプラン

~子どもが 親が 地域で育つ 笑顔あふれるまち~



第3節 計画策定の視点と目標

1 計画の視点

子どもたちや親が、地域で育ち、また地域で育てられるまちづくりを目指し、次の9つの視点と6つの基本目標を第1期子ども・子育て支援事業計画から継承するものとします。

1. 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みが重要です。しかし、子どもを取り巻く環境の変化により、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、いじめや不登校、ひいては生命をも脅かす児童虐待の問題なども増えてきています。

横手市では、平成 20 年に「横手市子どもの権利宣言」を制定しました。児童の権利 に関する条約の精神に基づき、子どもの権利を尊重するまちであることを宣言すること により、地域全体で子どもの育ちと子育てを応援する環境づくりを進めています。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せ につながることはもとより、社会の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資とな ります。

2. 次代の親の育成という視点

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めることが必要です。

3. サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行など社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子育て家庭の 生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化していることから、個々の家庭の 特性を踏まえることも重要です。また、利用者の多様なニーズに柔軟に対応できるよう に、利用者の視点に立った子育て支援を質・量ともに充実させることが必要です。

4. 社会全体による支援の視点

子ども・子育て支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を 有するという基本的認識のもとに、子どもたち一人ひとりが、かけがえのない個性ある 存在として認められ、自己肯定感をもって育まれるよう、企業や地域社会を含めた社会 全体で協力して取り組むことが必要です。

5. 仕事と生活の調和実現の視点

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) を実現することは、結婚や子育てへの希望の実現や少子化対策の観点からも重要であり、国・県・市・企業をはじめとする 関係者が連携し社会全体の運動として進めていくことが重要です。また、少子化の状況 は地域によって異なることから、地域の実情に応じた結婚・妊娠・出産などのライフイ ベントに対する切れ目ない支援の展開を図ることが必要です。

6. すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、在宅子育て家庭への支援を含め、すべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。その際、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待など子ども一人ひとりが抱える背景の多様化などの状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進や自立支援策の強化という観点も踏まえて取り組みを進めることが重要です。

7. 地域における社会資源の効果的な活用の視点

子ども・子育て支援は、教育・保育などの専門的な知識及び技術をもつ担い手ばかりでなく、地域におけるさまざまな社会資源を活用することで、より効果的な支援が期待されます。

地域においては、子育てに関する活動を行う子育てサークル、子ども会、自治会、NPOをはじめとする地域活動団体や社会福祉協議会、主任児童委員のほか、高齢者、障がい者などに対するサービスを提供する民間事業者なども活動しています。こうしたさまざまな地域の担い手や社会資源を活用し、社会全体で子育て支援に取り組んでいくことが重要です。

8. サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービスの供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。そのため、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価などの取り組みを進めることが必要です。

9. 地域特性の視点

人口が多く第3次産業就業者の割合が高い地域や、人口の少ない地域、第1次産業就業者の割合が高い地域など、都市部と農山村部など、人口構造や産業構造、さらには社会資源の状況など地域の特性はさまざまであり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、各々の特性を踏まえて主体的な取り組みを進めていくことが必要です。

【横手市子どもの権利宣言】

横手市子どもの権利宣言

子どもは、社会の宝であり、かけがえのない存在として愛情をもって育てられなければなりません。

子どもには、病気やけがをしたら治療を受けられるなどの生きる権利、自分らしく育つことができる権利、あらゆる種類の虐待や搾取等から守られる権利、自分の意思や考えをはっきり言うことができる権利などがあり、国際的な原則の下で、その権利は尊重されています。

ここに横手市は国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の精神に基づき、子どもの権利を尊重するまちであることを宣言します。

- 1. 横手市は、子どもの権利について市民の理解を深めるための広報活動 を行い、子どもの育成にかかわる施策を総合的に実施します。
- 2. 保護者は、子どもに基本的な生活習慣を身につけさせ、家庭において 子どもとのふれあいを大切にするよう努めます。
- 3. 地域の住民は、子どもを地域全体で見守りながら、子どもが地域での びのびと主体的に活動できるよう努めます。
- 4. 学校は、いじめの防止など人権に関する教育を推進し、子どもの権利 の保障に努めます。
- 5. 事業主は、保護者が安心して仕事と子育てが両立できるような職場環境づくりに努めます。

「YOKOTEっ子宣言」

- Y より良い街づくりに積極的な横手っ子
- O お互いを尊重し合える横手っ子
- K 環境を考え、郷土を大切にする横手っ子
- O 大空のような広い心の横手っ子
- T 尊い命を大切にする横手っ子
- E 笑顔が素敵な横手っ子

私たちは以上のような横手っ子を目指します。

平成20年10月4日 横手市

2 計画の基本目標

基本理念、9つの視点を受けて、6つの基本目標を実現するため、各種施策を展開します。

基本目標 I

子ども・子育て 支援サービスの 充実 子育てしている家庭が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、住み慣れた地域で安心して笑顔で子育てができるよう、教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の実施を推進します。

また、令和元年 10 月から実施する幼児教育・保育の無償化制度の周知を行い、子育て家庭の負担軽減を図るとともに、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。

基本目標 Ⅱ

子育てを支える 仕組みづくりの 充実 子育でにゆとりを持てるよう、育児の援助や相談体制の充実 を図るとともに、経済的な負担軽減や多様化するニーズに応じ たさまざまな保育サービスの提供に努めます。ひとり親家庭や 貧困家庭など、援助を要する子どもたちへの支援も進めます。

また、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子 育て期にわたる切れ目ない支援体制を整えます。

さらに、近年増加している児童虐待の防止を推進するため、 子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもとその家庭の福祉に 関する支援体制を整えます。

基本目標 Ⅲ

親と子の元気・健康づくりの充実

妊娠から出産にはじまり、育児における子どもとその親の心身の健康確保を図るために、各種育児相談、小児医療の充実、妊産婦の保健医療対策の充実、子どもの病気や事故の予防、栄養バランスと規則正しい食事習慣の教育(食育)など、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携を図り、発達段階、成長段階に応じた健康づくりや食育の推進を進めます。

また、思春期保健対策の充実、ひきこもりや不登校への対応などを通じて、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを進めます。

基本目標 IV

生きる力に満ち あふれた次世代 ひとづくりの充実 次代の親の育成という視点から、男女共同参画の推進や家庭や地域の子育て力の向上、若者の就業支援に取り組むとともに、子どもの権利についての意識啓発を図り、児童虐待、いじめ、体罰の防止、被害に遭った子どもの保護を推進します。

また、児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブや児童館、社会教育施設の活動の促進など子どもの居場所づくりを進めるとともに、児童厚生員などの子育て支援に関わる人材の育成を図り、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりを進めます。

基本目標 V

子育てしやすい 安全安心の 環境づくりの充実 子どもたちが安心して生活できる安全な環境づくりのため、 バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進や街灯の整備 などを進めるとともに、交通安全教育や防犯パトロールなど子 どもの安全確保を図ります。

また、子育てに適した良好な住環境の整備や安心して外出できる環境の整備に取り組み、子育てしやすい生活環境の充実に努めます。

基本目標 VI

職場と家庭 子育てを応援する 社会づくりの充実 すべての家庭における仕事と子育ての両立を目指し、企業や 就業者自身に対して、多様な働き方の実現及び男性の育児休業 制度の取得など男性が育児に参画しやすい環境づくりを働き かけます。

また、各種サービスの充実や男女共同参画の推進などを通じて、子育てしながら働きやすい職場環境の整備に努めます。

第4節 計画策定体制

1 横手市子ども・子育て会議における審議

横手市が実施する子ども・子育て支援、少子化対策に関する施策の総合的な計画策定にあたり、その内容に市民や有識者、子育て支援関係者などの意見を反映させる必要があるため、横手市子ども・子育て会議において審議を行いました。

2 アンケート調査の実施

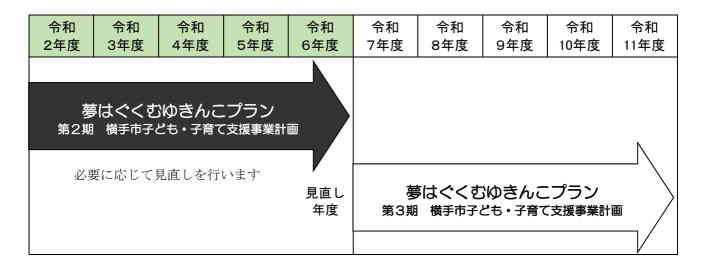
子ども・子育て支援に関するサービスの利用実態などを調査し、その量的及び質的なニーズを把握するため、横手市内に居住する就学前児童のいる世帯及び小学生のいる世帯を対象に、 平成31年1月にアンケート調査を行いました。

3 市民からの意見募集

市民の皆様からのご意見をいただくため、令和元年12月12日から令和2年1月15日まで、横手市のホームページにて計画の素案を開示しました。

第5節 計画の期間

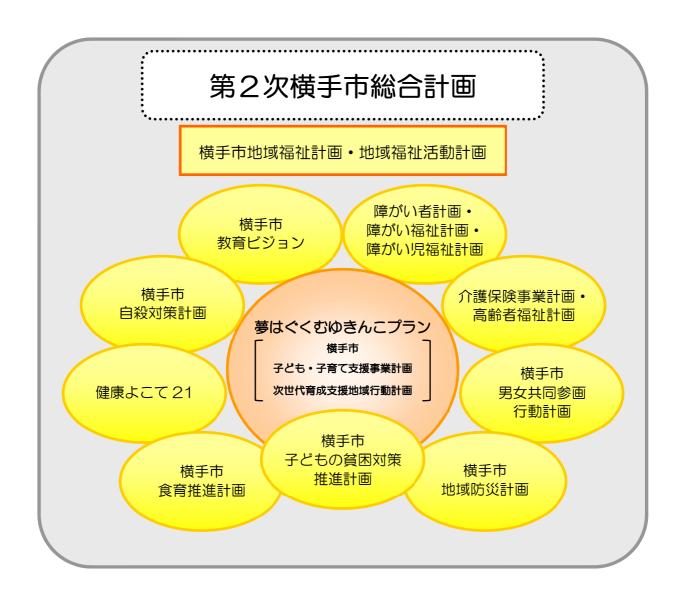
この計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。また、計画期間中においても、必要に応じて見直しを行います。



第6節 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付けられます。国が示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、横手市が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を定め、横手市総合計画や関連の分野別計画と整合した計画となります。

また、次世代育成支援対策推進法が 10 年間延長され、市町村行動計画については、任意策定となりましたが、横手市では、横手市子ども・子育て支援事業計画と横手市次世代育成支援地域行動計画を一体化した計画として策定し、総合的に推進します。



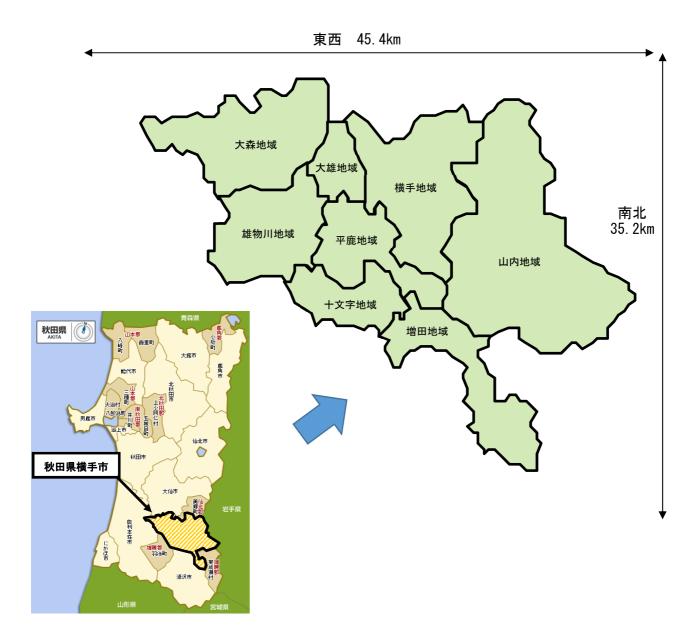
第 II 章 地域と子どもたちのすがた

第1節 地域の概況

1 横手市の状況

(1) 位置及び土地利用

横手市は秋田県の内陸南部に位置し、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央にあり、東西 45.4 km、南北 35.2 km、総面積 692.80 km²となっています。奥羽山脈に源を発する成瀬川、皆瀬川が合流した雄物川及び横手川が貫流し、中央部には肥沃な水田地帯が形成されています。



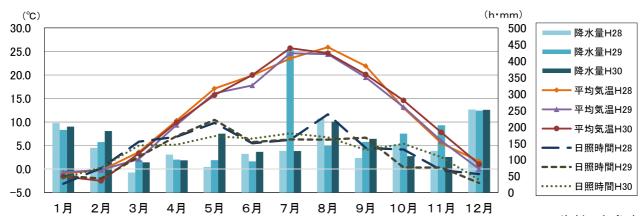
(2) 気象

【気温の推移】

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
	平均	-1.8	-1.5	2.0	8.1	15.5	21.5	24.1	24.2	19.0	12.7	7.6	-0.1	10.9
平成 26 年	最高	6.6	7.3	16.5	25.5	30.8	34.0	37.0	34.3	29.1	24.5	20.1	15.5	15.7
20 1	最低	-10.6	-12.0	-4.8	-2.1	4.2	13.2	16.3	16.7	10.1	3.6	-0.6	-7.5	6.9
	平均	-0.8	0.9	4.2	10.7	17.1	20.0	24.3	24.5	19.7	12.1	8.5	2.5	12.0
平成 27 年	最高	5.7	9.9	19.1	31.6	31.5	31.6	38.1	35.1	29.1	24.3	19.4	12.1	17.0
2, 1	最低	-8.5	-7.4	-4.2	-2.1	3.6	9.7	14.6	15.4	9.9	2.1	-0.2	-6.5	7.8
	平均	-0.9	-0.3	3.6	10.3	17.1	19.9	23.5	25.9	21.9	13.0	5.5	1.6	11.8
平成 28 年	最高	5.4	9.0	18.5	24.4	29.4	32.0	34.2	37.6	33.6	27.3	18.6	14.9	16.6
20	最低	-6.7	-8.7	-4.7	-1.0	4.5	9.0	15.6	16.3	10.9	2.2	-2.8	-5.0	7.7
	平均	-0.7	-0.2	2.1	9.4	16.1	17.8	24.6	24.4	19.5	13.2	6.0	0.0	11.0
平成 29 年	最高	8.4	8.1	13.7	25.4	30.0	30.8	35.6	34.5	28.9	24.3	21.3	7.0	15.6
20 1	最低	-10.2	-8.0	-7.2	-1.2	3.3	6.8	17.2	15.3	6.7	4.0	-8.4	-8.8	7.1
	平均	-1.6	-2.5	3.3	9.9	15.7	20.0	25.7	24.6	20.1	14.6	7.8	1.0	11.6
平成 30 年	最高	6.2	7.4	19.5	27.4	29.3	32.4	37.0	38.6	31.3	31.8	21.5	17.4	16.4
1.	最低	-11.8	-16.4	-5.4	-0.9	5.0	11.1	16.7	14.5	11.9	4.6	-1.6	-5.8	7.4

資料:気象庁

【降水量・平均気温・日照時間の推移】



資料: 気象庁

【降雪深・積雪深の推移】

	最大陸	幹雪深	最高和	責雪深	真冬日	最低気温 (℃)	
	降雪 (cm)	年月日	積雪(m)	年月日	(日)		
平成 26 年度	30	H26. 12. 22	1. 3	H27. 2. 10	16	-8. 5	
平成 27 年度	29	H27. 12. 29	1. 02	H28. 2. 11	13	-8. 7	
平成 28 年度	44	H29. 1. 13	0. 96	H29. 1. 25	13	-10. 2	
平成 29 年度	38	H30. 2. 13	1. 77	H30. 2. 13	21	-16. 4	

※観測地点 降雪量…横手地域局道路管理センター(条理一丁目 1 番 15 号)

積雪深、気温等…秋田地方気象台横手地域観測所(横手町字大樋 18-4)

資料:横手市気象記録

2 人口の動向

(1) 人口の推移

横手市の人口は、毎年度減少が続き、平成30年度は91,022人で前年度から1,400人減少しています。

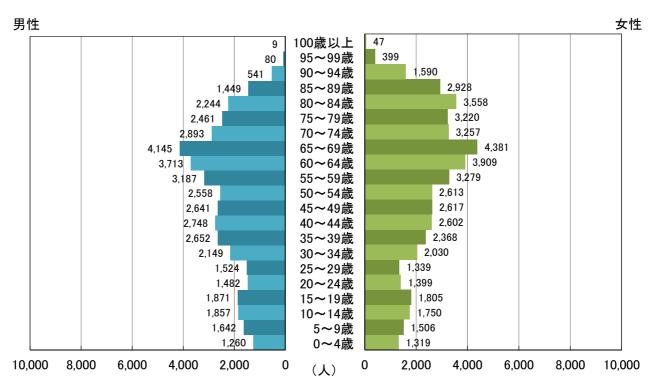
【人口の推移】

(人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
総人口	96, 665	95, 175	93, 816	92, 422	91, 022
減少率	1	-1.5	-1.4	-1. 5	-1.5
男性	45, 817	45, 065	44, 398	43, 741	43, 106
女性	50, 848	50, 110	49, 418	48, 681	47, 916

資料:住民基本台帳 各年3月31日現在

【人口ピラミッド】



資料:住民基本台帳 平成30年3月31日現在

(2)年齢3区分の人口構造

横手市の人口を年齢3区分でみると、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)は減少し、老年人口(65歳以上)は増加が続き、少子高齢化の進行がみられます。

【年齢3区分別人口の状況】

(人)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年	少人口(0~14歳)	10, 469	10, 168	9, 919	9, 616	9, 334
	構成比	10.8%	10. 7%	10.6%	10. 4%	10. 3%
生	産年齢人口(15~64歳)	54, 480	52, 812	51, 156	49, 864	48, 486
	構成比	56. 4%	55. 5%	54.5%	54.0%	53. 3%
老:	年人口(65 歳以上)	31, 716	32, 195	32, 741	32, 942	33, 202
	構成比	32. 8%	33.8%	34. 9%	35. 6%	36. 5%

資料:住民基本台帳 各年3月31日現在

【年齢3区分別人口の推移】



資料:住民基本台帳 各年3月31日現在

(3)地域別人口・世帯数

横手市の地域別人口を平成 27 年の国勢調査でみると、人口割合は横手地域が 39.4%と最も 多く、以下、十文字地域 (13.7%)、平鹿地域 (13.6%) と続いています。平成 22 年に比べて 人口減少率が高いのは、山内地域 (-11.9%)、増田地域 (-10.0%)、雄物川地域 (-8.7%)、大森地域 (-8.7%) などとなっています。

【地域別人口・世帯数の推移】

(人)

		人口(人)		世帯数	人口	世帯数	人口	人口
	地域計	男	女	(世帯)	割合	割合	減少数	減少率
横手地域	36, 334	17, 069	19, 265	13, 833	39. 4%	44. 0%	-1, 381	-3. 7%
増田地域	7, 053	3, 323	3, 730	2, 345	7. 6%	7. 5%	-783	-10.0%
平鹿地域	12, 515	5, 868	6, 647	3, 756	13. 6%	11.9%	-963	-7. 1%
雄物川地域	9, 130	4, 290	4, 840	2, 781	9.9%	8.8%	-868	-8. 7%
大森地域	6, 327	2, 895	3, 432	1, 904	6.9%	6.1%	-606	-8. 7%
十文字地域	12, 607	5, 951	6, 656	4, 321	13. 7%	13. 7%	-708	-5. 3%
山内地域	3, 426	1, 607	1, 819	1, 140	3. 7%	3.6%	-463	-11. 9%
大雄地域	4, 805	2, 271	2, 534	1, 383	5. 2%	4. 4%	-398	-7. 6%
全体	92, 197	43, 274	48, 923	31, 463	100.0%	100.0%	-6, 170	-6.3%

資料: 国勢調査 平成 27 年 10 月 1 日現在

(4) 子どもの人口

 $0\sim17$ 歳までの子どもの人口は、平成 30 年度は就学前児童が 3, 163 人、小学生が 3, 987 人、中学生・高校生が 4,552 人となっており、いずれの年代も減少が続き、特に就学前児童は前年度から 183 人 (-5.5%) 減少しています。

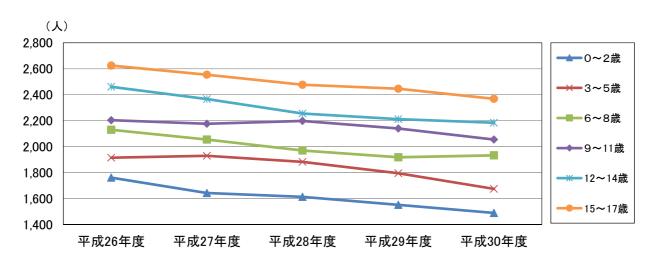
【子どもの人口】

(人)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	0~2歳	1, 761	1, 643	1, 613	1, 551	1, 489
÷+ 24 ÷÷	3~5歳	1, 915	1, 929	1, 883	1, 795	1, 674
就学前	計	3, 676	3, 572	3, 496	3, 346	3, 163
	増減率	_	-2. 8%	-2. 1%	-4. 3%	-5. 5%
	6~8歳	2, 129	2, 054	1, 970	1, 918	1, 933
小学生	9~11歳	2, 203	2, 176	2, 198	2, 140	2, 054
小子王	計	4, 332	4, 230	4, 168	4, 058	3, 987
	増減率	ı	-2. 4%	-1.5%	-2. 6%	-1. 7%
	12~14 歳	2, 461	2, 366	2, 255	2, 212	2, 184
124 2 11 L	15~17 歳	2, 624	2, 554	2, 477	2, 446	2, 368
中学・高校生	計	5, 085	4, 920	4, 732	4, 658	4, 552
	増減率	_	-3. 2%	-3.8%	-1.6%	-2. 3%

資料:住民基本台帳 各年3月31日現在

【子どもの人口の推移】



資料:住民基本台帳 各年3月31日現在

3 世帯の動向

(1)世帯数と1世帯あたりの平均人数

世帯数は平成 26 年度以降減少傾向が続き、平成 30 年度は 34,256 人で、1 世帯あたりの平均人数は 2.70 人となっています。

【世帯数・1世帯あたりの平均人数の推移】

(世帯、人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
世帯数	34, 469	34, 450	34, 394	34, 376	34, 256
増減率	1	-0.1%	-0. 2%	-0.1%	-0.3%
1世帯あたりの平均人数	2. 80	2. 80	2. 77	2. 73	2. 70

資料:住民基本台帳 各年3月31日現在

(2)世帯構成

2名以上の親族で構成される親族世帯に占める割合は、三世代世帯が減少する一方、夫婦と 子どものみ世帯とひとり親世帯は増加が続き、核家族化の進行がみられます。

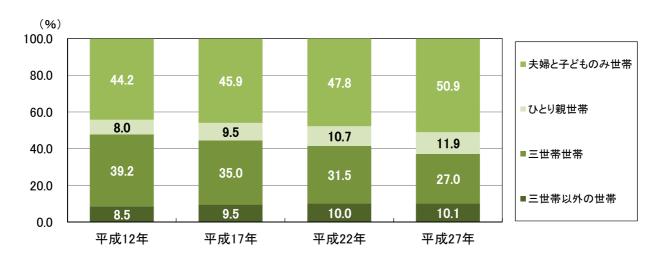
【世帯構成】

(世帯)

		平成 1	2年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
親族世	親族世帯数		26, 977	26, 474	25, 569	24, 442
核	核家族世帯		14, 091	14, 680	14, 959	15, 359
	夫婦と子どものみ世	世帯	11, 937	12, 163	12, 212	12, 442
	構成比		44. 2%	45. 9%	47. 8%	50. 9%
	増減率		5. 2%	1.9%	0.4%	1.9%
	ひとり親世帯		2, 154	2, 517	2, 747	2, 917
	構成比		8.0%	9.5%	10. 7%	11.9%
	増減率		13. 8%	16.9%	9.1%	6. 2%
核	核家族以外の世帯		12, 886	11, 794	10, 610	9, 083
	三世代世帯		10, 585	9, 278	8, 047	6, 605
	構成比		39. 2%	35.0%	31.5%	27. 0%
	増減率		-	-12. 3%	-13. 3%	-17. 9%
	三世代世帯以外		2, 301	2, 516	2, 563	2, 478
	構成比		8.5%	9.5%	10.0%	10. 1%
	増減率		_	9.3%	1.9%	-3.3%

資料: 国勢調査 各年 10 月 1 日現在

【世帯構成の推移】



資料: 国勢調査 各年 10 月 1 日現在

4 出産・結婚の状況

(1) 出生数

出生数は、平成27年をピークに減少し、平成30年には512人と前年から18人増加していますが、全体としては減少傾向にあります。

【出生数の状況】

(人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
出生数	529	534	499	494	512

資料:秋田県衛生統計年鑑

(2)合計特殊出生率

合計特殊出生率は、おおむね全国、秋田県を上回っていましたが、平成30年には1.39人と 全国をやや下回っています。

【合計特殊出生率の状況】

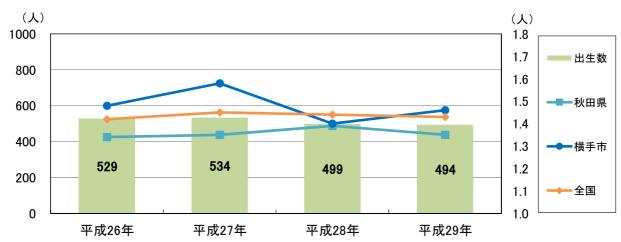
(人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
横手市	1. 48	1. 58	1. 40	1.46	1.39
秋田県	1. 34	1. 35	1. 39	1. 35	1. 33
全国	1. 42	1. 45	1. 44	1. 43	1. 42

※合計特殊出生率とは、15~49歳までの女性の年齢別出生率の合計。

資料:横手市:県平鹿地域振興局 H P 掲載「業務概要」 県・全国:秋田県衛生統計年鑑、人口動態統計

【出生数と合計特殊出生率の推移】



資料:横手市:県平鹿地域振興局HP掲載「業務概要」 県・全国:秋田県衛生統計年鑑、人口動態統計

(3) 婚姻件数・離婚件数

婚姻件数は、平成 26 年以降減少傾向が続き、平成 30 年は 268 件で前年から 26 件減少しています。離婚件数は、平成 28 年以降増加傾向が続き、平成 30 年は 124 件で前年から 21 件増加しています。

【婚姻・離婚件数の状況】

(件)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	
婚姻件数	314	321	297	294	268	
離婚件数	116	146	116	103	124	

資料:人口動態統計

第2節 子育て支援の状況

1 教育・保育の状況

(1)保育所(園)の状況

保育所(園)の状況は、平成31年4月現在、30箇所となっています。

【保育所(園)の状況】

○=実施、×=未実施、◎=病後児対応型

					#	山田司台	- تــاــــــــــــــــــــــــــــــــ	7
地域	公私	保育所名	受入年齢	保育時間(延長を含む)	延長保育	リ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	サー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一時預かり
	私	横手幼児園	生後8週~就学前	7:15~19:00(11 時間 45 分)	0	×	×	0
	私	横手マリア園	生後6週~就学前	7:00~19:00(12 時間)	0	×	×	×
	私	アソカ保育園	生後8週~就学前	7:15~19:15(12 時間)	0	0	0	×
	私	明照保育園	生後6週~就学前	7:00~19:00(12 時間)	0	×	0	0
	私	白梅保育園	生後6週~就学前	7:00~19:00(12 時間)	0	×	×	0
	私	相愛保育園	生後8週~就学前	7:00~20:30(13 時間 30 分)	0	0	0	0
烘手	私	和光保育園	生後8週~就学前	7:00~20:30(13 時間 30 分)	0	0	0	0
横手	私	常盤保育園	生後6週~就学前	7:00~19:00(12 時間)	0	×	×	×
	私	ときわベビーハウス	生後6週~2歳児	7:00~19:00(12 時間)	0	0	0	×
	私	むつみ保育園	2歳児~就学前	7:00~19:00(12 時間)	0	×	0	0
	私	むつみ乳児保育園	生後8週~1歳児	7:00~19:00(12 時間)	0	×	0	0
	私	旭保育園	生後8週~就学前	7:00~19:00(12 時間)	0	×	0	0
	私	金沢保育園	生後6週~就学前	7:00~19:00(12 時間)	0	0	0	0
	私	みいりの保育園	生後8週~就学前	7:00~19:00(12 時間)	0	×	×	0
増田	公	ますだ保育園	生後8週~就学前	7:30~19:00(11 時間 30 分)	0	×	×	0
	私	浅舞感恩講保育園	生後6週~就学前	7:00~19:00(12 時間)	0	0	0	0
	私	下鍋倉保育所	生後8週~就学前	7:00~19:00(12 時間)	0	0	0	0
平鹿	私	樽見内保育園	生後8週~就学前	7:00~19:00(12 時間)	0	×	×	0
	私	吉田保育所	生後8週~就学前	7:00~19:00(12 時間)	0	×	×	0
	私	醍醐保育園	生後8週~就学前	7:00~19:00(12 時間)	0	×	0	0
雄物	私	沼館保育園	生後8週~就学前	7:00~19:00(12 時間)	0	0	×	0
Ш	私	雄物川保育園	生後8週~就学前	7:00~19:00(12 時間)	0	×	×	0
十木	私	大森保育園	生後8週~就学前	7:00~18:30(11 時間 30 分)	0	×	×	0
大森	公	川西保育所	生後8週~就学前	7:30~19:00(11 時間 30 分)	0	×	×	0
	公	十文字保育所	生後8週~就学前	7:30~19:00(11 時間 30 分)	0	×	×	0
十文	公	三重保育所	生後8週~就学前	7:30~19:00(11 時間 30 分)	0	×	×	×
字	公	植田保育所	生後8週~就学前	7:30~19:00(11 時間 30 分)	0	×	×	×
	公	睦合保育所	生後8週~就学前	7:30~19:00(11 時間 30 分)	0	×	×	×
山内	公	さんない保育園	生後8週~就学前	7:00~19:00(12 時間)	0	×	×	0
大雄	公	たいゆう保育園	生後8週~就学前	7:30~19:00(11 時間 30 分)	0	×	×	0

(2)保育所(園)の入所状況

保育所(園)の入所状況は、平成31年度の総定員数2,590人に対して入所児童数は2,237人で充足率は86.4%となっています。

【保育所(園)の入所状況】

(箇所、人)

	箇所	総定			,	入所児童数	Į.			充足率
		員数	O歳児	1 歳児	2歳児	3 歳児	4 歳児	5歳児	合計	九足平
平成 26 年度	30	2, 860	153	362	455	526	555	543	2, 594	90. 7%
平成 27 年度	30	2, 810	171	362	437	543	540	560	2, 613	93. 0%
平成 28 年度	30	2, 820	148	364	432	505	556	550	2, 555	90.6%
平成 29 年度	30	2, 820	140	373	407	481	507	554	2, 462	87. 3%
平成 30 年度	30	2, 620	124	340	419	452	484	502	2, 321	88. 6%
令和元年度	30	2, 590	121	322	381	460	463	490	2, 237	86. 4%

資料:横手市福祉の概要 各年4月1日現在

(3)認定こども園の状況

認定こども園の状況は、平成31年4月現在、横手地域に3箇所、十文字地域に1箇所の4 箇所となっています。

【認定こども園の状況】

〇=実施、×=未実施、(短) = 短時間認定のみ

					利用可能サービス				
地域	公私	保育所名	受入年齢	保育時間(延長を含む)	延長保育	休日保育	病児病後児	一時預かり	
	私	土屋幼稚園•保育園	2歳児~就学前	7:30~18:30(11 時間)	(短)	×	×	0	
横手	私	上宮第一幼稚園	1歳児~就学前	7:30~18:30(11 時間)	(短)	×	×	0	
	私	上宮第二幼稚園	1歳児~就学前	7:30~18:30(11 時間)	(短)	×	×	0	
十文字	私	認定こども園こひつじ	生後8か月~就学前	7:30~18:30(11 時間)	(短)	×	×	0	

平成31年4月現在

(4)認定こども園の入園状況

認定こども園の平成31年度の入園児童数は230人となっています。

【認定こども園の入園状況】

(箇所、人)

	箇所	総定			j	入所児童数				充足率
		員数	O歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5歳児	合計	几是午
平成 26 年度	4	600	1	1	1	43	69	64	176	29. 3%
平成 27 年度	4	260	-	1	-	63	67	63	193	74. 2%
平成 28 年度	4	300	1	6	22	73	78	74	254	84. 7%
平成 29 年度	4	300	2	12	18	51	77	81	241	80. 3%
平成 30 年度	4	310	3	14	24	67	57	79	244	78. 7%
令和元年度	4	315	4	12	23	64	64	63	230	73. 0%

※平成26年度~平成27年度は幼稚園、平成28年度以降認定こども園

資料:横手市福祉の概要 各年4月1日現在

(5)特定地域型保育事業の状況

特定地域型保育事業の状況は、平成 31 年 4 月現在、横手地域に 1 箇所、平鹿地域に 1 箇所 となっています。

【特定地域型保育事業の状況】

〇=実施、×=未実施、まる(短)=短時間認定のみ

					利用可能サービス				
地域	公私	保育所名	受入年齢	保育時間(延長を含む)	延長保育	休日保育	病児病後児	一時預かり	
横手	私	あたごキッズ	~満3歳	7:30~18:30(11 時間)	0	0	×	0	
平鹿	私	ぽかぽか西風苑	生後8週~満3歳	7:00~19:00(12 時間)	0	0	×	0	

平成 31 年 4 月現在

第3節 学校教育の状況

1 児童・生徒数の推移

(1) 小学校の状況

小学校の状況は、平成30年度の学級数は198クラスで前年度から5クラス減少、教員数は304人で6人減少、児童数は3,953人で83人減少しています。

【小学校の状況】

(クラス数、人)

	学校数	学級数	教員数 (本務者)	児童数
平成 26 年度	22 校	220	343	4, 318
平成 27 年度	19 校	204	320	4, 214
平成 28 年度	17 校	199	309	4, 151
平成 29 年度	17 校	203	310	4, 036
平成 30 年度	17 校	198	304	3, 953

資料:秋田県学校基本調査 各年5月1日現在

(2) 放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブの利用状況は、平成 31 年度は 34 クラブで、登録児童数は平成 26 年度から増加が続き、平成 31 年度には 1,287 人と前年度から 78 人増加しています。

【放課後児童クラブの状況】

(クラブ数、人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
クラブ数	28	31	30	32	34	34
登録児童数	1, 002	1, 012	1, 083	1, 095	1, 209	1, 287

資料:横手市福祉の概要 各年4月1日現在

(3) 放課後児童クラブの設置状況

放課後児童クラブの設置状況は、前年度から6箇所増加し34箇所となっています。 【放課後児童クラブの設置状況】

(人)

地域	クラブ名	実施場所	登録 児童数	定員	支援員数
	学童保育「みなみ」	横手南小学校	20	20	2
	学童保育「みなみⅡ」	横手南小学校	16	20	2
	学童保育「みなみⅢ」	介護老人施設「えがお」	15	15	2
	学童保育「みなみⅣ」	横手南小学校	24	25	2
	学童保育「わんぱく」	旧「メンタルヘルスサポートセン ターのぞみ」	52	80	4
	学童保育「てらこや明照」	九品寺集会場	40	40	5
	学童保育「あさくら」	朝倉小学校敷地内専用施設	35	60	4
	学童保育「あさくらⅢ」	朝倉小学校	25	40	2
横手	学童保育「あさくらキッズ」	あさくら館	40	40	2
	学童保育「ピノキオ」	朝日が丘児童センター	31	32	2
	学童保育「あさひ」	旭ふれあい館	46	60	4
	学童保育「あさひⅡ」	旧旭郵便局	19	20	2
	学童保育「あさひⅢ」	旭小学校	25	25	3
	学童保育「さかえ」	さかえ館	37	40	3
	げんキッズよこてきた	横手北小学校敷地内専用施設	86	80	5
	学童保育「金沢よこてきた」	金沢孔城館	32	40	2
	学童保育「境町よこてきた」	境町健康広場休憩所	22	17	3
144 гл	学童保育「すまいるキッズ」	増田町総合子育て支援施設	39	40	3
増田	学童保育「ますだキッズ」	増田小学校	38	40	3
	浅舞児童クラブ	浅舞小学校	72	70	7
平鹿	醍醐児童クラブ	醍醐小学校	56	55	7
	児童クラブ「どんぐりっこ」	吉田小学校	60	60	6
+# #/m [] [にこにこキッズ雄物川	雄物川小学校敷地内専用施設	80	80	6
雄物川	にこにこキッズ雄物川Ⅲ	雄物川庁舎2階	29	30	3
	学童保育「おおもり」	大森小学校敷地内専用施設	55	40	7
大森	学童保育「ふれあい」	子どもと老人のふれあいセンター	44	30	3
	第一小なかよし学級	十文字総合文化センター	67	70	6
	さくらんぼ学級	十文字第一小学校	24	35	3
	ひまわり学級	幸福会館	19	25	2
十文字	第二小なかよし学級	十文字第二小学校	11	25	2
	あおぞら学級	植田小学校	14	15	2
	睦小なかよし学級	睦合小学校	20	27	2
山内	なかよしクラブ	山内小学校	26	40	3
大雄	こどもセンター	大雄小学校敷地内専用施設	65	65	6

資料:横手市福祉の概要 平成31年4月1日現在

(4) 中学校の状況

中学校の状況は、平成 30 年度の教員数は 187 人で前年度から 6 人減少、生徒数は 2,192 人で前年度から 36 人減少しています。

【中学校の状況】

(クラス数、人)

	学校数	学級数	教員数	生徒数
平成 26 年度	8 校	103	189	2, 490
平成 27 年度	8 校	101	192	2, 393
平成 28 年度	8 校	98	188	2, 275
平成 29 年度	8 校	97	193	2, 228
平成 30 年度	7 校	93	187	2, 192

資料:秋田県学校基本調査 各年5月1日現在

(5) 高等学校の状況

高等学校の状況は、平成30年度の教員数は236人で前年度から6人減少、生徒数は2,654人で前年度から79人減少しています。

【高等学校の状況】

(人)

	学校数	教員数	生徒数
平成 26 年度	6 校	256	2, 988
平成 27 年度	6 校	253	2, 912
平成 28 年度	6 校	251	2, 760
平成 29 年度	6 校	242	2, 733
平成 30 年度	6 校	236	2, 654

資料:秋田県学校基本調査 各年5月1日現在

(6)特別支援学級数(小学校)と教員・生徒数の推移

小学校の特別支援学級の状況は、平成 30 年度の特別支援学級担当教員数は 41 人、生徒数は 104 人で前年度から 12 人増加しています。

【小学校の特別支援学級の状況】

(クラス数、人)

	学級数	特別支援学級担当教員数	児童数
平成 26 年度	36	36	75
平成 27 年度	32	32	78
平成 28 年度	37	37	90
平成 29 年度	41	41	92
平成 30 年度	41	41	104

資料:秋田県学校基本調査 各年5月1日現在

(7)特別支援学級数(中学校)と教員・生徒数の推移

中学校の特別支援学級の状況は、平成30年度の特別支援学級担当教員数は14人で前年度から4人減少、生徒数は44人で前年度から4人減少しています。

【中学校の特別支援学級の状況】

(クラス数、人)

	学級数	特別支援学級担当教員数	生徒数
平成 26 年度	15	15	37
平成 27 年度	17	17	42
平成 28 年度	19	19	46
平成 29 年度	18	18	48
平成 30 年度	14	14	44

資料:秋田県学校基本調査 各年5月1日現在

(8) 特別支援学校の教員・生徒数の推移

特別支援学校の状況は、平成 30 年度の教員数は 68 人で前年度から 2 人減少、生徒数は 96 人で 7 人増加しています。

【特別支援学校の状況】

(クラス数、人)

	学校数	教員数	生徒数
平成 26 年度	1 校	67	97
平成 27 年度	1 校	67	95
平成 28 年度	1 校	66	94
平成 29 年度	1 校	66	89
平成 30 年度	1 校	68	96

資料:秋田県学校基本調査 各年5月1日現在

第4節 母子保健・医療の状況

1 健康診査の状況

(1) 乳児(4、7、10か月児)健康診査の結果

乳児健康診査の状況は、平成30年度の乳児4か月児健康診査の受診率は99.8%、乳児7か月児健康診査の受診率は90.4%、乳児10か月児健康診査の受診率は91.4%と、4か月児健康診査に比べて7か月児、10か月児の受診率はやや低くなっています。

【乳児(4か月児)健康診査の状況】

(人)

	対象児数	受診児数	受診率	正常	所見あり
平成 26 年度	556	546	98. 2%	374	172
平成 27 年度	520	516	99. 2%	391	125
平成 28 年度	525	518	98. 7%	364	154
平成 29 年度	462	447	96.8%	284	163
平成 30 年度	475	474	99.8%	299	175

【乳児(7か月児)健康診査の状況】

(人)

	対象児数	受診児数	受診率	正常	所見あり
平成 26 年度	544	530	97. 4%	372	158
平成 27 年度	533	503	94. 4%	275	228
平成 28 年度	547	504	92. 1%	286	218
平成 29 年度	489	455	93. 0%	272	183
平成 30 年度	480	434	90. 4%	262	172

【乳児(10か月児)健康診査の状況】

(人)

	対象児数	受診児数	受診率	正常	所見あり
平成 26 年度	548	514	93. 8%	435	79
平成 27 年度	541	502	92. 8%	368	134
平成 28 年度	589	508	86. 2%	419	89
平成 29 年度	493	454	92. 1%	353	101
平成 30 年度	477	436	91. 4%	357	79

資料:横手市保健事業の概要(各年3月末時点)

(2) 1歳6か月児健康診査の結果

1歳6か月児健康診査の状況は、平成30年度の受診率は98.1%となっています。

【1歳6か月児健康診査の状況】

(人)

	対象児数	受診児数	受診率
平成 26 年度	570	558	97. 9%
平成 27 年度	554	547	98. 7%
平成 28 年度	535	528	98. 7%
平成 29 年度	534	516	96. 6%
平成 30 年度	477	468	98. 1%

(延べ人)

	正常	要指導	要観察	経過 観察中	要精査	要治療	治療中• 訓練中
平成 26 年度		31	230	27	16	2	63
平成 27 年度		36	193	25	18	2	80
平成 28 年度		22	256	32	9	7	53
平成 29 年度		13	164	24	4	2	48
平成 30 年度		17	198	29	8	4	88

資料:横手市保健事業の概要(各年3月末時点)

(3) 3歳児健康診査の結果

3歳児健康診査の状況は、平成30年度の受診率は97.8%となっています。

【3歳児健康診査の状況】

(人)

	対象児数	受診児数	受診率
平成 26 年度	671	654	97. 5%
平成 27 年度	634	633	99.8%
平成 28 年度	551	545	98. 9%
平成 29 年度	554	546	98. 6%
平成 30 年度	540	528	97. 8%

(延べ人)

	正常	要指導	要観察	経過 観察中	要精査	要治療	治療中• 訓練中
平成 26 年度		29	120	26	169	8	78
平成 27 年度		35	193	31	214	3	129
平成 28 年度		36	132	23	180	5	54
平成 29 年度		16	74	16	205	3	72
平成 30 年度		17	124	29	178	6	111

資料:横手市保健事業の概要(各年3月末時点)

(4) 妊婦健康診査の結果

妊婦健康診査の状況は、平成30年度の前期と後期の平均受診率は91.9%となっています。

【妊婦健康診査の状況】

(人)

		前期		後期			平均
	対象数	受診数	受診率	対象数	受診数	受診率	受診率
平成 26 年度	536	368	68. 7%	536	310	57. 8%	63. 2%
平成 27 年度	562	484	86. 1%	562	407	72. 4%	79. 3%
平成 28 年度	526	469	89. 2%	526	362	68.8%	79.0%
平成 29 年度	500	448	89. 6%	500	340	68.0%	78. 8%
平成 30 年度	493	444	90. 1%	493	462	93. 7%	91.9%

資料:横手市保健事業の概要(各年3月末時点)

2 歯科健康診査の状況

(1) 1歳6か月児歯科健康診査の結果

1歳6か月児歯科健康診査の状況は、平成30年度の受診率は98.1%となっています。

【1歳6か月児歯科健康診査の状況】

(人)

	対象児数	受診児数	│ 受診児数 受診率 -		う歯あり		う歯なし	
	对 多冗数	文砂冗数	文砂平	人数	割合	人数	割合	
平成 26 年度	570	557	97. 7%	12	2. 2%	545	97. 8%	
平成 27 年度	554	547	98. 7%	8	1.5%	539	98. 5%	
平成 28 年度	535	528	98. 7%	7	1.3%	521	98. 7%	
平成 29 年度	534	516	96.6%	8	1.6%	508	98. 4%	
平成 30 年度	477	468	98. 1%	7	1.5%	461	98. 5%	

資料:横手市保健事業の概要(各年3月末時点)

(2) 2歳児歯科健康診査の結果

2歳児歯科健康診査の状況は、平成30年度の受診率は97.8%となっています。

【2歳児歯科健康診査の状況】

(人)

	対象児数	亞沙旧粉	平沙旧粉 平沙安		う歯あり		う歯なし	
	对多 冗数	受診児数	受診率	人数	割合	人数	割合	
平成 26 年度	634	612	96. 5%	66	10.8%	546	89. 2%	
平成 27 年度	534	521	97. 6%	51	9.8%	470	90. 2%	
平成 28 年度	560	545	97. 3%	54	9.9%	491	90. 1%	
平成 29 年度	540	514	95. 2%	32	6. 2%	482	93. 8%	
平成 30 年度	549	537	97. 8%	44	8. 2%	493	91.8%	

資料:横手市保健事業の概要(各年3月末時点)

(3) 3歳児歯科健康診査の結果

3歳児歯科健康診査の状況は、平成30年度の受診率は97.8%となっています。

【3歳児歯科健康診査の状況】

(人)

	対象児数	亞沙旧粉	平沙旧粉 平沙安		う歯あり		う歯なし	
	刈水冗数	受診児数	受診率	人数	割合	人数	割合	
平成 26 年度	671	654	97. 5%	162	24. 8%	492	75. 2%	
平成 27 年度	634	633	99. 8%	147	23. 2%	486	76.8%	
平成 28 年度	551	545	98. 9%	97	17. 8%	448	82. 2%	
平成 29 年度	554	546	98. 6%	74	13. 6%	472	86. 4%	
平成 30 年度	540	528	97. 8%	83	15. 7%	445	84. 2%	

資料:横手市保健事業の概要(各年3月末時点)

(4) 妊婦歯科健康診査の結果

妊婦歯科健康診査の状況は、平成30年度の受診率は55.7%で半数をやや上回っています。

【妊婦歯科健康診査の状況】

(人)

	対象数	受診数	受診率
平成 26 年度	536	248	46. 3%
平成 27 年度	562	276	49. 1%
平成 28 年度	526	281	53. 4%
平成 29 年度	500	241	48. 2%
平成 30 年度	481	268	55. 7%

資料:横手市保健事業の概要(各年3月末時点)

3 保健指導の状況

(1) 母子健康手帳の交付数

母子健康手帳の交付数は、平成30年度は454件となっており、減少傾向が続いています。

【母子健康手帳の交付状況】

(件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
交付数	536	514	496	473	454

資料:横手市保健事業の概要(各年3月末時点)

(2) 両親学級の参加数

両親学級の参加数は、平成30年度は202人で開催回数は8回となっています。

【両親学級の状況】

(回、人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	8	6	8	8	8
参加者数	220	145	180	210	202

資料:横手市保健事業の概要(各年3月末時点)

(3) 乳児家庭全戸訪問指導(こんにちは赤ちゃん事業)

こんにちは赤ちゃん事業の訪問指導率は、平成 30 年度は 99.4%で平成 28 年度以降増加傾向となっています。

【乳児家庭全戸訪問指導の状況】

(件、人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象家庭数	534	566	519	479	474
訪問指導数	517	535	507	472	471
訪問指導率	96.8%	94. 5%	97. 7%	98. 5%	99. 4%

資料:健康推進課こんにちは赤ちゃん集計表(各年3月末時点)

4 予防接種の状況

(1) 予防接種の状況

予防接種は予防接種法の改正により、接種種類が増加しています。予防接種率は、下記のとおりとなっています。

【予防接種の状況】

(%)

	ヒブ				小児肺炎球菌			
	1回目	2回目	3回目	追加	1回目	2回目	3回目	追加
平成 26 年度	60. 7	95. 6	92. 5	75. 9	81. 7	97. 7	87. 4	60. 4
平成 27 年度	80. 9	97. 1	90. 4	61.8	90. 3	97. 3	98. 3	74. 7
平成 28 年度	90. 0	98. 4	97. 7	69. 2	96. 6	98. 6	98. 7	76. 5
平成 29 年度	96. 6	98. 8	99. 2	74. 0	96. 6	98. 6	98. 7	76. 5
平成 30 年度	94. 2	98. 1	97. 6	76. 0	94. 4	92. 6	94. 8	74. 3

B型肝炎				四種混合				
	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	4回目	BCG
平成 26 年度	-	1	1	94. 8	96. 5	96. 1	69. 3	99. 6
平成 27 年度	-	-	-	93. 1	96. 1	93. 7	69. 1	91. 9
平成 28 年度	95. 0	98. 8	86. 5	95. 2	98. 1	96. 7	77. 1	95. 0
平成 29 年度	98. 8	98. 8	91. 5	95. 1	96. 7	97. 0	66. 4	93. 0
平成 30 年度	95. 5	97. 4	88. 9	91. 9	95. 9	94. 6	77. 1	91. 9

	風しん・麻しん		水	水痘		日本脳炎			
	1期	2期	1回目	2回目	1回目	2回目	追加	2期	
平成 26 年度	99. 3	98. 6	45. 1	74. 1	44. 1	79. 0	56. 0	47. 6	
平成 27 年度	97. 0	99. 1	65. 0	60. 6	40. 8	73. 3	42. 4	24. 0	
平成 28 年度	102. 3	98. 3	75. 4	71.8	41. 7	68. 2	45. 0	23. 1	
平成 29 年度	94. 5	98. 6	80. 6	83. 2	43. 2	76. 4	44. 9	17. 7	
平成 30 年度	100. 4	98. 6	82. 4	78. 4	45. 9	76. 7	53. 7	54. 0	

資料:横手市保健事業の概要(各年3月末時点)

第5節 就業の状況

1 就業者数の推移

(1) 事業所・従業者数の推移

事業所の従業者数は、卸売・小売業、製造業、医療・福祉の占める割合が大きくなっています。

【事業所・従業者数の推移】

(社、人)

A) litt		平成 26 年	
分類	事業所数	従業者数	数・割合
全産業	4, 971	40, 881	100.0%
農林漁業	94	968	2. 4%
非農林漁業	4, 877	39, 913	97. 6%
鉱業・採石業・砂利採取業	1	4	0.0%
建設業	544	3, 547	8. 7%
製造業	389	7, 424	18. 2%
電気・ガス・熱供給・水道業	4	135	0.3%
情報通信業	28	139	0.3%
運輸業・郵便業	105	1, 846	4. 5%
卸売・小売業	1, 397	8, 899	21.8%
金融・保険業	79	805	2.0%
不動産業・物品賃貸業	104	356	0.9%
宿泊業・飲食サービス業	543	3, 179	7. 8%
医療・福祉	355	6, 900	16. 9%
教育・学習支援業	144	1, 636	4. 0%
複合サービス事業	51	620	1.5%
サービス業 (他に分類されないもの)	356	1, 854	4. 5%
生活関連サービス業・娯楽業	638	1, 865	4. 6%
学術研究・専門・技術サービス業	139	704	1.7%

資料:経済センサス基礎調査結果

(2) 産業別就業者数の推移

産業別の就業者数は、1次産業と2次産業で就業者数、割合ともに減少が続き、3次産業の 占める割合が58.9%となっています。

【産業別就業者数の推移】

(人)

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
1次産業	就業者数	10, 040	9, 286	7, 939	7, 559
Ⅰ次性未	就業率	18. 0%	17. 8%	16.8%	16. 2%
2次産業	就業者数	17, 082	14, 330	12, 282	11, 587
2次性未	就業率	30. 5%	27. 4%	25. 9%	24. 9%
3次産業	就業者数	28, 798	28, 625	27, 145	27, 398
3 久性未	就業率	51.5%	54. 8%	57. 3%	58.9%

資料: 国勢調査 各年 10 月 1 日現在

(3) 男女別従業者数の推移

男女別の就業者数は、男性 25,664 人、女性 21,054 人で男女ともにほぼ横ばいとなっています。

【男女別従業者数の推移】

(人)

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
全体	人口	109, 004	103, 652	98, 367	92, 197
	就業人口	55, 968	52, 331	47, 396	46, 718
	就業率	51.3%	50. 5%	48. 2%	50. 7%
	人口	51, 857	48, 811	46, 225	43, 274
男性	就業人口	31, 988	29, 546	26, 526	25, 664
	就業率	61.7%	60. 5%	57. 4%	59. 3%
	人口	57, 147	54, 841	52, 142	48, 923
女性	就業人口	23, 980	22, 785	20, 870	21, 054
	就業率	42. 0%	41.5%	40.0%	43. 0%

資料: 国勢調査 各年 10 月 1 日現在

第6節 安全の確保

1 事故の発生数

(1) 子どもの交通事故発生件数

子どもの交通事故発生件数は、平成30年度は14件で、そのうち未就学児童は1件となっています。

【交通事故発生件数】

(件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
未就学児童	2	4	1	3	1
少年	17	7	8	8	13
合計	19	11	9	11	14

資料:横手警察署交通事故概況月次報告(月末時点報告の合計値)

第7節 子ども・子育て支援サービス

1 施設型給付及び地域型保育給付

各認定区分における過去5年間の計画及び実績は下記のとおりです。

(1) 1号認定(3~5歳教育標準時間認定:幼稚園、認定こども園)

■計画値

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
_	量の見込み(人) 必要利用定員総数)	204	192	180	168	161
2	確保方策(人)	260	240	230	200	200
	特定教育・保育施設	260	240	230	200	200
③過不足 (2-1)		56	48	50	32	39

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
(①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	229	206	173	144	123
(②確保方策(人)	260	240	230	200	200
	特定教育・保育施設	260	240	230	200	200
(③過不足(②−①)	31	34	57	56	77

(2) 2号認定(3~5歳保育認定:保育所、認定こども園)

■計画値

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
_	量の見込み(人) 必要利用定員総数)	1, 637	1, 535	1, 442	1, 348	1, 292
2	確保方策(人)	1, 695	1, 609	1, 614	1, 569	1, 556
	特定教育・保育施設	1, 695	1, 609	1, 614	1, 569	1, 556
3	過不足(②-①)	58	74	172	221	264

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
_	量の見込み(人) 必要利用定員総数)	1, 673	1, 670	1, 611	1, 445	1, 236
21	確保方策(人)	1, 575	1, 609	1, 614	1, 569	1, 556
	特定教育・保育施設	1, 575	1, 609	1, 614	1, 569	1, 556
3)	過不足(②-①)	-98	-61	3	124	320

(3) 3号認定(0~2歳保育認定:保育所、認定こども園)

① 0 歳児

■計画値

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	量の見込み(人) 必要利用定員総数)	358	342	324	306	289
27	確保方策(人)	365	360	360	307	306
	特定教育・保育施設	365	355	355	304	300
	特定地域型保育事業	0	5	5	3	6
保育利用率(%)		22. 8	22. 3	24. 6	20. 6	22. 0
③過不足 (②-①)		7	18	36	1	17

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
_	量の見込み(人) 必要利用定員総数)	368	358	341	257	203
27	確保方策(人)	370	360	360	308	306
	特定教育・保育施設	365	355	355	304	300
	特定地域型保育事業	5	5	5	4	6
保育利用率(%)		22. 5	22. 3	23. 2	20. 7	21.5
③過不足 (2-1)		2	2	19	51	103

②1~2歳児

■計画値

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	量の見込み(人) 必要利用定員総数)	895	859	823	783	740
2	確保方策(人)	900	926	931	866	875
	特定教育・保育施設	900	916	921	857	854
	特定地域型保育事業	0	10	10	9	21
保	育利用率(%)	56. 2	57. 4	63. 5	58. 2	62. 9
3	過不足(②-①)	5	67	108	83	135

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	量の見込み(人) 必要利用定員総数)	866	871	852	847	699
2	確保方策(人)	910	926	931	866	870
	特定教育・保育施設	900	916	921	857	849
	特定地域型保育事業	10	10	10	9	21
保	育利用率(%)	55. 4	57. 4	60.0	58. 2	61. 1
3	過不足(②-①)	44	55	79	19	171

2 地域子ども・子育て支援事業

各事業における過去5年間の実施状況は下記のとおりです。

(1)延長保育事業

■計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み(人)	1, 196	1, 196	1, 211	1, 216	1, 228
②確保方策(人)	2, 860	2, 840	2, 905	2, 772	2, 772
③過不足(②一①)	1, 664	1, 644	1, 694	1, 556	1, 544

■実績値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (人)	205	225	210	199	186
②確保方策(人)	2, 810	2, 895	2, 905	2, 647	2, 590
③過不足 (②一①)	2, 605	2, 670	2, 695	2, 448	2, 404

(2) 放課後児童健全育成事業

■計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み(人) ①1~4年生	1, 178	1, 234	1, 230	1, 176	1, 194
②確保方策(人)	1, 180	1, 247	1, 344	1, 401	1, 401
③過不足 I (②一①)	2	13	114	225	207
量の見込み(人) ④5~6年生	148	157	166	164	151
⑤過不足Ⅱ (②- (①+④))	-146	-144	-52	61	56

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み(人)	①1~4年生	1, 073	1, 095	1, 205	1, 192	1, 217
②確保方策 (人)		1, 125	1, 247	1, 349	1, 401	1, 401
③過不足 I (2-1)		52	152	144	209	184
量の見込み(人)	④5~6年生	0	8	42	69	74
⑤過不足Ⅱ (②- (①	1)+(4)))	52	144	102	140	110

(3) 利用者支援事業

■計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (箇所)	1	1	1	1	1
②確保方策 (箇所)	1	1	1	1	1
③過不足(②一①)	0	0	0	0	0

■実績値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (箇所)	1	1	1	1	1
②確保方策 (箇所)	1	1	1	1	1
③過不足(②一①)	0	0	0	0	0

(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)

■計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (人日/年)	110	110	110	110	110
ショートステイ事業	65	65	65	65	65
トワイライトステイ事業	45	45	45	45	45
②確保方策(人日/年)	110	110	110	110	110
ショートステイ事業	65	65	65	65	65
トワイライトステイ事業	45	45	45	45	45
③過不足(②一①)	0	0	0	0	0

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (人日/年)	2	39	62	86	35
ショートステイ事業	2	39	62	83	30
トワイライトステイ事業	0	0	0	3	5
②確保方策(人日/年)	110	110	110	128	110
ショートステイ事業	65	65	65	83	65
トワイライトステイ事業	45	45	45	45	45
③過不足(②一①)	108	71	48	42	75

(5) 地域子育て支援拠点事業

■計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (人回/年)	21, 659	22, 350	22, 854	23, 146	23, 249
②確保方策(人回/年)	21, 659	22, 350	22, 854	23, 146	23, 249
③過不足(②一①)	0	0	0	0	0

■実績値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (人回/年)	20, 222	19, 315	21, 091	17, 515	16, 746
②確保方策(人回/年)	21, 659	22, 350	22, 854	23, 146	23, 249
③過不足(②一①)	1, 437	3, 035	1, 763	5, 631	6, 503

(6) 一時預かり事業

①認定こども園における預かり保育

■計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (人日/年)	7, 658	7, 182	6, 738	6, 307	6, 044
一時利用	2, 038	1, 911	1, 793	1, 678	1, 608
定期利用	5, 620	5, 271	4, 945	4, 629	4, 436
②確保方策(人日/年)	7, 658	7, 182	6, 738	6, 307	6, 044
一時利用	2, 038	1, 911	1, 793	1, 678	1, 608
定期利用	5, 620	5, 271	4, 945	4, 629	4, 436
③過不足 (2-1)	0	0	0	0	0

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (人日/年)	10, 070	8, 419	6, 526	5, 868	5, 280
一時利用	1, 176	1, 095	460	393	353
定期利用	8, 894	7, 324	6, 066	5, 475	4, 927
②確保方策(人日/年)	7, 658	7, 182	6, 738	5, 868	5, 280
一時利用	2, 038	1, 911	1, 793	393	353
定期利用	5, 620	5, 271	4, 945	5, 475	4, 927
③過不足(②一①)	-2, 412	-1, 237	212	0	0

②認定こども園以外の預かり保育

■計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (人日/年)	2, 943	2, 730	2, 650	1, 980	1, 900
認可保育所	1, 953	1, 850	1, 750	1, 650	1, 570
ファミリー・サホ゜ート・センター事業	990	880	900	330	330
②確保方策(人日/年)	2, 943	2, 730	2, 650	1, 980	1, 900
認可保育所	1, 953	1, 850	1, 750	1, 650	1, 570
ファミリー・サホ゜ート・センター事業	990	880	900	330	330
③過不足(②一①)	0	0	0	0	0

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (人日/年)	1, 668	1, 207	1, 853	1, 954	1, 623
認可保育所	856	874	1, 523	1, 673	1, 505
ファミリー・サポ゜ート・センター事業	812	333	330	281	118
②確保方策(人日/年)	2, 943	2, 730	2, 080	1, 954	1, 623
認可保育所	1, 953	1, 850	1, 750	1, 673	1, 505
ファミリー・サポ゜ート・センター事業	990	880	330	281	118
③過不足(②一①)	1, 275	1, 523	227	0	0

(7) 病児・病後児保育事業

■計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (人)	3, 054	3, 237	3, 382	3, 226	3, 103
病児保育園(病児)	29	300	600	600	600
認可保育所(病後児)	29	70	70	70	70
認可保育所(体調不良児)	3, 025	2, 867	2, 712	2, 556	2, 433
②確保方策(人)	3, 054	3, 847	4, 632	4, 476	4, 353
病児保育園(病児)	0	500	1, 440	1, 440	1, 440
認可保育所(病後児)	29	480	480	480	480
認可保育所(体調不良児)	3, 025	2, 867	2, 712	2, 556	2, 433
③過不足(②一①)	0	610	1, 250	1, 250	1, 250

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み(人)	2, 576	2, 462	3, 534	4, 410	4, 874
病児保育園(病児)	0	18	733	971	1, 095
認可保育所(病後児)	61	43	25	47	48
認可保育所(体調不良児)	2, 515	2, 401	2, 776	3, 392	3, 731
②確保方策(人)	2, 576	3, 467	4, 632	5, 312	5, 651
病児保育園(病児)	0	120	1, 440	1, 440	1, 440
認可保育所(病後児)	61	480	480	480	480
認可保育所(体調不良児)	2, 515	2, 867	2, 712	3, 392	3, 731
③過不足(②一①)	0	1, 005	1, 098	902	777

(8) 病児・緊急対応強化事業

■計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (人日/年)	99	102	105	5	5
②確保方策(人日/年)	99	102	105	5	5
③過不足(②一①)	0	0	0	0	0

■実績値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (人日/年)	5	17	5	1	1
②確保方策(人日/年)	99	102	5	1	1
③過不足(②一①)	94	85	0	0	0

(9) 子育て援助活動支援事業(就学児)

■計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (人日/年)	462	626	640	116	116
低学年	165	320	325	47	47
高学年	297	306	315	69	69
②確保方策(人日/年)	462	626	640	116	116
低学年	165	320	325	47	47
高学年	297	306	315	69	69
③過不足(②一①)	0	0	0	0	0

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (人日/年)	692	450	116	188	174
低学年	390	226	47	89	162
高学年	302	224	69	99	12
②確保方策(人日/年)	692	626	116	188	174
低学年	390	320	47	89	162
高学年	302	306	69	99	12
③過不足 (②一①)	0	176	0	0	0

(10) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)

■計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み(人)	538	515	489	463	439
②確保方策(人)	538	515	489	463	439
③過不足 (②一①)	0	0	0	0	0

■実績値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (人)	535	507	465	471	438
②確保方策(人)	535	507	465	471	438
③過不足(②一①)	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査

■計画値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (人)	538	515	489	463	439
②確保方策(人)	538	515	489	463	439
③過不足 (2-1)	0	0	0	0	0

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①量の見込み (人)	562	526	500	493	452
②確保方策 (人)	562	526	500	493	452
③過不足(②一①)	0	0	0	0	0

第8節 アンケート調査結果からみた子どもたち

【横手市 子育てに関するアンケート調査】

1 調査の目的

横手市では、国の「子ども・子育て支援新制度」のスタートを機に、平成 26 年度に「横手市子ども・子育て支援事業計画 夢はぐくむゆきんこプラン」(平成 27 年度~平成 31 年度)を策定し、子育ち・子育てを地域全体で見守る体制を構築しています。

この調査は、保護者の皆様の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、「横手市子ども・子育て支援事業計画 夢はぐくむゆきんこプラン」策定のための基礎資料とすることを目的として、平成31年1月に実施しました。

2 調査の設計・方法

横手市に居住する就学前児童 $(0 \sim 5$ 歳) のいる世帯と小学生 $(1 \sim 6$ 年生) のいる世帯を対象に住民基本台帳による年齢別を考慮した系統抽出法で、保護者の方が回答する方法によりアンケート調査を実施しました。

3 回収結果

	配付数①	総回収数	有効回収数②	有効回収率 ②/①
就学前児童	2, 000	1, 393	1, 393	69. 7%
小 学 生	2, 000	1, 394	1, 393	69. 7%

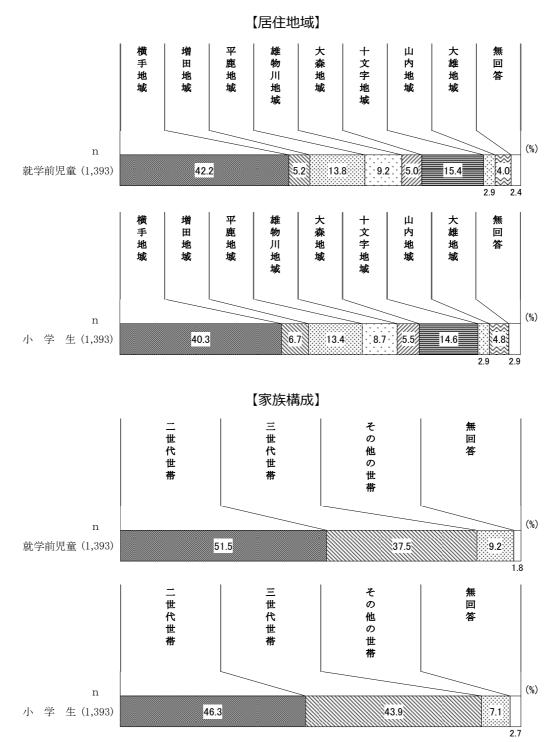
4 グラフの見方

- n (number of cases) は比率算出の基数であり、100%が何人の回答に相当するかを示します。
- ■回答の構成比は百分率であらわし、小数点第2位を四捨五入して算出しています。したがって、単一選択式の質問においては、回答比率を合計しても100.0%にならない場合があります。また、回答者が2つ以上の回答をすることができる多肢選択式の質問においては、各設問の調査数を基数として算出するため、すべての選択肢の比率を合計すると100%を超えます。
- ■図表及び本文で、選択肢の語句などを一部簡略化している場合があります。

5 調査結果の概要

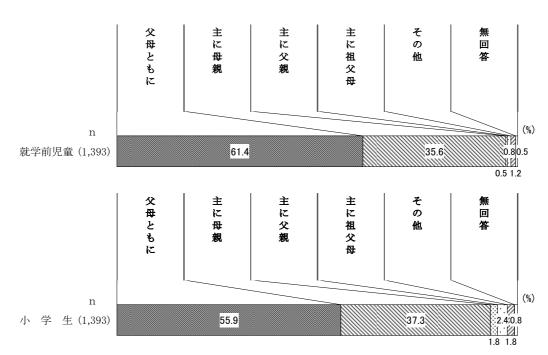
(1) 家庭の状況

- ・就学前児童・小学生ともに「横手地域」が最も多く、「十文字地域」、「平鹿地域」と続いています。
- ・家族構成については、就学前児童は「二世代世帯」が51.5%と最も多く、「三世代世帯」が37.5%と続いています。一方、小学生では「二世代世帯」(46.3%)と「三世代世帯」(43.9%)がほぼ半々となっています。



・小学生より就学前児童の方が「父母ともに」がやや多く、子どもが小さいうちは父親も 育児への参加が高いことが分かります。

【子育ての主体者】



(2)教育・保育事業等について

- ・教育・保育事業については、83.2%が利用しており、そのうち「認可保育所」が82.7%、「認定こども園」が11.0%となっています。年齢別でみると、1歳からの利用が多くなっています。
- ・教育・保育事業を利用している理由については、子どもの教育や親の就労のためが主 な理由となっています。
- ・小学生の放課後の過ごし方については、「自宅」(71.1%)が最も多く、それ以外には「習い事」、「放課後児童クラブ」などとなっています。

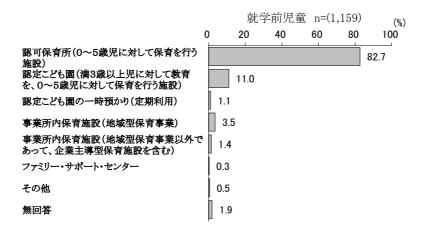
利 用 し し て い る な い が る 83.2

【教育・保育事業の利用状況】

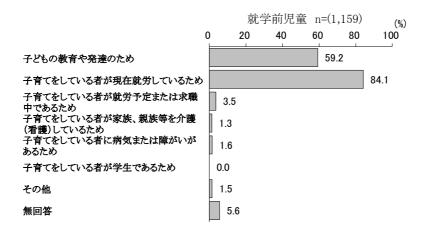
【教育・保育事業の利用状況 (年齢別)】

上段:件数 下段: %	調査数	利用している	利用していない	無回答
全 体	1,393	1, 159	221	13
左 #A Dil	100.0	83. 2	15. 9	0.9
年齢別 0歳	201	197	169	1
し 原文	301 100. 0	137 45. 5	163 54. 2	1 0. 3
1 歳	199	177	22	-
1 ///	100.0	88. 9	11. 1	_
2歳	206	179	21	6
	100.0	86.9	10.2	2.9
3歳	212	206	6	_
	100.0	97.2	2.8	_
4歳	211	207	3	1
	100.0	98. 1	1.4	0.5
5 歳	227	224	1	2
	100.0	98.7	0.4	0.9
年齢別(3区分)				
0歳	301	137	163	1
	100.0	45.5	54. 2	0.3
$1 \sim 2$ 歳	405	356	43	6
	100.0	87.9	10.6	1.5
$3\sim5$ 歳	650	637	10	3
	100.0	98.0	1.5	0.5

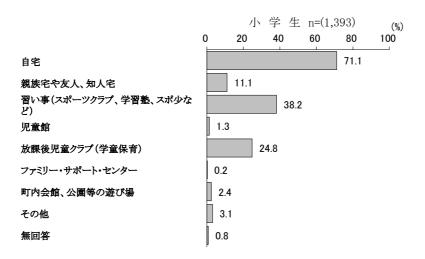
【利用している教育・保育事業】



【教育・保育事業を利用している理由】



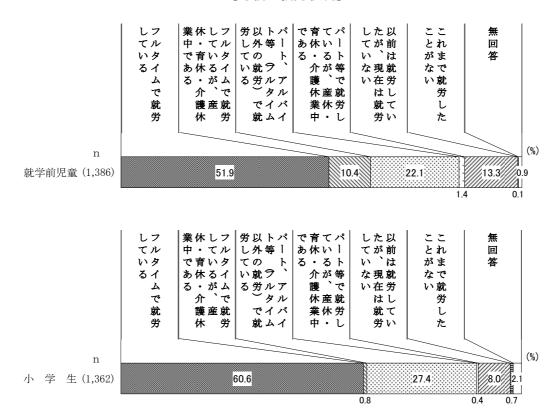
【放課後主に過ごしている場所】



(3) 就労の状況

・就学前児童に比べて小学生では、フルタイムやパート・アルバイトなどの就労をしている 日親が多い傾向です。

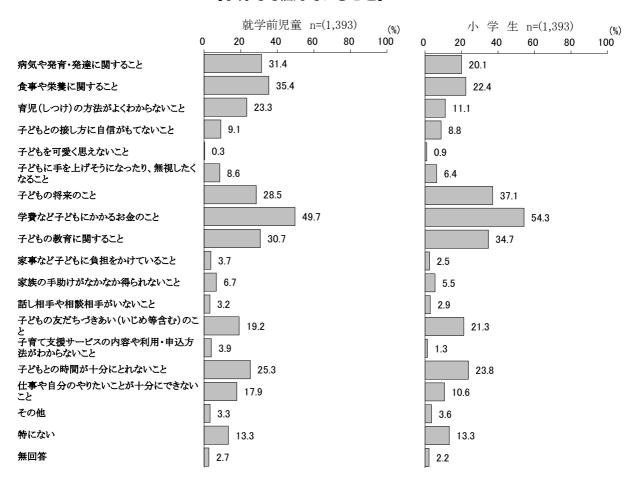
【母親の就労状況】

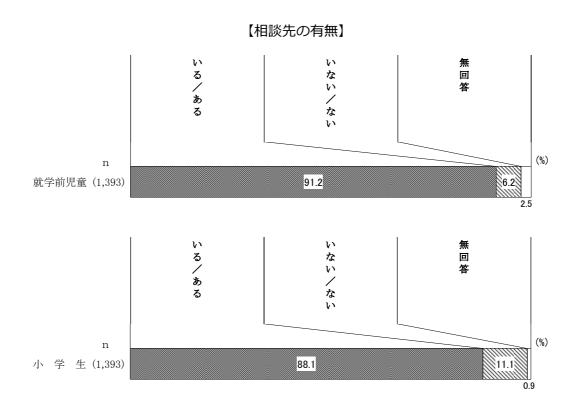


(4) 日頃の子育てについて

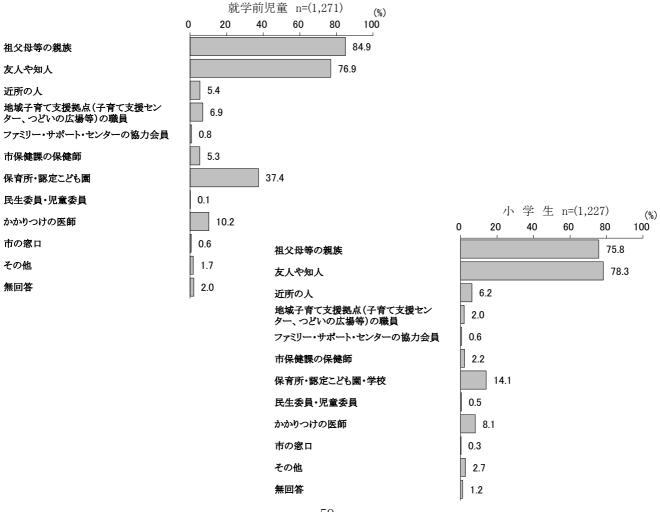
- ・就学前児童・小学生ともに、一番の悩みは「学費など子どもにかかるお金のこと」と なっています。その他、就学前児童は、食事や栄養、発育・発達に関すること、小学 生は、子どもの将来、教育に関することなどとなっています。
- ・相談先の有無については、就学前児童・小学生ともに9割前後が「いる/ある」と回答しており、そのほとんどが祖父母や友人・知人の身近な人に相談しています。就学前児童は、加えて保育所など子どもの預け先への相談もみられます。

【子育てで悩んでいること】



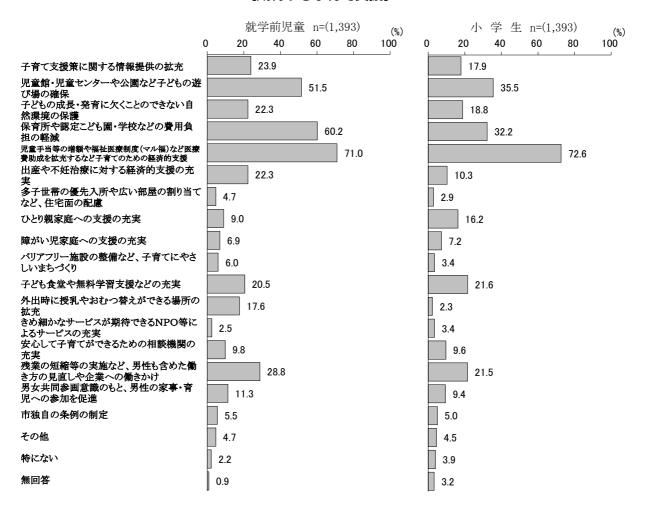


【相談できる人(場所)】

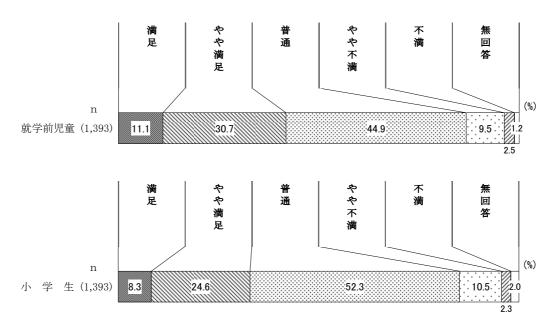


- ・期待する子育て支援については、就学前児童・小学生ともに、子育ての悩みで最も多かった経済的支援があげられています。その他、順位は異なるものの、就学前児童・小学生ともに保育所や学校などの費用負担の軽減や子どもの遊び場の確保などとなっています。
- ・就学前児童は、出産や不妊治療に対する経済的支援、外出時のおむつ替えの場の拡充、 働き方の見直し、小学生はひとり親家庭への支援などもあげられています。
- ・地域における子育ての環境や支援に対する満足度は、就学前児童は 41.8%、小学生では 32.9%と、就学前児童の方が高くなっています。

【期待する子育て支援】



【子育て環境や支援への満足度】



【横手市 子どものいる世帯の生活状況等に関するアンケート調査】

1 調査の設計・方法

高校生以下の子どもがいる家庭 2,000 世帯(平成 28 年 9 月実施:市アンケート調査)及び すべてのひとり親家庭 1,203 世帯(平成 28 年 7~8 月実施:県アンケート調査)に対して、 生活状況等に関するアンケート調査を実施しました。

2 回収結果

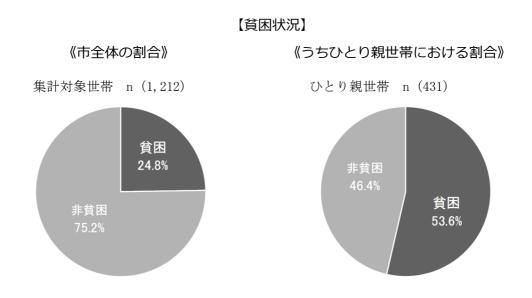
	配付数	総回収数	回収率	集計対象世帯数*
市アンケート調査	2, 000	877	43.9%	781
県アンケート調査	1, 203	463	38.5%	431
合計	3, 203	1, 340	41.8%	1, 212

※集計対象世帯数:手取り収入額の回答があったもの

3 調査結果の概要

(1)貧困世帯の状況

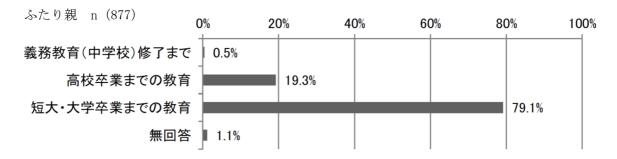
・1,212世帯のうち300世帯(24.8%)、ひとり親世帯では431世帯のうち231世帯(53.6%) が貧困世帯となっています。



(2)子どもの進路などに関する保護者の悩みごとについて

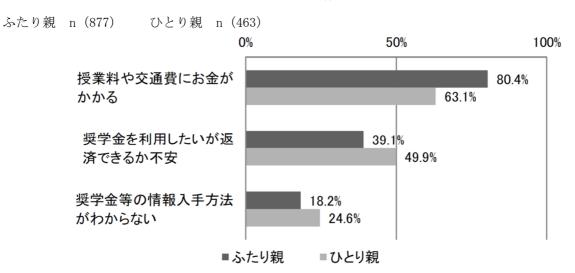
- ・子どもをどの教育段階まで受けさせたいかについては、79.1%が「短大・大学卒業までの教育」、19.3%が「高校卒業までの教育」と考えています。
- ・進学についての心配ごとについては、ひとり親は「奨学金を利用したいが返済できるか不安」(49.9%)がふたり親を約10ポイント上回っています。

【子どもにはどの教育段階まで受けさせたいか】



資料: 市アンケート調査結果

【進学における心配ごと】

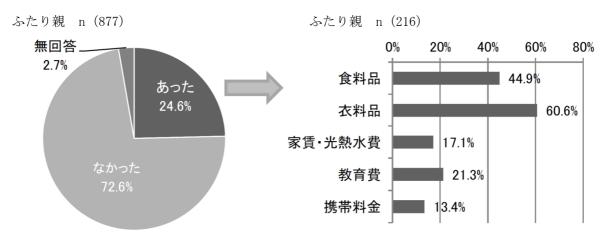


資料:県及び市アンケート調査結果

(3) 子どもの生活に関することについて

・生活に必要なものにお金が使えなかったことの有無については、24.6%が「あった」と 回答しており、「衣料品」(60.6%)、「食料品」(44.9%)、「教育費」(21.3%) などに使 えなかったと回答しています。

【生活に必要なものにお金を使えなかったことがあるか】 【お金を使えなかった経費の内訳】

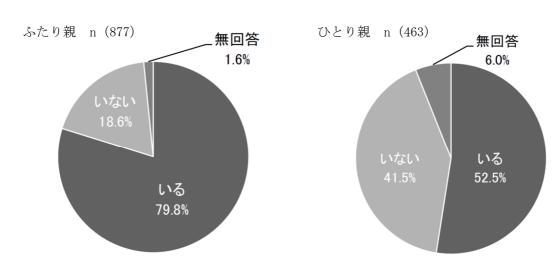


資料: 市アンケート調査結果

(4) 子育てに関する悩みごとの相談

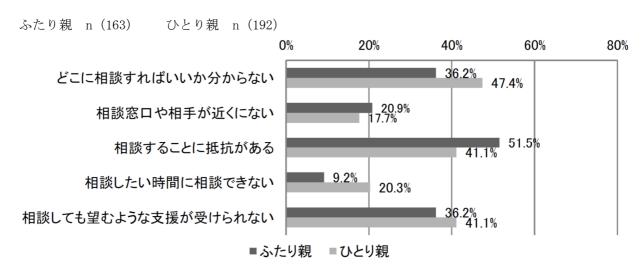
- ・相談相手の有無については、「いる」と回答した人は、ふたり親は 79.8%ですが、ひとり親は 52.5%にとどまり、「いない」も 41.5%となっています。
- ・相談できる相手がいない理由としては、ふたり親は「相談することに抵抗がある」、ひ とり親では「どこに相談すればいいか分からない」が最も多くなっています。

【子育てにおける悩みを相談できる相手がいるか】



資料:県及び市アンケート調査結果

【子育てにおける悩みを相談できる相手がいない理由】

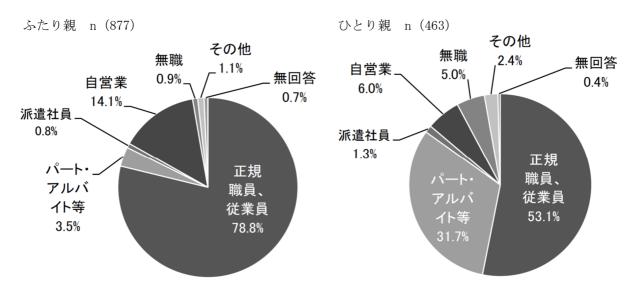


資料:県及び市アンケート調査結果

(5) 就労と収入の状況

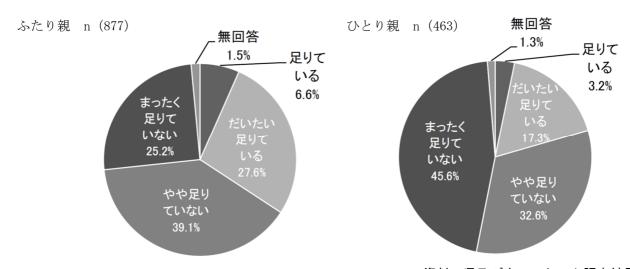
- ・ふたり親に比べてひとり親では、パート・アルバイトなどの就労をしている人が多く なっています。
- ・収入に対する満足度については、「まったく足りていない」がふたり親の25.2%に対して、ひとり親は45.6%となっており、「やや足りていない」をあわせると約8割が満足していないと回答しています。
- ・ふたり親は28.4%が転職を希望しており、就職・転職を実現できない理由として「希望する勤務条件の仕事がない」が61.0%と最も多くなっています。一方、ひとり親では49.5%が転職を希望しており、「希望する勤務条件の仕事がない」(52.8%)、「必要な資格や技術がない」(38.9%)などを実現できない理由にあげています。

【主たる生計者の就労形態】



資料:県及び市アンケート調査結果

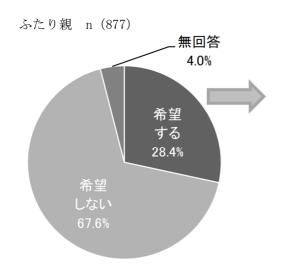
【収入に対する満足度】



資料:県及び市アンケート調査結果

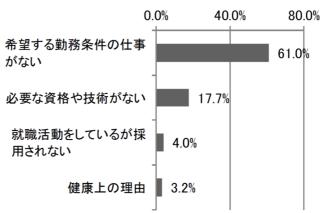
【就職あるいは高収入への転職希望】

【就職・転職を実現できない理由】



ふたり親 n (249)

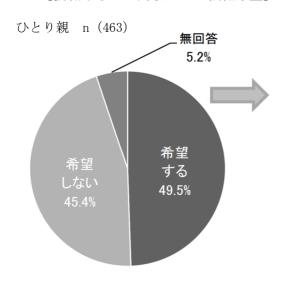
ひとり親 n (229)

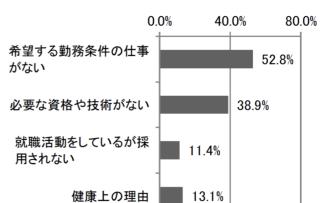


資料:市アンケート調査結果

【就職あるいは高収入への転職希望】

【就職・転職を実現できない理由】





資料:県アンケート調査結果

第Ⅲ章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の体系

基本理念

夢はぐくむ ゆきんこプラン ~子どもが 親が 地域で育つ 笑顔あふれるまち~

基本的な視点

基本目標

実施施策

- 1.子どもの視点
- 2.次代の親の育成という視点
- 3.サービス利用者の 視点
- 4.社会全体による 支援の視点
- 5.仕事と生活の調和 実現の視点
- 6.すべての子どもと 家庭への支援の 視点
- 7.地域における社会 資源の効果的な 活用の視点
- 8.サービスの質の 視点
- 9.地域特性の視点

I .子ども・子育て 支援サービスの充実

(子ども・子育て支援事業計画)

- Ⅱ.子育てを支える 仕組みづくりの充実
- Ⅲ.親と子の元気・ 健康づくりの充実

- 1.施設型給付及び地域型保育給付の充実
- 2.地域子ども・子育て支援事業の充実
- 3.幼児期の学校教育・保育の一体的提供
- 4.幼児教育・保育の質の向上
- 1.子育てにゆとりを持てる支援の充実
- 2.保育サービスの充実
- 3.子育て支援のネットワークづくり
- 4.援助を要する子どもたちへの支援
- 5.児童虐待防止対策の推進
- 1.子どもや母親の健康の確保
- 2.食育の推進
- 3.思春期保健対策の充実
- Ⅳ.生きる力に満ち あふれた次世代 ひとづくりの充実
- 1.次代の親の育成
- 2.子どもの権利についての意識啓発
- 3.児童の健全育成
- 4.子どもの生きる力の育成に向けた 学校の教育環境等の整備
- 5.地域資源を利用した教育力の向上
- V.子育てしやすい 安全安心の 環境づくりの充実
- 1.安全・安心まちづくりの推進
- 2.子どもの安全の確保
- 3.良質な住宅の確保等居住環境の整備
- 4.安心して外出できる環境の整備
- VI.職場と家庭 子育てを応援する 社会づくりの充実
- 1.ワーク・ライフ・バランスの実現

第2節 子どもの数の推計

横手市の人口推計は、社会増による人口増加が見込まれるような行政区もあることから、より詳細な仮定データを用いて推計する「コーホート要因法」を用いて人口推計を行いました。 また、区域による地域差に鑑み、過去3年間の地域別人口を根拠の人口実績とし、地域ごとの将来推計人口を算出しました。

人口推計で一般的に推奨される方法として「コーホート変化率法」と「コーホート要因法」の2種類があり、「コーホート変化率法」は、過去の各コーホートの増減を"変化率"として定め、人口に掛けあわせて推計する手法です。一方、「コーホート要因法」は"自然増(出生・死亡)"及び"社会増(転入・転出)"の将来値を仮定し、これに基づいて推計する手法です。

人口推計に利用する"年齢別生残率"、"母親の年齢別出生率"は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成29年推計)」における仮定値(中位)を用いました。横手市の0~11歳までの人口推計は、就学前児童では令和2年度の2,907人から令和6年度には2,400人と5年間で507人の減少が考えられます。小学生では3,696人から3,165人と531人の減少が考えられます。

【就学前児童の人口推計】

(人)

	平成 30 年 実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
O歳	462	438	418	399	381	363	349
1~2歳	1, 027	953	923	877	838	800	763
3~5歳	1, 674	1, 635	1, 566	1, 503	1, 404	1, 353	1, 288
合計	3, 163	3, 026	2, 907	2, 779	2, 623	2, 516	2, 400
前年差	-183	-137	-119	-128	-156	-107	-116

【小学生の人口推計】

(人)

	平成 30 年 実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
6~8歳	1, 933	1, 873	1, 781	1, 668	1, 629	1, 560	1, 498
9~11歳	2, 054	1, 969	1, 915	1, 931	1, 873	1, 781	1, 667
合計	3, 987	3, 842	3, 696	3, 599	3, 502	3, 341	3, 165
前年差	-71	-145	-146	-97	-97	-161	-176

第3節 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地域的条件や交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定することとされています。

横手市では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業を除く) を1区域、地域子ども・子育て支援事業の放課後児童健全育成事業を小学校区(17区域)に設 定します。

【提供区域の設定】

分類	事業名	施設名等	区域
教育	教育・保育施設	認定こども園、保育所	市全域
· 保 育	地域型保育事業	事業所内保育	川主場
	①延長保育事業	認定こども園、保育所	市全域
	②放課後児童健全育成事業	各学童保育(放課後児童クラブ)	小学校区 17 区域
	③利用者支援事業	横手市児童センター	
地域	④子育て短期支援事業	ショートステイ(愛児園、秋田赤十字乳児 院)、トワイライトステイ(愛児園)	
地域子ども	⑤地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター、つどいの広場	
· 子 育	⑥一時預かり事業	認定こども園(一時利用・定期利用)、保育 所、ファミリー・サポート・センター	
・子育 て支援事業	⑦病児・病後児保育事業	病児保育園 (病児) 保育所 (病後児・体調不良児)	市全域
事業	⑧病児・緊急対応強化事業	ファミリー・サポート・センター	
	⑨子育て援助活動支援事業 (小学生以下の一時預かり)	ファミリー・サポート・センター	
	⑩乳児家庭全戸訪問事業		
	⑪妊婦健康診査		

2 教育・保育の区分の設定

幼児期の教育・保育の量の見込みについて、認定こども園、認可保育所、認可外保育施設、 事業所内保育施設の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

区分		対象	該当する施設等		
1号認定	3~5歳 教育を希望する場合		認定こども園		
2号認定	3~5歳	保育を必要とし、保育所等での保育を 希望する場合(共働き家庭等)	認定こども園、保育所		
3号認定	0~2歳	保育を必要とし、保育所等での保育を 希望する場合(共働き家庭等)	認定こども園、保育所、地域型保育		

第IV章 5か年行動計画の内容

基本目標 I 子ども・子育て支援サービスの充実

1 施設型給付及び地域型保育給付の充実

(1) 1号認定【教育標準時間認定:幼稚園、認定こども園】

1号認定は、3~5歳の子どもで保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分です。

■量の見込みと確保の方策■

		平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)		144	81	77	72	70	66
(2	②確保方策(人)	200	203	203	203	203	203
	特定教育・保育施設	200	203	203	203	203	203
	3過不足(2-1)	56	122	126	131	133	137

(2) 2号認定【保育認定:保育所、認定こども園】

2号認定は、3~5歳の子どもで保育の必要性がある認定区分です。

		平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)		1, 445	1, 427	1, 370	1, 279	1, 233	1, 174
2	確保方策(人)	1, 569	1, 451	1, 451	1, 451	1, 451	1, 451
	特定教育・保育施設	1, 569	1, 451	1, 451	1, 451	1, 451	1, 451
3	過不足 (2-①)	124	24	81	172	218	277

(3) 3号認定【保育認定:保育所、認定こども園】

3号認定は、 $0\sim2$ 歳の子どもで保育の必要性がある認定区分です。0歳児と $1\sim2$ 歳児に分けて定めます。

① 0 歳児

■量の見込みと確保の方策■

		平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)		257	321	307	293	279	268
27	確保方策(人)	308	290	290	290	290	290
	特定教育・保育施設	304	284	284	284	284	284
	特定地域型保育事業	4	6	6	6	6	6
保育利用率(%)		20. 7	21. 6	22. 7	23. 8	24. 9	26. 1
③過不足 (2-1)		51	-31	-17	-3	11	22

②1~2歳児

■量の見込みと確保の方策■

		平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)		847	832	791	755	721	688
21	確保方策(人)	866	828	828	828	828	828
	特定教育・保育施設	857	807	807	807	807	807
	特定地域型保育事業	9	21	21	21	21	21
保育利用率(%)		58. 2	61. 7	64. 9	67. 9	71. 2	74. 5
③過不足 (2-1)		19	-4	37	73	107	140

[※]子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、満3歳未満の子どもの数全体に占める保育の利用 定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。「保育利用率」の目標値に ついては、以下のとおり算出します。

保育利用率 = 3号子どもにかかる保育の利用定員数(各年度における②確保方策欄の人数) 満3歳未満の子どもの数全体(P.70 子どもの数の推計値)

※保育利用率:満3歳未満の子どもの数全体(P.71 子どもの数の推計値)に占める認定こども園、保育所または地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数(各年度における②確保方策欄の人数)の割合

(4)教育・保育の確保の方策の今後の方向性

1号・2号・3号認定ともに、既存の供給量(保育所及び認定こども園、地域型保育事業の 定員合計値)で対応が可能となっています。

毎年、教育・保育の提供施設の空き状況や市内の需要動向を踏まえながら必要に応じて確保 の方策を見直していきます。

2 地域子ども・子育て支援事業の充実

子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、すべての子どもと子育て家庭のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援が求められていることから、下記の事業を実施します。子どもたちの健やかな成長のために適切な子育て環境が確保されるよう、今後もこれまで推進してきた事業の充実を図り、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を充実します。

(1)延長保育事業

保護者の勤務・通勤時間、急な残業などの場合に、通常保育時間を超えて保育所に預けることができる事業です。市内全保育所で実施しています。

	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	199	250	239	225	216	206
②確保方策(人)	2, 647	2, 534	2, 534	2, 534	2, 534	2, 534
③過不足 (②一①)	2, 448	2, 284	2, 295	2, 309	2, 318	2, 328

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者の労働などにより、放課後や週末に家庭での児童の生活が困難な場合に、保護者に代わり児童の生活や遊びの指導を行う事業です。

■量の見込みと確保の方策■

		平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	①1~4年生	1, 192	1, 257	1, 184	1, 163	1, 110	1, 073
②確保方策 (人)		1, 401	1, 466	1, 429	1, 429	1, 429	1, 429
③過不足 I (2-1)		209	209	245	266	319	356
量の見込み(人)	④5~6年生	69	148	159	167	168	165
⑤過不足Ⅱ (②- ((1+4))	140	61	86	99	151	191

現在、17 小学校区で学童保育を実施しています。令和3年度には、十文字第一、十文字第二、 植田、睦合小学校区を統合し、新しく2箇所を開所する予定です。

小学校1~4年生の児童を優先して受け入れ体制を確保することとしていますが、施設及び 支援員の体制が整っている施設については、小学校6年生までの児童の受け入れを行います。 なお、確保の方策において、不足が発生する施設などにおいては、経過措置として以下の取り 扱いとします。

- ・市の内規に定める一定のクラブについては、その定員の数の最大 25%増までの間で定員を定めることができるとしており、今後もその規定を運用し、受け入れ体制を確保することとします。
- ・登録児童の利用形態は、児童によって平日利用、土曜利用、長期休暇のみの利用などにより 毎日定員に達するとは限りません。そのため、一日あたりの利用児童数に応じ、登録児童の 受け入れ調整を検討します。
- ・それでもなお不足が生じる施設などについては、学校の余裕教室や学校の近隣でかつ遊び場のある施設を確保するよう努力するものとします。

今後も、毎年意向調査を実施し、需要動向を踏まえながら必要に応じて確保の方策を見直ししていきます。

【各小学校区別】

«横手南小学校区»

■量の見込みと確保の方策■

学童保育施設名	定員数						
学童保育「みなみ」	20						
学童保育「みなみⅡ」	20						
学童保育「みなみⅢ」	15	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学童保育「わんぱく」	80						
学童保育「みなみⅣ」	25						
学童保育「てらこや明照」	40						
量の見込み(人)	①1~4年生	158	172	168	169	168	168
②確保方策 (人)		200	200	200	200	200	200
③過不足 I (2-1)		42	28	32	31	32	32
量の見込み(人)	④5~6年生	0	13	14	15	13	12
⑤過不足Ⅱ (②- (①-	+4))	42	15	18	16	19	20

«朝倉小学校区»

学童保育施設名	定員数						
学童保育「あさくら」	60	平成 30	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学童保育「あさくらキッズ」	40	年度実績	7442千度	7140千度	7144年度	サ和り千度	7110千度
学童保育「あさくらⅢ」	40						
量の見込み(人)	①1~4年生	91	81	82	79	80	74
②確保方策 (人)		140	140	140	140	140	140
③過不足 I (②-①)		49	59	58	61	60	66
量の見込み(人)	④5~6年生	22	6	8	7	6	6
⑤過不足Ⅱ (②- (①-	+4))	27	53	50	54	54	60

«旭小学校区»

■量の見込みと確保の方策■

学童保育施設名	定員数						
学童保育「ピノキオ」	32						
学童保育「あさひ」	60	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学童保育「あさひⅡ」	20						
学童保育「あさひⅢ」	25						
量の見込み(人)	①1~4年生	129	96	84	78	73	68
②確保方策 (人)		137	137	137	137	137	137
③過不足 I (2-1)		8	41	53	59	64	69
量の見込み(人)	④5~6年生	0	8	9	9	7	7
⑤過不足Ⅱ (②- (①-	+4))	8	33	44	50	57	62

«栄小学校区»

■量の見込みと確保の方策■

学童保育施設名	定員数	平成 30	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学童保育「さかえ」	40	年度実績	77412千段	サ和3千段	774441及	サ和り十段	700千度
量の見込み(人)	①1~4年生	25	30	30	28	25	23
②確保方策 (人)		40	40	40	40	40	40
③過不足 I (2-1)		15	10	10	12	15	17
量の見込み(人)	④5~6年生	5	3	2	2	2	2
⑤過不足Ⅱ (②- (①-	+4))	10	7	8	10	13	15

«横手北小学校区»

学童保育施設名	定員数						
げんキッズよこてきた	80	平成 30	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学童保育「金沢よこてきた」	40	年度実績	7144年度	サ和り十段	7144410	サ和り十段	71404度
学童保育「境町よこてきた」	17						
量の見込み(人)	①1~4年生	124	128	123	128	119	120
②確保方策 (人)		137	137	137	137	137	137
③過不足 I (2-1)		13	9	14	9	18	17
量の見込み(人)	④5~6年生	0	9	10	10	10	10
⑤過不足Ⅱ (②- (①-	+4))	13	0	4	-1	8	7

«增田小学校区»

■量の見込みと確保の方策■

学童保育施設名	定員数						
学童保育「すまいるキッズ」	40	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学童保育「ますだキッズ」	40⇒50						
量の見込み(人)	①1~4年生	75	77	82	69	75	66
②確保方策 (人)		80	90	90	90	90	90
③過不足 I (②一①)		5	13	8	21	15	24
量の見込み(人)	④5~6年生	0	12	10	20	26	23
⑤過不足Ⅱ (②- (①-	(4)	5	1	-2	1	-11	1

«浅舞小学校区»

■量の見込みと確保の方策■

学童保育施設名	定員数	平成 30	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
浅舞児童クラブⅠ・Ⅱ	70⇒105	年度実績	7144年度	サ和り十段	7144412	サ和り十段	71年70年7支
量の見込み(人)	①1~4年生	69	92	97	87	84	84
②確保方策 (人)		70	105	105	105	105	105
③過不足 I (2-1)		1	13	8	18	21	21
量の見込み(人)	④5~6年生	0	6	5	6	6	5
⑤過不足Ⅱ (②- (①-	(4)	1	7	3	12	15	16

《吉田小学校区》

学童保育施設名	定員数	平成 30	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童クラブ「どんぐりっこ」	60	年度実績	742千度	7年0千度	7 和4 千茂	で作り十段	7140千度
量の見込み(人)	①1~4年生	48	61	64	62	55	49
②確保方策 (人)		60	60	60	60	60	60
③過不足 I (2-1)		12	-1	-4	-2	5	11
量の見込み(人)	④5~6年生	10	12	10	10	11	13
⑤過不足Ⅱ (②- (①-	(4)	2	-13	-14	-12	-6	-2

《醍醐小学校区》

■量の見込みと確保の方策■

学童保育施設名	定員数	平成 30	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
醍醐児童クラブ(Ⅰ・Ⅱ)	55	年度実績	71412千度	7140千度	7144年度	サ和り千度	77年10年1支
量の見込み(人)	①1~4年生	46	50	50	52	50	47
②確保方策(人)		55	55	55	55	55	55
③過不足 I (2-1)		9	5	5	3	5	8
量の見込み(人)	④5~6年生	0	7	7	6	7	6
⑤過不足Ⅱ (②- (①-	(4)	9	-2	-2	-3	-2	2

«雄物川小学校区»

■量の見込みと確保の方策■

学童保育施設名	定員数						
にこにこキッズ雄物川 I・Ⅱ	80	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
にこにこキッズ雄物川田	30⇒50						
量の見込み(人)	①1~4年生	97	122	111	113	104	92
②確保方策 (人)		110	130	130	130	130	130
③過不足 I (2-1)		13	8	19	17	26	38
量の見込み(人)	④5~6年生	13	24	28	26	25	27
⑤過不足Ⅱ (②- (①-	(4)	0	-16	-9	-9	1	11

《大森小学校区》

学童保育施設名	定員数						
学童保育「おおもり」	40	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学童保育「ふれあい」	30						
量の見込み(人)	①1~4年生	76	89	80	79	70	74
②確保方策 (人)		70	70	70	70	70	70
③過不足 I (②一①)		-6	-19	-10	-9	0	-4
量の見込み(人)	④5~6年生	11	16	16	16	16	16
⑤過不足Ⅱ (②- (①-	+4))	-17	-35	-26	-25	-16	-20

«十文字第一小学校区»

■量の見込みと確保の方策■

学童保育施設名	定員数						
第一なかよし学級	70	平成 30	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
さくらんぼ学級	35	年度実績	7144年度	サ和り十段	7144年度	で作り十段	サ和り十段
ひまわり学級	25						
量の見込み(人)	①1~4年生	107	113				
②確保方策 (人)		130	130				
③過不足 I (②一①)		23	17	0	0	0	0
量の見込み(人)	④5~6年生	0	14				
⑤過不足Ⅱ (②- (①-	+4))	23	3	0	0	0	0

«十文字第二小学校区»

■量の見込みと確保の方策■

学童保育施設名	定員数	平成 30	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第二小なかよし学級	25	年度実績	77412千度	7年10年度	7144千度	サ和り千度	77年10年1支
量の見込み(人)	①1~4年生	15	22				
②確保方策(人)		25	25				
③過不足 I (2-1)		10	3	0	0	0	0
量の見込み(人)	④5~6年生	0	1				
⑤過不足Ⅱ (②- (①-	(4)	10	2	0	0	0	0

«植田小学校区»

学童保育施設名	定員数	平成 30	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
あおぞら学級	15	年度実績	年度実績 取和2年度		7144410	サ和り十段	7404及
量の見込み(人)	①1~4年生	14	18				
②確保方策 (人)		15	15				
③過不足 I (2-1)		1	-3	0	0	0	0
量の見込み(人)	④5~6年生	0	0				
⑤過不足Ⅱ (②- (①-	(4)	1	-3	0	0	0	0

«睦合小学校区»

■量の見込みと確保の方策■

学童保育施設名	定員数	平成 30	学和り仕様 ・	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
睦小なかよし学級	27	年度実績	71412千度	7年10年度	7144年度	で作り十段	7140千度
量の見込み(人)	①1~4年生	21	19				
②確保方策(人)		27	27				
③過不足 I (②-①)		6	8	0	0	0	0
量の見込み(人)	④5~6年生	0	3				
⑤過不足Ⅱ (②- (①-	+4))	6	5	0	0	0	0

«十文字統合小学校区»※令和3年度開所予定

■量の見込みと確保の方策■

学童保育施設名	定員数						
名称未定(Ⅰ~Ⅲ学級)	120	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
名称未定(IV学級)	40	十八人的					
量の見込み(人)	①1~4年生			137	139	128	127
②確保方策 (人)				160	160	160	160
③過不足 I (2-1)			0	23	21	32	33
量の見込み(人)	④5~6年生			18	17	17	16
⑤過不足Ⅱ (②- (①-	(4)		0	5	4	15	17

«山内小学校区»

学童保育施設名	定員数	平成 30	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
なかよしクラブ	40	年度実績 甲和2年度	サ和3千段	7144千皮	け相り千皮	サ州〇千茂	
量の見込み(人)	①1~4年生	35	24	20	22	21	23
②確保方策(人)		40	40	40	40	40	40
③過不足 I (2-1)		5	16	20	18	19	17
量の見込み(人)	④5~6年生	0	3	11	12	11	11
⑤過不足Ⅱ (②- (①+④))		5	13	9	6	8	6

«大雄小学校区»

■量の見込みと確保の方策■

学童保育施設名	定員数	平成 30	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
こどもセンター	65	年度実績	年度実績 〒和2年度	サ和3千段	可加工干技	けれる一次	7110千尺
量の見込み(人)	①1~4年生	62	63	56	58	58	58
②確保方策(人)		65	65	65	65	65	65
③過不足 I (2-1)		3	2	9	7	7	7
量の見込み(人)	④5~6年生	8	11	11	11	11	11
⑤過不足Ⅱ (②- (①-	(4)	-5	-9	-2	-4	-4	-4

(3) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談や助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。横手市児童センターを拠点として、幅広い子育て支援の充実を図っています。

	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1	1
②確保方策 (箇所)	1	1	1	1	1	1
③過不足(②一①)	0	0	0	0	0	0

(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)

保護者の病気などで一時的に児童(18歳未満)の養育が困難になる場合に、児童を預かる事業で、市内1箇所(県南愛児園)と市外1箇所(秋田赤十字乳児院)にて実施しています(ショートステイ:原則7日を上限、トワイライトステイ:原則6か月を上限に、夜間や休日などに対応)。

■量の見込みと確保の方策■

	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人日/年)	86	90	90	90	90	90
ショートステイ事業	83	85	85	85	85	85
トワイライトステイ事業	3	5	5	5	5	5
②確保方策(人日/年)	128	90	90	90	90	90
ショートステイ事業	83	85	85	85	85	85
トワイライトステイ事業	45	5	5	5	5	5
③過不足(②一①)	42	0	0	0	0	0

(5) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。市内の子育て支援センター8箇所とつどいの広場1箇所において実施しています。

	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人回/年)	17, 515	18, 269	17, 464	16, 484	15, 811	15, 082
②確保方策(人回/年)	23, 146	18, 269	17, 464	16, 484	15, 811	15, 082
③過不足(②一①)	5, 631	0	0	0	0	0

(6) 一時預かり事業

保護者の育児疲れ解消、急病並びに断続的勤務や短時間勤務などの勤務形態の多様化に伴う 一時的な保育需要に対応するため、認定こども園や保育所などにおいて児童を一時的に預かる 事業です。

①認定こども園における預かり保育

認定こども園の在園児を対象に、認定こども園における教育時間終了後から認定こども園内で園児を預かる事業で、市内の全認定こども園で実施しています。

■量の見込みと確保の方策■

	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人日/年)	5, 868	4, 964	4, 668	4, 393	4, 131	3, 884
一時利用	393	332	313	295	278	262
定期利用	5, 475	4, 632	4, 355	4, 098	3, 853	3, 622
②確保方策(人日/年)	5, 868	4, 964	4, 668	4, 393	4, 131	3, 884
一時利用	393	332	313	295	278	262
定期利用	5, 475	4, 632	4, 355	4, 098	3, 853	3, 622
③過不足(②一①)	0	0	0	0	0	0

②認定こども園以外の預かり保育

認可保育所による一時預かり保育は、理由を問わず、保護者が子どもを保育できない時に、 保育所で一時的に子どもを預かる事業で、市内の保育所 23 箇所で実施しています。

ファミリー・サポート・センターによる一時預かり保育は、子どもの保育ができない時に、保護者に代わって短時間の保育サービスを行う住民相互の子育て援助活動です。

	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人日/年)	1, 954	1, 870	1, 803	1, 724	1, 658	1, 575
認可保育所	1, 673	1, 589	1, 510	1, 435	1, 364	1, 283
ファミリー・サポ゜ート・センター事業	281	281	293	289	294	292
②確保方策(人日/年)	1, 954	1, 870	1, 803	1, 724	1, 658	1, 575
認可保育所	1, 673	1, 589	1, 510	1, 435	1, 364	1, 283
ファミリー・サポ゜ート・センター事業	281	281	293	289	294	292
③過不足(②一①)	0	0	0	0	0	0

(7) 病児・病後児保育事業

病気及び病気の回復期にある子どもが保育所などでの集団生活が困難な場合、専用施設や保育所において一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった子どもを保育所の医務室などで緊急対応する事業です。

病児保育は市内1箇所(病児保育園おひさま)、病後児保育は市内1箇所(浅舞感恩講保育園)、体調不良児保育は市内11箇所で実施しています。

■量の見込みと確保の方策■

	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	4, 410	4, 990	5, 105	5, 223	5, 345	5, 470
病児保育園(病児)	971	1, 100	1, 100	1, 100	1, 100	1, 100
認可保育所(病後児)	47	48	48	48	48	48
認可保育所(体調不良児)	3, 392	3, 842	3, 957	4, 075	4, 197	4, 322
②確保方策(人)	5, 312	5, 762	5, 877	5, 995	6, 117	6, 242
病児保育園(病児)	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440	1, 440
認可保育所(病後児)	480	480	480	480	480	480
認可保育所(体調不良児)	3, 392	3, 842	3, 957	4, 075	4, 197	4, 322
③過不足(②一①)	902	772	772	772	772	772

(8) 病児・緊急対応強化事業

病気の回復期にある子どもが認定こども園や保育所などでの集団生活が困難な場合、ファミリー・サポート・センター会員が一時的に子どもを預かる事業です。

	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人日/年)	1	3	3	3	3	3
②確保方策(人日/年)	1	3	3	3	3	3
③過不足(②一①)	0	0	0	0	0	0

(9)子育て援助活動支援事業(就学児)

仕事と育児の両立が安心してできるよう、子育てのお手伝いを希望する人(ファミリー会員) と、お手伝いをする人(サポート会員)からなる、登録制の相互援助活動です。

■量の見込みと確保の方策■

	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人日/年)	188	162	160	155	148	140
低学年	89	60	57	55	53	51
高学年	99	102	103	100	95	89
②確保方策(人日/年)	188	162	160	155	148	140
低学年	89	60	57	55	53	51
高学年	99	102	103	100	95	89
③過不足(②一①)	0	0	0	0	0	0

(10) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)

生後4か月までの赤ちゃんがいるご家庭を保健師や助産師が訪問し、身体測定や発達の確認をします。また、産後のお母さんの健康相談や育児相談、市の保健事業の紹介などを行う事業です。

■量の見込みと確保の方策■

	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	471	423	407	388	370	356
②確保方策(人)	471	423	407	388	370	356
③過不足(②一①)	0	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査

妊娠届の提出時に母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査の受診票を配布し、一般健康診査(超音波検査、感染症を含む)(16回分)、歯科健康診査(1回分)を無料で受けることができる事業です。

	平成 30 年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	493	467	426	407	387	372
②確保方策 (人)	493	467	426	407	387	372
③過不足(②一①)	0	0	0	0	0	0

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供

幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進については、保育所と幼稚園の施設面での統合や保護者の就労支援の観点からだけではなく、子どもたちが健やかに育つ環境づくりの観点が大切です。

また、一人ひとりの子どもが、個性あるかけがえのない存在として成長していくために、地域子ども・子育て支援事業の果たす役割を踏まえ、社会全体が協力していくことも重要です。 そのためには、子どもの最善の利益を第一に考え、保護者や地域の子育て力の向上のための支援の実施に向けて、施設整備をはじめ、保育所、認定こども園、地域型保育事業との連携を強化し、教育・保育が一体的に提供される体制の充実を図ります。

さらに、国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国籍の幼児などが円滑な教育・保育の利用ができるよう支援を行います。

(1) 施設整備に向けた取り組み

平成22年度から平成30年度までの横手市保育所整備計画に加え、平成27年に決定した横手市保育所民営化方針を踏まえ、平成30年度から平成37年度までの横手市教育・保育施設整備計画及び公立保育所民営化計画を策定しました。今後も、この計画に基づき、適切な規模の集団保育を確保しつつ、多様化・低年齢化する保育ニーズに対応するため、認定こども園や保育所の施設整備と公立保育所の民営化に取り組んでいきます。

(2) 子育て力向上に向けた支援

家庭や地域の子育て力を高めていくため、子育てに関する相談体制や子育て家庭同士の交流の場を提供するとともに、地域に開かれた子育て支援施設としての機能や情報提供を図り、関係機関との連絡調整の充実を図ります。

(3) 保育所及び認定こども園と小学校との連携

保育所及び認定こども園の幼児教育から小学校の学校教育への接続が円滑に行われるためには、保育所、認定こども園、小学校の連携が重要です。

保育所、認定こども園、小学校の職員が、相互の教育・保育内容や指導方法をはじめ、子ども一人ひとりの発達段階や健康状況などについて、ともに理解を深め共有することが必要です。 このため、子ども同士の交流や職員同士の交流・意見交換の機会を通じて、保育所及び認定 こども園と小学校の連携を進めていきます。

4 幼児教育・保育の質の向上

子ども・子育て支援新制度においては、「父母その他の保護者が子育てにおいて第一義的責任を有する」という基本的認識を前提としていますが、近年は、核家族化の進展や共働き家庭の増加、また少子化による子ども同士の関わりの減少などにより、子どもの育ちや子育て家庭をめぐる環境が大きく変化しています。

一方で、乳幼児期は、身近にいる大人との愛着形成により図られた情緒の安定の中で、心身の発達や社会性を身に着ける重要な時期であり、認定こども園や保育所などを利用する子どもだけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての子どもに対し、その発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が求められています。

(1)教育・保育アドバイザーの配置

幼児教育の専門的な知見や豊富な経験を有するアドバイザーを配置し、認定こども園や保育所などを巡回し、教育・保育の内容や方法、環境の改善などについて助言を行うなど、 平成30年度で終了した秋田県のモデル事業を引き続き実施します。

(2) 保育士等の処遇改善等の実施

認定こども園や保育所などの職員が年齢や性別を問わず継続的に働き続けられるよう、職員配置基準の改善や処遇の改善に努めます。

(3) 認定こども園、保育所等への確認監査・指導監査の実施

利用児童の処遇が適切に確保され、教育・保育の質の確保及び適切な提供が行われるよう、市内の認定こども園や保育所などに対し、運営管理全般にわたって適切な指導監督を行います。

(4) 幼小の円滑な接続

認定こども園や保育所などから小学校への進学に向け、一人ひとりの成長の姿がしっかりとつながり、学びの円滑な接続ができることを目指し、合同研修会を実施します。また、障がいのある子どもや国際化の進展に伴い言葉や生活全般にサポートが必要な子どもなど、支援が必要な子どもたちが円滑に教育・保育を利用できるよう、職員に対する研修内容を検討していきます。

(5) 認定こども園や保育所等、子育て支援事業に携わる者の研修機会の確保

認定こども園や保育所などで職員の専門性の向上などを図るため、研修の機会を確保します。また、放課後児童クラブの指導員や子育て支援センターのスタッフ、ファミリー・サポート・センターの会員など子育て支援事業に携わる者の研修機会の確保に努め、安定的な質の確保を図ります。

基本目標Ⅱ 子育てを支える仕組みづくりの充実

1 子育てにゆとりを持てる支援の充実

(1) 家庭における保護者の養育支援

現状と課題

三世代世帯が減少する一方、夫婦と子どものみ世帯とひとり親世帯は増加傾向にあり、核家族化が進行しています。

家族形態や雇用形態が多様化している中、保護者の通院や急な仕事、地域活動への参加などの理由で育児の援助が必要な場合において、ファミリー・サポート・センターは子育て家庭にとって心強い預け先です。

今後も安心して子どもを預けることができるよう、預かり中の子どもの安全対策を充実していく必要があります。

施策の方向

今後もファミリー・サポート・センターの利用や事業内容について周知し、子育てをサポートする会員の確保と子どもの安全確保のための講習を充実します。

また、早朝夜間サポートなど、柔軟な対応に努め、育児の援助が必要な子育て家庭への支援を図ります。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
ファミリー・サポー ト・センター事業	有償ボランティアによる 子育で表としてい人・ 子でで、 大・ で 大を受けたいたい の援助を行いたい の が それぞ で う。 平成 21 年 度 か ら 病 児 り よ り よ の ま り た い れ て う る 。 平 し 、 で れ そ う ら 、 り 、 り ら ら 、 り ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	サポート会員の確保、子 どもの安全確保ための対 応が求められている。	事業の周知を進めるとともに、利用しやすい体制を作るためのサポート会員の確保と、子どもの安全確保のため講習の充実を図っていく。

(2) 施設等における児童の養育支援

現状と課題

ひとり親家庭や核家族などの場合、保護者の病気や仕事などの理由で、子どもを養育することが一時的に困難になることがあります。そのような場合、子どもを安心して預けられ、適切な保育が行われる体制が重要となっています。

アンケート調査では、就学前児童がいる家庭、小学生がいる家庭ともに、10%前後が家族以外の人に子どもを泊りがけで預けた経験があると回答しています。

施策の方向

万が一の時に備えたセーフティネットとして、子育てハンドブックやホームページなどを活用して事業の周知徹底を行います。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
ショートステイ事業	保護者が病気などに立まり 家庭で昼夜いないに立を 育する人がなどもいいな 最大の 、親類一時的を 、親一時的を 、一類かり 、一類かり 、一類かり 、一類がり 、 育児疲れ、 と身体が 、 で 育病疲れなど身体が 、 で 行っの を 、 で 行った と の の で 行った と の の に り に り に り に り に り に り に り に り に り	家族形態の変化により、 一時的に児童の養育困難 になる場合があり、問合 せはあるものの利用は少 ない。	事業の内容を子育てハンドブックやホームページなどを活用して周知を図り、希望者が気軽に利用しやすい体制づくりに努める。
トワイライトステイ 事業	保護者が仕事などの理由 によって帰宅が平日の夜 間であったり、または休 日不在になる家庭の児童 を、児童養護施設に通所 させて、生活指導、夕食 の提供などを行う。	利用者数は多くはないが、勤務形態の多様化や家庭の事情などで、休日・夜間に子どもの面倒をみることができない家庭の児童が利用している。	事業の内容を子育てハンドブックやホームページなどを活用して周知を図り、希望者が気軽に利用しやすい体制づくりに努める。

(3)養育に関する相談・情報提供及び助言を行う事業

現状と課題

核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など社会環境の変化により、子育て家庭の育児不安や負担感が増えています。子育て家庭が孤立化しないよう、身近な地域で相談できる体制や子育て家庭が交流できる場の充実が求められています。

アンケート調査では、就学前児童がいる家庭、小学生がいる家庭ともに、大半が身近な親族や友人・知人を相談相手としてあげており、気軽に相談窓口を利用する人は少ない状況です。 横手市では、子育て支援センターをはじめ、さまざまな子育て支援の拠点や場があり、情報 提供や相談事業などを行っています。

施策の方向

専門的知識のある相談先として子育て支援センターの周知を図ります。

また、子育で情報サイト「はぐはぐ」において子育で家庭に分かりやすい情報を提供するとともに、子育で支援センター、家庭児童相談員などによる相談体制を強化します。

さらに、妊娠・出産期から子育て期までのあらゆる相談に対応し、情報提供や関係機関との 調整などを行う子育て世代包括支援センターの整備を進めます。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
地域子育て支援拠点 事業	地域全体で、子育てを支援する基盤形成を図るため、育児不安に対する相談、子育てサークルへの支援、地域の保育資源の情報提供を実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	子育ての不安感などを緩和するため、子育てに関する情報提子育でに関する情報提供し育に変援を実施して、子育でである。 年に一度、子育でがイントとの共催で、スティルとのは、スティン、スティン、スティン、カくカくフェスティン、ル」を開催している。	子育て家庭が地域と関わりを持って子育てができるよう、地域と連携し、交流できる機会を増やしている。 乳幼児健康診査や各種講座において事業周知を図る。
家庭児童相談員による訪問相談・支援	子どもとその家庭や妊産 婦などから、子ども家庭 などに関する相談全般に 応じ、養育困難な状況や 虐待などに関する相談ま でさまざまな問題に対 応、必要な支援を行う。	福祉事務所に5名配置。 横手市児童センターにも 相談窓口を設置してい る。家庭や児童における 問題が多様化し、相談件 数も多くなっている。	広報誌などで相談員の周 知を図る。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
子育でに関する講座の開催	子育て中の保護者の交流 や情報交換、家庭教育向 上のため、各子育て支援 センターで子育て・育児 講座を開催する。	ファミリー・サポート・ センターと合同の講習会 と、各子育て支援センター 合同のよる。 イーでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	子育てや家庭教育などの 理解を広げるため、情報 の提供、各種講座などの 開催を促進する。
子育て支援ホームペー ジの運用	子育て情報サイト「はぐ はぐ」を運用し、子育て 情報を発信する。	平成25年4月15日に開設。利用者数が開設当初から伸び悩んでいる。更新される部分が一部にとどまっている。	サイトの周知を進めると ともに、サイトの拡充を 図る。
認定こども園・保育所における地域活動の支援	地域に開かれた社会資源 として、認定こども園や 保育所などが有する。 保育所などが有する。地 域の老人との世代間交流 や異年齢児交流、地域の 子育て家庭への育児講座 や相談の実施を支援す る。	認定こども園や保育所などにおいて世代間交流事業や異年齢児交流事業並びに育児と仕事両立支援事業などを実施し、その事業費について支援している。	認定こども園や保育所などが地域に開かれることにより、在宅の子どもとの交流や地域住民の学習・交流の場となるよう支援する。
民生委員・児童委員・ 主任児童委員活動	地域住民の「良き隣人」として、人びとを見守り、その相談相手となり、とその相談相手となり、との相談にでいる。また、子どもたちにとって、親の子どもたちにとして、親から子どもは異なる立場から支援活動を行う。	地域の子育て世代との交 流や登下校時及び支援の 必要な世帯の日常的な見 守りなどを実施してい る。 子育て家庭への関わりの 難しさや、関係機関との 連携が支援活動の課題と なっている。	すべての親子が地域の中 で誰かとっての親子ががっての親子ががっての親子ががっているった。 ことを実感し、何相手がであった。 をは頼れるをもりまする。 はからまりには動及びできる。 は動をはいるというない。 は動をは関いる。 は動をは関いる。 は動きない。 はいるとのでは、 はいるでは、 はいるでして、 はいるでして、 はいるでして、 はいるでして、 はいるでして、 はいるでして、 はいるでして、 はいるでして、 はいるでして、 はいるでして、 はいるでして、 はいるでして、 もっとて もっと もっと もっと もっと もっと もっと もっと もっと もっと も。 もっと も。 も も も も も も も も も も も も も も も も も も

(4) 利用者支援の充実

現状と課題

横手市では、子育て支援拠点施設となる横手市児童センターを設置し、ファミリー・サポート・センターや子育て相談、親子の交流の場などとして多くの人に利用していただいています。 多様な家族形態により、子育て家庭のニーズも多様化していることから、子育て家庭の個々の状況に応じたサービスが円滑に利用できるような支援が求められています。

施策の方向

横手市児童センターを子育て支援施設の拠点として、子育て支援センターの職員とコーディネーターとが連携し、情報の共有を図り、子育て家庭が必要とする情報提供を行うとともに、相談や助言などを行い、必要なサービスが円滑に利用できるよう支援します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
横手市児童センター 運営事業	横手市の子育て支援施設 の拠点として、各支援施設 設や関係機関との連携を 図り、ファミリー・相談ポート・センターや相談業 務の機能もあわせ、総合 的な支援体制を構築する。	開設してから年間4万人 程度の利用があり、多く の方々に利用していただ いている。	子育て支援機関や子育て サークル、ボランティア などとのネットワークを 強化し、市民との協働に よる子育て支援を充実さ せる。
利用者支援事業	子どもまたはその保護者 が、子育て支援を円滑に 受けられるよう、身近な 場所で、情報収集と提供 を行い、必要に応じ相談 や助言などを行うととも に、関係機関との連絡調 整などを実施する。	横手市児童センターや乳 幼児健康診査会場にて、 子育て支援に関する情報 提供や助言・相談を行っ ている。	個別の子育て家庭のニーズを把握し、適切な施設や事業などを円滑に利用できるよう支援する。

(5)経済的支援策の充実

現状と課題

アンケート調査では、「学費など子どもにかかるお金のこと」が就学前児童のいる家庭、小学生の保護者ともに最も多く、子育て家庭への経済的支援が求められています。

さらに、「子どもの教育に関すること」や「子どもの将来のこと」などがあげられており、将 来の養育費・教育費に対する不安や負担を抱えていることがうかがえます。

施策の方向

今後も子育て家庭の負担軽減を図るため、各種事業の周知を継続して行います。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
出産祝金	横手市に生まれた子ども を祝福し、子育てを支援 するため、出産時に出生 児童の父母に対して祝金 を支給する制度である。	出生児童の父母に対して、出生児童1人につき3万円を支給している。申請漏れや手続きの不備がないよう、来庁時や出生届の際などに周知徹底に努めている。	横手市出産祝金支給条例 に基づき、今後も継続し て保護者の負担軽減を図 るために実施する。
児童手当	児童手当は、中学校卒業 まで (15歳の誕生日後の 最初の3月31日まで)の 児童を養育している方に 手当を支給する国の制度 である。	申請漏れや手続きの不備 がないよう、来庁時知徹 種届出の際などに周知徹 底に努めている。 また、毎年6月に現況届 の提出を実施し、引き続 き手当を受給する要件を 満たしている。	子ども・子育て支援法上 では、子どものための現 合給付)に位置付けられ 金給付)、児童手当法に基 でき、家庭など児童の生活の安定と児童のとして実施する。
すこやか子育て支援 事業	子どもの認定こども園や 保育所などへの入所に要 する費用を軽減する秋田 県独自の制度である。	横手市独自に助成を上乗 せし、一律2分の1助成 を行っている。	秋田県の助成以外にも市 独自の助成も検討しなが ら、継続して保護者の負 担軽減を図る。
奨学金貸付制度	経済的な理由により、修 学が困難な学生などを支 援するため、一定の基準 により学資の貸付を行 う。	支援を必要とする世帯に 貸付が実行できるよう、 制度内容や申込み受付期 間などの周知をより一層 徹底する必要がある。	保護者の負担軽減を図る とともに、社会の有用な 人材の育成につながるよ う今後も事業を継続して いく。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こ ども園などを利用する3 歳~5歳までのすべての 子どもと、0歳~2歳ま での子どもで住民税非 税世帯を対象として、 利 用料が無料になる制度で ある。	子では、 子では、 子では、 子では、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、	と、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る 少子化対策の観点から、 幼稚園、保育所及び認定 こども園などの費用の無 償化を図る。保護者負担 となる副食費について
副食費の無償化	幼児教育・保育の無償化に伴い、実費徴収の対象となる子どもの副食費(おかずやおやつ)を無料とする。	幼児教育・保育の無償化により、3歳~5歳児の保育料は無償になるが、保育所については、これまで保育料に含まれていた副食費が保護者のによ者が保護となる。これに護者の無償化前よりも保護者がある。	保護者は、 を は、 を は、 きと県た「度」とは、 を実育するでするでするです。 を実育するのでするでするです。 を実育するのでするでもし、 ののでを実質が、ののなるでも、ののなる。 を を を を を を を を を を を を を

2 保育サービスの充実

(1) 保育サービスの充実

現状と課題

核家族化の進行や雇用形態の多様化により、求められるサービスも多様になっています。 住宅密集地とそれ以外など、地域性の違いによって求められるニーズも異なるため、柔軟性 が求められています。

また、地域のニーズに応じた質の高い幼児教育・保育の提供、人材の確保及び質の向上が求められています。

横手市では、秋田県のモデル市として、幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育アドバイザーを配置し、小学校の教職員と保育所・認定こども園の職員の職場体験や研修会などを実施しました。

施策の方向

各地域におけるニーズを踏まえた保育サービスが行われるよう、保育士の確保や資質向上なども含めた総合的な体制づくりを強化します。

また、保育所、認定こども園を通して幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育アドバイザーによる、教育内容や指導方法などの指導を行います。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
通常保育事業	保護者の就労や就労希望 により、家庭で保育する ことができない場合、保 育所などにおいて児童を 保育する。	現状で、待機児童はいない。しかし、保育所などの入所条件にあわなわきいとにより、入所を動きがいる。 とにより、入所を登立がものる潜在的待機児童がいる。 保育人材の不足により、受入児童数が制限されるといる。 保育人材確保も関連課題である。	保護者の多様なニーズを 踏まえ、保育の質の向上 を図る。保育所などの制 度の周知を行いながら、 待機児童が発生しないよ う施設と連携を強化す る。
延長保育事業	保護者の就労条件や突発 的な要因により、通常の 保育時間を超えて児童を 保育する。	各保育所などによって実施時間が異なる。延長保育を必要とする保護者のニーズに対応する必要がある。	保護者のニーズ及び新制 度の動向を踏まえなが ら、開所時間を検討する。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
休日保育事業	日曜、祝日などの保護者 の勤務などにより、児童 が保育に欠ける場合に休 日の保育を行う。	各保育所などにより実施 内容が異なる。休日保育 を必要とする保護者のニ ーズに対応する必要がある。 保育人材不足により、受 入児童数が制限される関連 め、保育人材確保も関連 課題である。	保護者のニーズ及び新制 度の動向を踏まえなが ら、地域間の格差是正を 図るため、実施箇所を検 討する。自園以外の児童 の受入などについて周知 活動を実施する。
一時預かり事業	保護者の育児疲れ解消、 急病並びに継続的勤務や 短時間勤務などの勤労形 態の多様化などに対応す るため、一時的な保育を 行う。	保育所などへの入所の対象とならない就学前児童のいる家庭の保護者が、一時的に児童の保育が困難となる状況も多いことから一時預かりのニーズも多い。	保護者のニーズ及び新制度の動向を踏まえながら、地域の要望に柔軟に対応し、地域間の格差是正に努める。
乳児保育事業	0歳児からの乳児の保育 を行う。	安定的な乳児保育の実施 に努めている。乳児保育 を担当する専任保育士の 配置とスペースの確保が 課題である。	保護者のニーズを踏まえ ながら、担当保育士など の確保及び施設の環境整 備を図る。
病児・病後児保育事業 (病後児対応型・ 体調不良児対応型)	(病児・病後児対応型) 病気中や病後のいて、保育のでは、保育のでは、保育のでは、保育のでは、保育のでは、場合のでは、場合のでは、場合のでは、場合のでは、は、では、は、では、は、では、は、では、は、では、は、では、は、では、	(横箇受査多施必(域施可にで増る(私い立のなど) 大学を変素を関いているを関いているを関いているを関いているを関いているを関いているを関いているを関いているを関いているを関いているを関いているを関いでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のない、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは	引き続き事業PR(広報、 ホームといった。 ・一点をでするといった。 ・一点をでするといった。 ・一点をできるできる。 ・一点をできるができるができるができるができるができるができるができるができるができるが

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
施設整備事業	保育所などの整備を促進 し、児童の健全育成を図 るため、横手市内におけ る民間保育所などの新築 及び増改築並びに施設整 備に対して助成する。 また、公立保育所につい て老朽化した施設を改築 する。	民間保育所などの増改築 時及び次年度以降の施設 整備資金の償還時に補助 金を支出している。公立 保育所は、民営化とあわ せて老朽化した施設の改 築を実施する民営化法人 に対して補助金を支出し ている。	横手市教育・保育施設整 備計画をでは、では、 一で変化である。 一で変化である。 一で変化である。 一で変にをできる。 一で変にをできる。 一で変にできる。 一で変にできる。 でで変にできる。 でで変にできる。 でで変にできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 でででいる。 でででいる。 でで、 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 でで、 でで、 ででいる。 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで
教育・保育アドバイザー	幼児教育の専門的な知見 や豊富な経験を有するア ドバイザーが、教育・保 育施設などを巡回し、教 育・保育の内容や方法、 環境の改善などについて 助言を行う。	各教育・保育施設が独自 の教育・保育を実施して おり、新しい指導要領や 保育指針にあわせた質の 高い保育をどの施設でも 実施し、子どもの育ちを 保障していく必要があ る。	保育力の質の向上と小学校・教育・保育施設との円滑な接続を目指し、各施設への訪問を継続する。

3 子育て支援のネットワークづくり

(1) 子育て支援のネットワークづくり

現状と課題

地域全体で子育て家庭を支援していくためには、家庭・地域・関係機関などが連携し、支え あう環境づくりが重要です。また、子育て家庭に対して、きめ細かなサービスと子育てに関す る情報を提供していくことが求められています。

アンケート調査では、子育てに関する悩みごととして、「病気や発育・発達に関すること」や 「育児(しつけ)の方法がよくわからないこと」などがあげられており、特に就学前児童がい る家庭では、さまざまな悩みや不安を抱えていることがうかがえます。

施策の方向

子育て家庭が求める情報をいつでも得られるよう、子育てハンドブックの作成・配布を継続します。また、今後も関係機関などとのネットワークを強化し、子育て支援者同士の情報交換が図れる場の提供に努めます。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
子育てハンドブックの 作成・配布	子育てをしている未就学 児がいる家庭に対し、ハ ンドブックを送付する。 また公共施設などでも一 定数配布する。	携帯しやすい母子手帳サイズの子育てハンドブックを配布している。	求められる情報が網羅されるよう、内容の充実を図る。
「子育て支援ネット ワーク協議会」 設置推進 事業	各子育て支援者が集まり、情報の共有や事業の協力体制を構築する。	日頃から情報を共有し、 相談や連携できる地域単位の子育て支援者が集まり協議する場での総合的 な支援の充実が必要である。	地域子育て支援センター、保健センター、など、別では、大学では、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で

4 援助を要する子どもたちへの支援

(1)ひとり親家庭の支援

現状と課題

ひとり親家庭は、経済的な不安や相談相手がいない、子どもとの時間が十分に取れないなど の悩みを抱えている場合が多く、身体的・精神的負担が大きいと考えられます。

ひとり親家庭への経済的支援は子どもの貧困対策としても重要となっています。

ひとり親家庭が自立した生活を送ることはもとより、ひとり親家庭で育った子どもが成長し、 社会に出たのち自立した生活を送ることができるよう、経済的支援や相談事業など総合的な支援が求められています。

施策の方向

ひとり親家庭が一人で不安や悩みを抱え込まないよう、ひとり親家庭のふれあいの場を提供 するとともに、生活支援や就業支援に関する各種制度を周知し、活用を促進します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
母子・父子自立支援員 の配置	ひとり親家庭に対する日 常的な相談・支援や離婚 前の相談またはDV被害 に係る相談などにも対応 する。	それぞれのケースに応じて自立に必要なさまざまな相談や情報提供を行っている。	相談内容の多様化に対応 するため、母子・父子自 立支援員の資質向上に努 める。
母子生活支援施設入所	配偶者のなる事情のというではる者ででいる事情のでである。大学を表すの人でである。大学を表するというでである。大学を表するというでである。大学を表するととなった。大学を表するととなった。大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、	入所申請の受理・決定を 行い助言や相談に応じて いる。	施設職員と連携を図り、 自立に向けた指導や助言 を実施する。また、自立 までの目標を全入居者に 設定してもらい、自立へ の支援計画を策定する。
ひとり親家庭ふれあい 交流事業	親子のふれあい、ほかの 家族との交流を図り、ひ とり親家庭の福祉の向上 を図る。	親子で交流を図ることが なかなかできないひとり 親家庭に対し、日帰りの 旅行を実施し、家族のふ れあいを図っている。	親子交流により家族での ふれあいを図るため、引 き続き実施する。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
ひとり親家庭への貸付制度	ひとり親家庭、寡婦家庭 の福祉の増進を図ること を目的とし、貸付事業を 行う。	ひとり親家庭の児童が進 学する際に必要な支度資 金や修学資金を貸付して いる。	事業の推進と周知を図る。
児童扶養手当支給事業	児童扶養手当は、ひとり 親などの家庭生活の安定 と自立の促進に寄与し、 子どもの福祉の増進を図 ることを目的として支給 する国の制度である。	ひとり親などの家庭の経済的安定、将来の生活安定のために自立支援を継続する必要がある。	児童扶養手当の対象者への制度周知を徹底するとともに、8月の現況届出時のほかに必要に応じて個人面接などを実施し、自立への支援継続を図る。
福祉医療制度の充実 (ひとり親)	子どもについては、秋田 県の制度により助成を行っている。また、その児 童を養育している親の医 療費(自己負担分)も市 が単独事業として助成を 行っている。	ひとり親家庭の児童及び その児童を養育している 親の医療費(自己負担分) を助成している(所得制 限あり)。	申請に不備のないよう制 度の周知を図る。

(2) 障がい児施策の充実

現状と課題

障がいのある子どもに対し、認定こども園や保育所などの受け入れや相談などの支援を行っています。

障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもが、地域で自立した生活を送るために、一人 ひとりの状態にあったきめ細やかな支援が求められています。そのため、認定こども園や保育 所、施設の職員への研修などを行い、職員の資質向上を図っていく必要があります。

施策の方向

障がいのある子どもとその家族のニーズにあったサービスが必要なタイミングで提供できるようサービスや体制を充実します。

また、身近な地域で安心して生活ができるよう、医療的ケアが必要な児童の家庭などに対し、 専門的療育支援が受けられる環境を整備します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
障がい児の健全な発達 を支援し、身近な地域 で安心して生活できる よう保健、医療、福 祉、教育等の連携によ る総合的な取り組みの 推進	障害者基本法及び管害者 総合支援に延び福祉を 手では、 になるでは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がいるで がいるで がいるで がいるで がいるが、 で がいるで がいるが、 で が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	障がい者の意見を施策に 反映させるため、障がい者 者当もをががする「 者当自立支援協議会」 語置し、協議会の 設として 会が として 会が として 会が として 会が として 会が として 会が として 会が として という という という という という という という という という という	令和元年度に実施する障がいるでは、事業所へのアンケート調査結果を参考に、横手市自立支援協議会において計画の進捗状況を点検、評価し、その結果を施策に反映させていく。
障がい児保育事業	重度・中軽度の障がいのある児童の保育を行う。	障がい児を受け入れている保育所などに対して財政的な支援を行っている。 保育人材不足により、受入が制限される場合もことが、確保を進めることにより、柔軟な受け入れた制を整えている。	担当保育人材の確保を図る。新制度の動向を踏まえ、補助内容の見直しを検討する。
療育・就学相談の充実	言葉の遅れや発音に心配 のある児童や発達障がい などが疑われる児童生徒 が適正な療育・就学を進 められるよう相談や指導 を行う。	県の巡回相談及び市の発達相談を通して、専門スタッフによる支援や継続的な関わりを行っている。	適正な療育・就学を進め られるよう引き続き相談 や指導を実施していく。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
経済的支援策の実施	自立支援医療、障害児福祉手当、重度心身障害児養育手当、特別児童扶養 手当の支給。	相談支援事業所が8箇所 に増え、制度の周知が進 んだことにより、育成医 療、障害児福祉手当とも 受給者が増加している。	関係機関などと連携を強化し、支給対象者の把握と制度の周知を図り、適正な利用を促す。
福祉医療制度の充実 (重度心身障がい児)	秋田県の制度により助成を行っている。	重度心身障がい児の医療 費(自己負担分)を助成 している。	申請に不備のないよう制度の周知を図る。
発達障がい児等の支援	教育・医療・保健・福祉 などの関係機関の連携に より、発達障がいが疑わ れる子どもの早期発見や 早期支援を行う。	平成 23 年度から5歳児 健康相談を全市で開始。 就学前に軽度発達障がい などを疑われる児のフォ ロー体制が確立された。	今後も関係部署と連携 し、巡回相談や教育相談 に結び付けるなど、軽度 発達障害児などの支援に あたる。
障がい者相談支援事業	障がい者(児)の方の身 近な問題について相談に 応じるとともに、関係機 関の業務への協力や地域 活動の中心になって活動 する。	相談窓口が増えているが、互いに連携する体制が、互いに連携する体制が図られていない。 【一般相談支援事業】 2→3事業所 【計画相談支援事業所】 5→8事業所 【身体障がい者相談員】 3人(任期2年) 【知的障がい者相談員】 3人(任期2年)	研修会などの開催による 相談に関わる関係者間の ネットワークを構築す る。
居宅介護事業	障がい者(児)及び難病 患者などの自宅にホーム ヘルパーを派遣し、日常 生活を営むのに必要な介 護を提供する。	制度の普及により、利用 者が増加している。 サービス提供事業所は、 4事業所ある。	提供事業の制度周知を図る。 利用児童の動向を常時把握し、必要数に応じた適正な事業提供を図る。
短期入所事業	居宅で介護する保護者な どが病気の場合に、短期 間、夜間も含め施設で入 浴、排せつ、食事の世話 を行う。	平成30年度までに6事業所(43床)が開設され、短期の受入が可能。 利用希望児童は増加傾向であるが、1日の定員が限られていることから、希望が集中する時などはすべてには対応できていない。	緊急時の受け入れや希望 に応じた利用回数を提供 できるよう実施施設と協 議しながら検討し、提供 できる体制を構築する。
児童発達支援事業	言葉や運動の発達に遅れ がみられたり、目や耳な ど、体に心配のある就学 前の児童を対象に早期療 育を行うことによって、 発達の促進と遅れの軽減 を図ることを目的とす る。	市内にある4事業所において、就学前児童に対し日常生活での基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行っている。 事業所によっては定員を割っている現状にある。	関係機関との研修会など の開催による課題の把握 を行い、適正なサービス を提供できる体制を構築 する。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
放課後デイサービス 事業	就学後の障がいかる児 一大学のでは、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	市内にある3事業所において、放課後等デイサービスを実施している。	関係機関との研修会など の開催による課題の把握 を行い、適正なサービス を提供できる体制を構築 する。
特別支援教育の充実 (学校生活サポート 事業)	通常の学級や特別支援学級に在籍する特別な支援を要する子どもに対して、発達の特性に応じた支援を行う。また、学校における相談体制の充実を図る。	今後も事業を継続し、特別支援教育支援員、日本 語指導支援員を配置する 必要がある。	特別支援教育コーディネ ーターを中心に校内支援 体制の充実を図る。また、 特別支援教育地域センタ ーや特別支援学校との連 携を図り、一人とりの 実態に応じた指導支援が 充実することを目指す。

(3) 子どもの貧困対策の推進

計画の統合

当市の将来を担う子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況や養育環境等により、就学や就 労の選択に制約が生じることがあってはなりません。自らの可能性を信じて前向きに挑戦するこ とができ、どんな状況下にあっても自分の将来を選択できる環境を整えることが必要です。

このことから、当市においても、子どもたちの健やかな育ちと子育てを支え、必要な支援が確 実に届く仕組みづくりや施策の展開を推進することを目的として「横手市子どもの貧困対策推進 計画」を平成29年度に策定しました。

今後は令和元年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子どもの貧困対策 に関する大網」の趣旨を踏まえ、子どもの貧困対策推進計画を「第2期横手市子ども・子育て支 援事業計画」へ統合して進捗管理と検証を行いながら総合的に施策を推進します。

現状と課題

「横手市子どもの貧困対策推進計画」(H29~R3) における当市の子どもの貧困対策の検証や今後の方向性の検討のため、令和3年度に子どものいる世帯の生活状況等に関るアンケート調査を実施しました。

回収世帯数 664 世帯から所得または世帯タイプの算出が困難であった 172 世帯を除いた集計対象世帯数は 492 世帯で、貧困世帯の割合をみると、そのうちの 36 世帯 (7.3%)、ひとり親世帯では 61 世帯のうち 18 世帯 (29.5%) でした。

また、貧困世帯に属する者は集計対象世帯員数 2,262 人のうち 160 人 (7.1%) ひとり親世帯では 240 人のうち 69 人 (28.8%) 高校生以下の子ども 903 人のうち、貧困世帯に属する子どもは 67 人 (7.4%) ひとり親世帯では 97 人のうち 33 人 (34%) でした。回答者の世帯構成をみると、ひとり親世帯は全体 664 世帯のうち 77 世帯 (11.6%) で母子家庭の比率が多くなっています。

※貧困世帯とは

直近の国民生活基礎調査(平成30年調査値)に基づき、世帯人数を考慮した貧困線以下を示しており、2人世帯で約175万円、3人世帯では約215万円、4人世帯では約248万円となっている。これ未満の世帯を「貧困世帯」とした。

アンケート結果からみた分析と課題

1. 今の暮らしに関することについて

◇分析

現在の暮らしが苦しいと感じている世帯が全体の 37.7%、ひとり親世帯では 54.6%、貧困 世帯では 59.5%となっています。

福祉医療(マル福)の利用者は9割を占めており、医療機関への受診に関する心配は見られませんでした。

◇課題

その他の支援制度による必要な費用のカバー状況について、ひとり親世帯ではカバーできていないが 52.6%と多くなっており、支援の充実が求められます。

2. 家計に関することについて

◇分析

過去1年間に子どもや家族が必要とする衣類が買えなかったなど、何らかの経済的な問題があったと答えた世帯はひとり親世帯で31.2%、貧困世帯で33.3%となっています。

◇課題

子育て世帯の収入向上を目指した転職の相談や、必要な資格、技術取得などを行う就労支援のほか、ひとり親に対するキャリアアップのための支援の充実が求められます。

3. 子どもの将来に関することについて

◇分析

子どもに大学卒業及びそれ以上の教育を望む世帯が全体の約半数を占めていました。一方で、授業料や交通費、奨学金の返済など進学費用に関する心配事をかかえていることもわかりました。

また、利用したい、子どもに利用させたい支援として、無料または低料金の学習支援、気軽に過ごせる子どもの「居場所」を挙げています。

◇課題

高校進学や短大・大学等への進学に係る費用に対する支援を行うなど、子どもたちが自らの将来を自ら選択できる環境づくりを行っていくことが必要です。また、子どもの学力向上や生活向上を目的とした地域の取組を支援する対策が求められます。

4. その他について

◇分析

ひとり親世帯では 28.6%、貧困世帯では 26.2%が相談できる相手がいないと 回答しており、ふたり親世帯の 16.6%に比べ心理的苦痛を感じている人が多くなっていま す。

◇課題

更なる相談支援の充実により、現状の解決に結び付けていく対応が求められます。

施策の方向

子どもの貧困は、家庭環境をはじめとする経済的要因や文化的要因、人間関係などが相互に関連し、親から子へと引き継がれる「貧困の連鎖」を生み出す傾向にあります。

所得で線引きされた問題を幅広い視点から総合的に支援できるよう、教育支援、生活支援、経済的支援に加えて保護者に対する就労支援などを行うことが重要です。

今ある貧困世帯の解消のみならず、貧困世帯で育った子どもが成長し、社会で自立できるよう に子どもの貧困対策の具体的な取り組みを推進します。

施策推進のための4つの重点項目

1.教育機会への支援

生まれ育った家庭環境によって左右されることなく、子どもが学ぶ意欲をもち、質の高い教育によって能力や可能性を最大限伸ばすことができるよう、関係機関と連携しながら教育機会の均等を図ります。

2. 生活の支援

貧困世帯の多くが心身の健康、家庭、人間関係など複合的で多様な問題を抱えていることから、福祉、地域など関係機関が密接に連携しながら包括的な支援を行い、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの健全な成長を促します。

3. 保護者に対する就労の支援

ハローワーク等の関係機関と連携しながら、自立に向けた保護者の就労支援やひとり親の資格取得等に対する支援を行うとともに、就労環境の改善やワーク・ライフ・バランスへの取組を推進します。

4. 経済的な支援

世帯状況や所得に応じて生活保護や各種手当の給付、貸付制度などにより経済面から世帯の生活基盤を支えていきます。

具体的な取り組み(政策体系)

重点項目 基本的な視点 施策 I 教育機会への 貧困の連鎖を防ぐため 支援 の幼児教育の無償化の 推進及び幼児教育・保 育の質の向上 2 就学支援の充実 3 大学等進学に対する教 育機会の提供 1貧困の連鎖の解消 4 生活困窮世帯等への学 習支援 2 厳しい環境下にあ る家庭に対するア Ⅱ 生活の支援 保護者への支援 プローチの取り組 2 子どもへの支援 み強化 支援する人員の確保等 4 その他の支援 3「時間のなさ」解 消への取り組み Ⅲ 保護者に対す 親の就労支援、就労機 る就労の支援 会の確保 各種手当等の支給 1 IV 経済的な支援 資金の貸付等

5 児童虐待防止対策の推進

(1)児童虐待防止対策

現状と課題

すべての子どもは健やかな成長・自立が図られ、適切な養育が受けられる権利があります。 しかし、児童虐待の顕在化した件数は増加しており、国では児童虐待防止対策の抜本的強化 について決定し、子どもの権利擁護、児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・ 的確な対応、社会的養育の充実・強化を図ることとしています。

今後も、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り・支援していく体制づくりを強化していく ことが重要となっています。

施策の方向

子ども家庭総合支援拠点を設置し、教育・保育施設、学校・教育委員会、民生委員児童委員、 児童相談所、警察、保健機関、医療機関などとの連携を強化し、虐待の恐れがある子どもの早 期発見・保護・支援を図ります。

さらに、秋田県をはじめ、学校、民間団体などの地域の関係機関と協力し、里親支援につながる広報・啓発活動を行い、社会的養育が行えるような体制づくりの整備を検討します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
虐待予防と早期発見の 対策	児童虐待を防ぐために、 地域や行政、警察、学校 などが一体となった体制 を確立し、早期発見や防 止に努める。	健康相談や訪問事業により、早期発見に努めている。子育て支援センターや保健事業の中で親子の孤立を防ぐための事業を実施している。	健康相談や訪問事業により継続した取り組みを推進する。また児童相談所全国共通ダイヤル 189 (いちはやく)の周知を図る。
虐待防止ネットワーク 事業	地域における保健・医療・ 教育・司法などの関係機 関から構成する要保護児 童対策地域協議会を軸 に、児童虐待防止と早期 発見に努める。	要保護児童対策地域協議 会により、関係機関との 連携を図りながら児童虐 待防止と、早期発見に努 めている。	要保護児童対策地域協議 会の運営を行い、関係機 関との連携を図ってい く。また、子どもを守る ための地域ネットワーク 機能強化事業などを実施 する。
虐待防止についての 講座の実施	虐待を防ぐために子育て 支援関係者や市民を対象 とした講座を実施する。	児童虐待について、知識 を深めるための情報提供 が必要である。	児童虐待防止の取り組み として年1回以上の講座 などを開催する。
児童養護施設入所	乳児を除き、保護者のい ない児童や虐待されてい る児童、その他環境上養 護を要する児童を入所さ せて養護し、自立を支援 することを目的とする。	環境上養護を必要とする 児童について関係機関と の連携を図り、児童相談 所が入所させ児童を養護 する体制となっている。	養護を必要とするケース が年々増加しており、関 係機関と連携を密にし、 体制の強化を図る。

基本目標Ⅲ 親と子の元気・健康づくりの充実

1 子どもや母親の健康の確保

(1) 妊産婦の保健医療対策の充実

現状と課題

妊婦健康診査事業や妊産婦への学習会、相談事業など、子どもと母親の健康確保に努めています。また、妊婦歯科健康診査の受診率の向上により妊婦の健康管理の向上を図っています。

施策の方向

産前産後におけるさまざまな不安や悩みを解消するため、子育て世代包括支援センターに「子育て応援窓口」を設置し、学習機会の提供、健康診査、訪問指導、情報提供、相談体制などを充実し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
妊婦健康診査事業	妊娠期の疾病の早期発見・早期治療により、安心して出産するための健康な母体づくりを促進する。	全県の協力医療機関で妊婦健康診査を受診でを多いである。100%近くを受診をしている。100%近く受診をするがいたが、近妊婦健康診査ははに、妊婦婦がであり、経婦性のであり、経婦性のであり、経過の世界がある。	検査の結果、要精密検査 の者を妊婦精密検査 としてフォローする。健 康診査結果に応じ、訪問 指導に結びつける。母子 健康手帳交付時に歯科保 健の重要性について理解 を図る。
妊産婦·乳幼児訪問指導 事業	妊娠、出産及び産褥期を 正しく理解し、安心して 出産や育児ができる環境 を整えるため、また、新 生児の成長や発達を確認 し、母子ともに健やかに 生活できるよう支援する ために、家庭訪問を行う。	妊産婦及び乳児に保健師 や在宅保健師が訪問し、 身体計測及び発育や栄養 状態など必要な確認を行 い、保健指導を実施して いる。	保健師による全乳児への 訪問指導を実施する。妊 婦健康診査の結果、必要 のあるケースに対して、 保健・栄養指導の強化を 図る。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
妊婦教室事業	健やかな妊娠及び出産ができるよう、また、意欲的に楽しく育児ができるよう仲間づくりを推進し、妊婦とその家族に学習の場を提供する。	マタニティクラスを年8回、赤ちゃんのお風呂の入れ方体験講座を年4回実施している。日中は働いている妊婦が多く、では、アイクラスは夜間では、東施し開催時間や内容の改善などの工夫をしている。	広報などにより、妊婦教室の啓発活動を実施する。アンケートにより必要とされる内容の把握に努め、開催時間や内容について検討する。
初産婦への支援	妊娠期から切れ目のない ように支援を行うととも に妊娠や出産、育児に対 しての不安の軽減につと める。	母子健康手帳交付時に保 健師や助産師が面接的 を実施し、妊娠期から援を れ目のないように妊娠を 行うとともに妊娠の不 育児に対してのる。 養に対してる。 援については、関係 との連携を図り実施している。	初産・経産婦問わず、全 妊婦の母子手帳交付時に 保健師、助産師による面 接相談を実施する。
妊産婦への食に関する 学習会や情報提供	妊婦の健康を維持し、胎 児を健やかに育てる食生 活を推進する。	母子健康手帳交付時やマタニティクラスなどでの個別食習慣調査結果を元に、過度の体重増加による妊娠高血圧症の予防や、妊娠期の痩せについての栄養指導を実施している。	妊娠中の十分な栄養摂取 は児の長期的な健康にと って重要であるため、こ の時期に望ましい食生活 が実践できるよう食習慣 調査を実施し、個別指導 による健康意識向上を図 る。
育児不安軽減のための 相談体制整備	相談体制の整備充実により、保護者の育児不安を 解消し、健全な子育てを 促進する。	相談窓口をPRし周知に 努め、関係機関と随時連 携をとり対応を図ってい る。	妊娠届出時から継続した 相談事業を促進する。
妊産婦にやさしい社会 環境の整備	妊産婦が充実した社会生活を送れるよう、ハード・ソフトの両面から環境整備を図る。	「母性健康管理カード」 (母子手帳内) やマタニ ティマークを配付し、妊 婦の健康管理について啓 発している。公共機関駐 車場に妊婦優先看板設置 (7地域局)している。	各種広報媒体を通じ、妊婦の健康管理や受動喫煙の危険性などを啓発する。公共の場のバリアフリー化を推進する。事業主に対し、働く妊婦への職場環境の配慮を求める啓発活動を行う。
助産施設入所事業	妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合その妊産婦からの申込みにより助産施設において助産を行う。	助産の実施基準に従い、 妊産婦に対する情報の提 供や助産施設との連携を 図りながら助産を実施し ている。	制度の周知を図りながら、今後も継続して取り 組んでいく。

(2) 子どもの病気や事故の予防

現状と課題

子どもは思いがけない時にケガや事故を起こすことがあります。特に、歩けるようになると 行動範囲が広がり、危険が多くなります。また、発達段階にある子どもは体力や免疫力が低い ことから病気にかかりやすいことが多いのも事実です。

横手市では、病気や障がいがある子どもを早期に発見し、適切な指導が行えるよう、健康診 査や予防接種などを実施しています。

また、子どもの事故は、未然に防ぐことが可能な場合が多いことから、事故防止の情報提供 や学習機会の提供を行っています。

施策の方向

今後も健康診査などの重要性を啓発し受診勧奨を行い、病気や障がいの早期発見・早期治療 に努めるとともに、新生児聴覚検査事業に関する普及啓発を行います。

また、子どもの事故防止について、学習する機会を充実します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
乳幼児健康診査事業	乳幼児の発育・発達を確認するとともに、それを阻害する要因を早期に発見して、適切な指導・支援を行う。また、育児不安の軽減、児童虐待の早期発見と対応を促進する。	乳幼児健康診査に関しては、それぞれ90%以上の受診率となっている。未受診者へは電話などで受診勧奨後、家庭訪問でフォローするなどの対応をしている。	健康診査の充実を図り、 経過観察児のフォローを 徹底して行う。未受診者 の把握を行い、2歳児歯 科健康診査の重要性につ いても啓発する。
新生児聴覚検査事業	聴覚障害を早期に発見 し、適切な支援を行うた めに新生児聴覚検査の助 成を行う。	令和元年から新規実施。 聴覚障害児を早期に発見 し、適切な支援を行うた めの支援体制を整備し た。	乳幼児訪問指導などで確認するとともに、聴覚検査結果をシステム管理し、早期治療ができるよう適切な支援を行っていく。
乳幼児家庭訪問事業	育児不安を持つ親、また は各種健康診査後に事後 指導が必要な保護者など へ適切な保健指導を行う ため、家庭訪問を行う。	育児不安を持つ親や継続 した指導が必要な乳幼児 に対する訪問指導を行っ ている。 市外に里帰りの産婦と新 生児については里帰り先 の自治体に依頼し随時対 応している。	保健師による全乳幼児への訪問指導を実施する。 乳幼児健康診査時の要訪問ケースの管理と指導を 徹底する。乳幼児健康診 査の未受診者に対する保 健・栄養指導を実施する。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
予防接種事業	感染性の疾病の発生や病の発生やあい。 を予防性の変化を動物を発生を動物で、 を予防性を動物を動物を動物を動物を動物を動物を動物を動物を動物を動物を動物を動物を動物を	定四年 (中国) では、	新生児訪問時に、年間日 程表を配布し、さらに広 報で周知していく。 未接種児への指導方法を 検討し、適切ないく。
乳幼児健康相談	乳幼児の成長や発達を確認し、疾病や問題の早期 発見、適切な対応及び指導を行うことにより、育 児不安の軽減を図る。	乳幼児健康診査にあわせて8か月児、12か月児、12か月児とか月児と変事業を実施するとで、の発達を見ながら行ってい発達を見ながら行っている。 平成23年度より5歳児健康財産がある。 平成23年度より5歳児健康財産がある。 で、23年度より5歳児児のでは、3児健康が変素がある。 別別のできている。	乳幼児健康診査時間に 大きな
小児生活習慣病の予防	平成 26 年度から「横手市 小児生活習慣病予防対策 委員会」を設立し、市内 保育所(園)、小中学校全 児童生徒の小児生活習慣 病予防に努めるもの。 また、小学校4年生及び 中学校1年生を対象に、 小児生活習慣病予防健康 診査を実施する。	食育講座や児童生徒の個別指導、運動習慣の普及などに取り組み、予防対策の充実を図っている。予防対策の充実を図れて同の出現を登上回の出現率がほぼ全学年で全国平均を上回でを図ることが必要である。	肥満度 30%以上食養 30%以上食養 30%以上食養 30%以生食養 30%以生食 30%以生食 30%以生食 30%以生食 40%的,这种 50%的,这种 50%的

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
子どもの事故防止等の 啓発事業	子どもの事故について情報提供し、事故の未然防止の徹底を図る。	乳幼児健康診査などの場で、誤飲、転倒、転落及びやけどなど子どもの事故について情報提供し、事故の予防啓発を行っている。	乳幼児健康診査や健康相 談の際、事故防止につい て具体的に健康教育を実 施する。
子どもの事故防止教室	子育て中の保護者を対象 とした事故防止教室を行 う。	ファミリー・サポート・ センターと各子育て支援 センターと合同で子ども の安全と事故に関する講 習会を開催している。	開催の周知を図りなが ら、今後も継続して取り 組んでいく。
歯科保健対策	一貫した歯科保健指導を 行うことにより、生涯に わたって健康を維持す る。	妊娠期に行う歯科健康教育から、小・中学校の歯科健康診査まで体系付けた取り組みを実施している。また、保育園・認定こども園、小中学校でのフッ化物洗口事業を実施している。	保育所、学校などとの連携により、歯科保健指導の強化充実を図る。フッ化物洗口事業の未実施施設への啓発や指導を引き続き行う。
「健康よこて 21」計画 策定	生活習慣改善、健康増進、 疾病予防に重点を置き、 一人ひとりの健康づくり を社会全体で支援する計 画を策定する。	平成 27 年度~令和6年 度まで計画を推進。令和 元年度に中間評価を行 い、事業見直しを図る。	第2期健康よこて 21 計画に基づき、ライフステージごとの健康づくりを推進する。

(3) 小児医療の充実

現状と課題

平鹿総合病院と市立横手病院にて小児救急医療を受け入れており、平鹿総合病院では休日・ 夜間も対応しています。

施策の方向

小児救急医療体制や福祉医療制度などの周知を継続していくとともに、医療機関との広域的な連携を図りながら小児医療の充実を図ります。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
小児医療の充実・確保	安心して子どもが医療機 関にかかれる体制を整え るため、小児科も含めた 救急医療を充実させる。	医師会の協力のもと、勤 務医・開業医による当番 制にて休日でも救急医療 を受けられる体制を確保 している。	広域的な連携を図りなが ら小児医療の充実と確保 に努め、保護者が実施状 況を把握できるよう周知 していく。
休日夜間における 小児救急医療体制整備	医療機関の協力を得て休 日当番医を設置し、小児 の休日夜間の救急医療体 制を整備する。	休日は医師会で当番制を 敷いて対応している。休 日夜間の小児救急医療は 平鹿総合病院の小児科医 師と市内開業医が担当し ている。	継続して実施し、広報誌やホームページを通した周知も続ける。また、子育てハンドブックや子育て情報サイトによる、小児救急医療体制の周知を図る。
福祉医療制度の充実(マル福)	横手市は中学生までの児童について所得制限を廃止するなど秋田県の制度に上乗せした助成を行っている。また、ひとり親家庭の親の医療費(自己)も市が独自に助成している。	平成 28 年8月から中学 生まで対象を拡大してお り、資格取得時の申請漏 れがないよう制度の周知 を図る。	申請に漏れがないよう、 窓口での案内のほか、市 報やホームページなどで 制度の周知を継続して図 る。
未熟児養育医療給付 事務	身体の発育が未熟のまま 出生した子どもに、必要 な医療の給付を行うとと もに、未熟児の保護者に 対する訪問指導を行う。	指定医療機関の事務体制 の充実により、保護者の 申請漏れがなくなってき ている。	医療を必要とする児に対し、養育に必要な医療費給付のための適確事務を 実施する。

(4) 不妊・不育への支援対策

現状と課題

望んでいるがなかなか子どもを授かることができない夫婦が相談しやすいよう、不妊・不育に関する情報提供を行うとともに、相談体制の充実が必要となっています。

アンケート調査では、就学前児童のいる家庭が期待する子育て支援として「出産や不妊治療に対する経済的支援の充実」があげられています。

施策の方向

不妊・不育に悩んでいる方を支援するため、相談しやすい環境を整備するとともに、不妊・ 不育治療に関する情報提供を行います。

事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
不妊・不育治療費助成 事業	不妊・不育治療を受ける 夫婦に治療費用の一部助 成事業を紹介し、妊娠や 出産を支援するととも に、不妊・不育について の周知活動などにより、 夫婦の精神的負担の軽減 を図る。	不妊治療(一般・特定) 及び不育症治療費助成事 業を実施している。特定 不妊治療費助成事業につ いては、県の助成に上乗 せし治療費助成を行って いる。	不妊・不育治療を受けている夫婦または受けようとする夫婦が相談や受診がしやすい環境を整備し支援する。県事業とあわせ広報への掲載などにより、事業の周知を図る。

※不育症とは

妊娠はするものの流産や死産などを繰り返すことにより、子どもが得られない状態。

2 食育の推進

(1) 食育の推進

現状と課題

家庭の事情や生活習慣の乱れなどにより朝食欠食や孤食など、子どもの食生活にはさまざまな問題が生じています。

アンケート調査では、就学前児童のいる家庭は「食事や栄養に関すること」に関する悩みを あげています。

食を通じた豊かな人間性の形成、家庭関係づくりによる心身の健全育成を図るためには、乳幼児期からの発達段階に応じた食事の摂り方と正しい知識を身につけることが重要です。

施策の方向

子どもの成長にあわせた指導・相談を行い、子育て家庭の育児不安解消を図ります。

また、関係機関と連携しながら食に関する学習機会を充実し、市民が生涯にわたって心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう支援します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
離乳食・乳幼児食相談 事業	月齢に応じた食事指導を 実施することにより、子 どもの健やかな成長を図 る。	乳幼児健康診査における 栄養指導では、母親の育 児不安を解消できるよう 個々の成長にあわせた個 別指導を実施している。	生活リズムを整え、正し い食習慣が身につくよう 個別指導に重点をおいた 食事指導をする。
保育園児等・小中学生への食育・保健指導	食を通じた健全ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	健康よこて 21 計画の重 点分野の一つとして 養と食生活」の推進事業 を実施している。食と健康についる。 意となる講話や栄養との関催、地産地消の開催、地産地消の推進、 郷土料理や食文化の連携に より食育を実施している。	生活習慣病予防のため、 望ましい栄養や食事のと り方を理解させ、正しい 食習慣が身につくよう関 係機関との連携や地域組 織の活用により、食育活 動の推進を図る。
食育推進事業	横手市における食育の基本方針を明らかにし、すべての市民が生涯にわたって心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう望ましい食育活動を推進する。	より効果的で実効性のある施策を展開するため、 「横手市食育推進計画」 の実施評価を行いながら、関係機関との連携を 図っている。	市民一人ひとりが、健康 でいきいき幸せな生活を おくることができるよ う、さまざまな分野での 食育活動を推進する。

3 思春期保健対策の充実

(1) 心と身体の健康づくり

現状と課題

学童期から思春期においては、身体面の発達や精神面で大きく変化していく時期で、この時期にうける影響は生涯の健康に関わってくると考えられています。

思春期の子どもの接し方、性教育に関することなど、子どもだけでなく、親も含めた教育の 場が求められています。

横手市では、不登校適応指導教室「南・西かがやき教室」の教育相談員や専任指導員と連携 し、電話や面接による教育相談を行っています。

施策の方向

関係機関と連携し、保護者も含めた思春期の心身の健康づくりの知識を普及するとともに、 学校教育に関わる相談窓口を設置し、相談窓口の周知に努めます。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
思春期健康教育の充実 (心の健康推進事業)	小中学校における心身の 健康教育と健康づくりの 知識の普及啓発を行う。	体育(保健体育)を中心 に健康な生活や疾病の予 防などについての理解を 深めるようにしている。	関係機関と連携し、保護者も含めた、思春期の心身の健康づくりの知識の普及に努める。
相談体制づくり	不登校適応指導教室「南・ 西かがやき教室」の教育 相談員や専任指導員と連 携し教育相談にあたる。	不登校、本人の性格や行動、進路などについて、 電話相談や面接相談にあ たっている。	学校教育に関わる相談窓口を設置するとともに、 その周知に努める。

(2) ひきこもり・不登校への対応

現状と課題

さまざまな事情で学校に行くことができない子どもたちへのきめ細やかな支援が求められています。悩みや不安を抱えた子どもが安心して相談できる環境づくりが必要となっています。 不登校適応指導教室「南・西かがやき教室」の教育相談員や専任指導員と連携し、適切な指導や支援を行っていますが、今後も、「スペース・イオよこて」などと連携し、地域で見守り・支援していく体制づくりが求められています。

施策の方向

子どもの状態に応じた多様な学習の場を提供するとともに、家庭・地域・学校などの関係機関が連携する支援体制を強化します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
不登校児童生徒の学校 復帰支援(南・西かが やき教室の設置・運 営)	不登校適応指導教室「南・ 西かがやき教室」に教育 相談員を配置し相談や支 援に応じている。	学校と連携した適切な指導や支援により、児童生徒の自尊感情が高まり、少しずつ学校復帰への意欲が高まってきている。	不登校適応指導教室「南・ 西かがやき教室」を中心 に教育相談体制機能の充 実を図る。
スクールカウンセラー 配置事業 (心の健康推進事業)	豊かな知識・経験を持つ カウンセラーを学校に配 置し、不登校やいじめな どに適切に対処する。	スクールカウンセラーが 配置された学校を拠点と した全域的な対応につい て検討を図る。	今後も秋田県教育委員会 と連携し継続して取り組 んでいく。
IT等の活用による 学習機会の拡大	ひきこもりや不登校児童 生徒を対象に、子どもた ちの心の居場所を提供し 通所だけでなく在宅での ITなどの機器を利用し た通信指導を含む学習機 会の拡大を図る。	I T機器などの活用も含め子どもの自立心や社会性を育むための学習機会の拡大について検討を図っている。	ひきこもりや不登校児童 生徒対策の一つとして 「スペース・イオよこて」 との連携を図っていく。
地域での支援体制整備	早期発見かつ早期対応が 重要であることから、地 域での監視力や機関の連 携が有効に機能するよう 体制を整備する。	家庭児童相談員が相談事 案と地域をつなぐ役割を 担い、民生児童委員、保 健師などと連携して訪問 などの支援を行ってい る。	家族の孤立感を和らげ、 支援できる体制を整備するため、保健・福祉・医療・教育・地域など関係者が連携強化し、子どもの心の健やかな発達を支援する。

基本目標IV 生きる力に満ちあふれた次世代ひとづくりの充実

1 次代の親の育成

(1)次代の親の育成

現状と課題

少子化、核家族化、夫婦共働き家庭の増加などにより、子どもが自身の兄弟・姉妹の世話を 行うことや近所の子どもと遊ぶことが減り、乳幼児とふれあう機会が少なくなっています。

子どもの頃から、子育ての楽しさや子どもを産み育てることの意識、男女が協力して家庭を 築くことの大切さについて啓発していくことが重要となっています。

施策の方向

結婚し子どもを産み育てたいと思う若者が、その希望を実現できるよう、関連する横手市の 施策や事業を進め、地域社会の環境整備を促進します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
男女共同参画行動計画の推進・策定・見直し	男女共同参画社会実現に 向けて、横手市の施策や 事業を総合的に進めてい くため、横手市男女共同 参画行動計画を推進す る。	行動計画の着実な実行の ために、全部署がそれると れ検討、事業の共有を もに、情報の共同を もしてる。男女共同 に対しては、差が大きい に対してはの差が大きい ため、個々けることが ため、では となってい る。。	男女共同参画社会実現に 向けて、行動計画の進捗 状況調査を実施しなが ら、横手市の施策や事業 を総合的に進めていく。 必要に応じて計画を見直 しながら、引き続き推進 を図る。

(2) 家庭や地域の子育て力の向上

現状と課題

核家族化、少子化、地域コミュニティの希薄化に伴い、家庭や地域の子育て力の低下が指摘されています。また、国際化の進展に伴い、言葉や生活全般にサポートが必要な家庭への支援が求められています。

横手市では、秋田県で実施している「あきた家族ふれあいサンサンデー」などのPR活動などを行っています。また、家庭や地域における子育て力を高めるための講座の開催や広報誌による啓発活動を行っています。

施策の方向

親子のふれあいや一緒に取り組むことの大切さを呼びかけ、父親も積極的に育児に取り組んでいけるよう促進を図ります。

また、関係機関と連携した各種講座を開催するとともに、子育て家庭のみでなく、地域全体で子どもを育て・支えていく意識を高める啓発活動を推進します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
「あきた家族ふれあい サンサンデー」の促進	毎月第3日曜日を家族そろって過ごし、ふれあうことで健やかな青少年を育てることを目的とした県民運動への参加を促し、広報に努める。	青少年育成横手市民会議で実施するあいさつ運動にあわせ、「あきた家族ふれあいサンサンデー」のPRチラシや啓発ティッシュの配布活動を実施している。	秋田県事業である「あき た家族ふれあいサンサン デー」の更なる促進を図 る。
家庭教育	家庭での教育力向上を目的に、保護者の学びの場の提供や父親と子どもの体験イベントを通じた父親の家庭教育参加促進を図る。	就学時健康診査時の子育 て講座や、家庭教育支援 チームと連携し親の学び を目的とした各種講座の 開催のほか、父親と子ど もの体験イベントを年2 回程度開催している。	保護者を対象に家庭教育 の役割について広め、意 識の啓発を図るととも に、家庭教育支援チーム の周知と、相談体制の確 立を目指す。
子育て支援啓発事業	子育てをめぐる環境の変化に伴い、親、家庭のみでは子育てを背負いきれない状況になりつつあることから、地域社会での支援の必要性を啓発する。	子育てを社会全体で支援 する意識啓発を行うため に、広報誌などを通して 各種啓発活動を実施して いる。	広報誌などにおける啓発 活動の継続とあらゆる機 会を通じて広く住民を対 象とした子育てに関する 各種セミナーの開催を図 る。
父親の育児参加促進	父親の積極的な育児参加 を促進する。	性別などによる固定的な 役割意識の改革とワー ク・ライフ・バランスの 実現が必要。	研修ならびにイベント等 の事業を通して、父親の 積極的な育児参加啓発を 図る。

(3) 若者の就業支援

現状と課題

横手市における有効求人倍率は1.4倍を超え、人手不足となっている現状です。若者の県外への流出を減らすことのできるよう、雇用の場の確保など、地元定着を図るための各種支援が必要となっています。

施策の方向

関係機関や秋田県の機関と連携し、新規学卒者などの地元就職の促進や起業・創業を希望する方への就業を支援します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
就業支援の取り組み	県、ハロワークなどの 関係機関と連携した と連携を関われたと を が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	横手管内に1.4倍となすという。 有超なって高記をなするにで、 人きで者しているにで、 人きで者しているにで、 会にである。 人がは、が、 の4割のが、 会にで、 会にで、 の4割のが、 会にで、 の4割のが、 会にで、 の4割のが、 会にで、 の4割のが、 会にで、 の4割のが、 会にで、 の4割のが、 会にで、 の4割のが、 会にで、 の4割のが、 の4割のが、 の4割のが、 の4割のが、 の4割のが、 の4割のが、 の4割のが、 の4割のが、 の4割のが、 の4割のが、 の4割のが、 の4割のが、 の4割のが、 の4割のが、 の4割のが、 の4割のが、 の4が、 の4が、 の4が、 の4が、 の4が、 の4が、 の4が、 の	新規学卒者などの地元就職促進について、県、ハロリークなどの関係機関と連携し、推進する。起業・創業にチャレンジする方に対し、商工団体、金融機関などの支援機関と連携し、支援を行う。

2 子どもの権利についての意識啓発

(1) 子どもの権利を守る取り組みの推進

現状と課題

横手市では、平成20年10月4日に「横手市子どもの権利宣言」を制定、子どもの権利を尊重するまちであることを宣言し、子どもたちが積極的に地域に関わっていけるよう、地域全体で見守り、関わりやすい環境づくりを行ってきました。

今後も、子どもの人権が尊重され、楽しみ学びながら地域社会を築いていけるよう、継続して「横手市子どもの権利宣言」の周知を行っていく必要があります。

また、児童虐待の増加に伴い、家庭において子どもを育てていくことが困難な世帯が増えています。秋田県では、子どもの権利が尊重され、すべての子どもが健全に育成されるよう、「秋田県社会的養育推進計画」を策定し、児童相談所の体制強化や施設、里親などの代替養育など、地域で子どもを健やかに成長できるよう支援する取り組みを行っています。

施策の方向

子どもたち自らが自分の権利を認識し、のびのびと生活できるよう、今後も「横手市子ども の権利宣言」の普及・啓発を図ります。

また、子どもたちが積極的に地域活動への参加ができるよう、学校や地域住民が連携し、環境づくりを行います。

社会的養育支援については、秋田県と連携し、子どもの不利益とならないよう、連絡体制などの充実を検討します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
子どもの権利を守る 取り組みの推進	子どもの生命を守り、人 として尊重され、良い環 境の中で育まれる権利を 守る意識を啓発する。	子どもの人権は「児童憲章」「児童の権利に関する条約」において尊重されるよう制定されている。 平成20年10月4日に「横手市子どもの権利宣言」を制定した。	「秋田県子ども・子育て 支援条例」や「横手市子 どもの権利宣言」の周知 を図り、地域の子どもた ちが、自ら権利を認識し、 また社会全体が積極的に 子どもの人権を守る意識 を啓発する。
子どもの社会参画の推進	子どもが意見を表明する 機会や、社会参画できる 機会を確保する。	中学や高校では授業を通じて地域への関わりをもつ取り組みがある。また、市議会本会議場で行うY8サミットの取り組みなど積極的に地域へ関わろうとする姿がみられる。	子どもたちが自主性や行動力を身に付け、地域の未来を創造する人材となるためには、地域の見守りの中で、地域活動に積極的に取り組むことのできる環境をつくっていかなければならない。

(2) いじめ・体罰・暴力防止対策

現状と課題

平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、横手市ではいじめ対策委員会の設置やスクールカウンセラーの配置、Y 8 サミットなど児童・生徒によるいじめ防止対策の取り組みを行ってきました。

しかし、全国的にいじめや体罰に関するニュースは後を絶たない状況です。

施策の方向

いじめや体罰の防止、早期発見のため、家庭・地域・学校の連携を強化し、今後も子どもの権利や生命を守る取り組みを推進します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
スクールカウンセラー の配置	などを解決するため相談	不登校やいじめ対策として臨床心理に関して高度な知識や経験のある「スクールカウンセラー」を6校すべての中学校に配置している。	

(3)被害に遭った子どもの保護の推進

現状と課題

近年、犯罪やいじめ、児童虐待に関するニュースが増加しています。

いじめや児童虐待などは、未然防止、早期発見及び早期対応が重要ですが、被害に遭った子 どもは精神的なダメージが大きいことから、子どもの気持ちに沿って立ち直るまで長期的に切 れ目のない支援をしていくことが必要です。

施策の方向

学校・保健師・家庭児童相談員などの関係機関が情報の共有を図り、連携を強化していくことで、被害に遭った子どもと保護者の心身のケアに努めます。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
犯罪、いじめ、児童虐 待等により被害を受け た子どもや保護者への カウンセリング	精神的ダメージなどを受けた児童や生徒、保護者に対して、立ち直るための相談やカウンセリングなどを実施する。	家庭児童相談員、保健師、 県の機関などが連携して	研修会などに参加し、相談を受ける側の質の向上を図りながら、今後も関係機関との連携強化に努める。

3 児童の健全育成

(1)児童の健全育成

現状と課題

放課後児童クラブが市内に34箇所あります。

夏休みや冬休み期間中には、読書や自主学習などさまざまな体験活動ができる「夏休み(冬休み)子ども教室」や「あきたわくわく未来ゼミ(わくわく土曜教室推進事業)」を開催しています。

アンケート調査では、フルタイム、パート・アルバイトで就労している母親は、就学前児童がいる家庭では 74.0%、小学生がいる家庭では 88.0%と、子どもが小学生に上がると就労する母親が多くなっています。

子どもたちが多様な年齢層の大人に見守られ、かつ主体的に遊びや学びに触れることができる居場所づくりが必要となっています。

施策の方向

子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、放課後児童クラブを充実すると ともに、自由に参加できる身近な施設でさまざまな活動を提供します。

また、地域の人たちの協力のもと、学習やスポーツ活動、地域住民との交流を通して、子どもたちの自主性や社会性を築いていけるよう、児童館や社会教育施設などと連携し、学校施設の有効活用を検討します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
放課後児童健全育成 事業	保護者が就労などにより 日中家庭にいない小学生 を対象とし放課後や学校 休業日に余裕教室などを 利用して適切な遊びや生 活の場を与え、その健全 な育成を図る。	核家族化や仕事を持つ母親の増加に伴い利用者が増えている。就労形態により開所時間の延長を望む声も増えている。	利用ニーズにあった実施 を検討する。待機者をな くすための環境整備を行 う。指導員の資質向上を 図る。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
あきたわくわく未来 ゼミ(わくわく土曜教室 推進事業)	長期休業期間中(夏休み・ (夏も大き) に、子にはのは、子にからをでなどのなどのなどのはないによりには、文にはのは、大きのでは、大きのは、大きのは、大きのは、大きのは、大きのは、大きのは、大きのは、大きの	長期休暇期間に市内で 16 教室を開催し、学習や 各種体験活動を行ってお り、今後も継続して取り 組む。	新たに開設箇所を増やしたに開設箇所を増やした。 はいかをして、地形とので、が参したが参したが参したが参したが参したがありたがありたがありたがで、地区交流センター、はいなどの関係機関を関を関を関を関を関を関を関を関を関を関を関を関を関を関を関を関をできない。
児童館・社会教育施設の 活動促進	児童・生徒が健全な遊び を通じて健康を増進し、 情操を豊かにすることを 目的とする。	さまざまな催しを開催したり、育児中の母親たちの自主サークル活動など営利を目的としない活動に場所の提供を無償で行っている。	児童・生徒、家族や地域 住民が参加できる催しや 交流の機会と場をつく り、家族や地域全体で子 どもたちの情操豊かなは ぐくみと健全育成を図 る。
児童健全育成に関わる 児童厚生員、放課後児童 支援員等の人材育成	児童厚生員や放課後児童 支援員などの資格の取得 や研修会への積極的な参 加を促進する。	児童厚生員や放課後児童 支援員などの資格の取得 と研修会の積極的な参加 を促進している。	児童厚生員や放課後児童 支援員などの資格の取得 や研修会への積極的な参 加を促進する。
市子ども会育成連合会 活動等の支援	市子ども会育成連合会を はじめとする青少年・社 会教育団体の事務的な支 援や運営費の補助を実施 する。	地域に会員となる子ども が減少する中、自主的な 活動が難しく、組織強化 が必要となっている。	各団体活動の普及と育成 及び活動の活性化を図る ための支援を継続する。
青少年育成横手市民 会議の活動促進	青少年の健全な育成を図 ることを目的とし、青少 年育成関係機関をもって 組織し、声がけ運動など の活動を展開する。	各地域において事業内容 はやや異なるが、声がけ 運動、意識啓発活動など を実施している。	青少年の健全育成のため、家庭、学校、地域社会が一体となった住民総ぐるみの運動を展開する。

(2) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

子どもが非行や犯罪などの問題行動を起こす原因の一つとして子ども取り巻く有害環境が あげられています。

横手市では、インターネットセーフティインストラクターを活用した講演会の開催や青少年 育成横手市民会議で実施する声かけ運動の際に有害環境対策についての啓発活動などを行っ ています。

施策の方向

インターネットセーフティインストラクターを活用した講演会を継続して行うとともに、学校教育の中でも有害環境に関する学習する機会を充実します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
有害環境対策の推進	インターネットや携帯電 話などでの情報を正した 得るための講習会を実施 する。 また、青少年育成横手市 民会議で実施する声が対 運動の際に、有害環境対 策についての啓発活動を 実施する。	インターネットセークを 用した講習会などの 用した講習会などの 用した講習会などの 声が年育成会議では事環 が策にてのを 対策にてのを 大文字駅、相野や駅に「 大文字駅、相野や駅に「 大学駅、自 大学のの対策を では では では では では では では では では では	インターネットセーフティインストラクター高くともに講習会 員を図るとともに講習会 の機会を設ける。 学校教育の中でも有害環境に関する学習を継続して実施する。

4 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

(1)確かな学力の向上

現状と課題

子どもたちの学力向上のため、ティーム・ティーチングや少人数学習推進事業などを行っていますが、教職員数の不足が課題となっています。

全小・中学校において、JETプログラムによる外国語指導助手を活用し、英語に親しみ学 ぶ機会を提供しています。

施策の方向

個に応じたきめ細やかな指導を充実するとともに、秋田県教育委員会への職員配置の増員などの働きかけを継続し、子どもたちの学力向上を目指します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
ティーム・ティーチン グ	教科指導に1人の教員ではなく、複数の教員がチームをつくり、児童生徒の指導に当たることにより、個に対応した指導を行う。	適切な学習効果を期待し、ティーム・ティーチングを行ううえで、さらに教員数の増員が必要である。	今後も秋田県教育委員会 に働きかけていく。
少人数学習推進事業	小学校1、2年生と中学校1年生において、一クラスを30人程度の人数にすることで、教育が行き届くようにする。	適切な教職員などの配置が今後も必要である。	今後も秋田県教育委員会 に働きかけていく。
外国語指導助手の充実・ 活用	JETプログラムにより ネイティブスピーカーを 外国語の指導助手として 招致し、小・中学校の外 国語教育の充実を図り、 児童生徒のコミュニケー ション能力の向上に資す る。	令和2年度から全面実施される小学校での外国語活動(3・4年)・外国語科(5・6年)に向けて、充実した学習環境、指導体制の整備を行っている。	外国語指導助手 12 名を 効果的に配置し、小・中 学校での指導の充実を図 る。小・中学校教員に対 して外国語指のの 果的な活用について助言 するとともに、外国語指 導助手自身の指導力向上 も図る。

(2) 豊かな心の育成

現状と課題

子どもたちの豊かな心を育むためには、地域におけるさまざまな体験活動などを通じて、多くのことに興味や関心を持ち、人とふれあうことにより思いやりや豊かな感情を育てる環境づくりが必要となっています。

施策の方向

道徳教育の内容や指導方法について、今後も工夫改善などを行っていくとともに、事業内容 や活動のさらなる周知を行い、子どもたち自らが参画して体験活動の機会を充実させることや 情操教育のかん養を図ります。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
道徳教育の充実	子どもの豊かな心を育むため、地域における体験活動などを活かした道徳教育を行う。	子どもの心の成長に資す るさまざまな体験活動 や、ふるさと教育の視点 からの地域との交流の推 進、指導方法の改善など、 各学校での道徳教育の推 進に努めている。	今後も継続する。
文化芸術振興事業	秋芸事に、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	両多と 大さはして学。 事業のを決したる。 を対して学。 も合はして学。 もとはしたる。 もとはしたる。 もとにしあないにでは、 でのででのでででででででででででででででででででででででででででででででで	文化芸術振興事業については、各学校へ情報提供しながら複数校での合同開催を呼びかけながら継続して実施する。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
ジュニアリーダー育成 事業	中高生の地域活動参画の 推進と小学生を主体とと た活動のサポート役と で育成を行う。育成手 であたり、横手市 は、 で育成連合会の がであたり、 会育が と前 がでする。 がでする。 がでする。	中高生にとっては学校行事や部活動と平行しての活動となるため主体的に活動することが難しい。	自主的な活動や実施、評価ができるよう、各種研修会への参加を支援する。スキルアップのため、他地域の交流を促進する。 ジュニアリーされる デュニく 周知を行るよう に報活動を行い、同時に会員の募集を図る。
幼児期からの読書活動 の推進	4か月健康診査時に、横 手市から絵本を贈る。子 育て支援センター職員な どによる読み聞かせの実 践アドバイスを行う。	絵本の内容を検討しなが ら、ハートフルブック事 業として今後も継続して いく。	今後も継続して、子ども たちの豊かな心の成長を 促すため読書活動を推進 する。
図書館での子どもの読書活動の推進	家庭・地域及び学校と連携し、「夢を育む本との出会い」の場として、市立図書館における子どもの読書活動の推進を図る。	現在は、各図書館で毎月 1回の「おはなカート」、 「満点カーしよ 開催や、「満点カーしよ 手帳」、「とし」 に満まチンプる。 今後は、メンティンでは、継続ティや、 を後はボラづくり本で、 で楽しるさい で楽しる。 を発している。 今後はボラづくりない。 で楽しる。 で、 で楽しる。 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	各図書館で毎月1回の「おはなし会」の継続開催や、「読書に関する作品コンクール」参加の推進を図って行く。また、「読み聞かせボランティアの育成」や、「親子で楽しめる企画」について検討する。

(3)健やかな体の育成

現状と課題

子どもの健康や体力は、「生きる力」の根底となるもので、生涯にわたっていきいきと生きていくために必要不可欠なものです。

子どもたちの体力低下や朝食欠食、肥満傾向の増加など、生活習慣の乱れによる健康への影響が懸念されています。

発達・成長、さまざまな活動の源となる体力を、子どもの時期からしっかりと身につけていくことが重要なことから、健康教育の充実とスポーツに親しむことができる環境整備が必要となっています。

施策の方向

学校や地域などの関係機関と連携し、健康に対する正しい知識の普及と適切な生活習慣の教育に努めます。

また、スポーツを通じて子どもたちの身体的・精神的な健全育成を図り、さまざまなスポーツやレクリエーションが体験できる施設の整備、指導者の養成を推進します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
子どもたちのスポーツ 環境の整備	スポーツ少年団などの育成を進めていくため、横 手市体育協会と連携し、 指導者の養成と資質の向 上を図る。	保護者に対して、秋田県スポーツ少年団が開催する指導者認定講習会の受講を呼びかけ、多くの指導者を育成しているが、まだ地域によっては受講していない指導者もいる。	秋田県スポーツ少年団指 導者講習や地域スポーツ クラブ、ボランティアの 育成などの活用を図り、 スポーツ環境の整備を支 援する。
総合型地域スポーツ クラブ事業	多種目・多世代・多様な 技術・技能の人たちで費 成される。会員は年会費、 参加料を支払い各種自 かププラムに会費と かツプできる。年会費で 参加料は運営費として・イント)の施設を 事業(教を主い、料で がいた。 の施設では、 がおいた。 がおいて、 がいた。 がいた。 がいた。 がいた。 がいた。 がいた。 がいた。 がいた。	総合型地域スポーツクラブについては、現在2箇所あるが今後、横手市内3箇所の設立を目標に支援する。スポーツプログラムの内容の充実を図り、会員の確保に努める。	市民が生涯スポーツを通 じて活き活きと生活する ことができるような仲間 づくりやまちづくりを支 援する。
学校施設の整備・充実 推進事業	学校施設の整備、充実を 図る。	老朽化などに対応して、 順次整備に努めている。	学校施設の整備は継続し て実施する。

(4) 信頼される学校づくり

現状と課題

子どもたちがいきいきと学び、地域に開かれ信頼される学校づくりを実現するためには、保 護者や地域住民などの意向を反映させ、家庭や地域と協力・連携していくことが求められてい ます。

横手市では、学校評議員制度を導入し、開かれた学校づくりを行っています。また、学校施設の一部を開放し、地域住民の活動の場として提供することにより、保護者や地域の方に教育活動や学校運営に参画する仕組みづくりを行っています。

施策の方向

より地域に開かれた学校とするため、全小中学校で学校評議員制度を実施するとともに、今後も学校施設の開放を行います。一方で、学校の安全対策の強化も引き続き行います。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
学校評議員制度の実施	学校管理規則に規定し設置する。校長が学校運営に関し自己の権限と責任に属する事項のうちいて認める事項について議員から意見を求め、運営を行う。	全学校において学校管理 規則に学校評議員制度を 規定している。	横手市内全小中学校で正 式な学校評議員制度とし て実施する。
学校施設開放実施	開かれた学校づくりの一環として、学校施設の一部を地域の人々に開放する。	使用申請書により、地域 の人々に学校施設を無料 で開放している。スポー ツ少年団と、一般の団体 が競合する場合がある。 また、夜間照明の電気代 が学校経費の負担となっ ている。	主に体育館施設の開放を 継続して実施する。ほか の施設については学校事 業の中での開放を検討す る。

5 地域資源を利用した教育力の向上

(1) 地域資源を利用した教育力の向上

現状と課題

地域の「教育力」は低下している状況です。近年の子どもたちは、異年齢の交流や自然にふれあう機会が少なくなってきています。

子どもたちが自分の暮らしている地域に興味を持ち、さまざまな体験を通して人とふれあいながら学ぶことができる環境づくりが求められています。

施策の方向

地域や学校などの関係機関と連携して、地域資源を活用しながら地域への理解を深める活動の充実を図り、子どもたちの豊かな心の育成を行います。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
横手を学ぶ郷土学事業	すべての小学生や中学生が、ふるさと横手への関心と郷土への誇りを持ち、次の世代に伝える心を育む。	横手を学ぶための総合テキスト「よこてだいすき」を市内すべての小学生と中学生、教職員に配布している。	児童生徒に郷土の歴史・ 伝統・文化の理解を促を習、実化の理解を践れた。学習、実践が、ないのででである。 では、現まないでである。 では、現まないである。 では、現まないである。 では、現まないである。 では、現まないである。 では、現まないである。 では、現まないである。 では、現まないである。 では、またのでは、また
自然体験活動の推進	児童生徒が農作業や野外 体験活動を通して、自然 の大切さを学ぶ。	各校がそれぞれの学校事情にあわせ、諸活動や行事を計画・実施している。	地元農家や少年自然の家 などの関係者と連携を図 りながら、地域の自然に ついての理解を深める。

基本目標 V 子育てしやすい安全安心の環境づくりの充実

1 安全・安心まちづくりの推進

(1)安全・安心まちづくりの推進

現状と課題

近年、地震、豪雨、豪雪などによる自然災害が全国的に増加しています。

横手市では、防災訓練や避難訓練などを実施し、児童・生徒の防災知識を高める取り組みを 行っています。

子ども自らが自分を守る意識を高める教育を行うとともに、地域全体で防災意識を高め、災害などの際に地域住民が連携して避難できるような体制づくりが必要となっています。

施策の方向

子どもを事故や災害から守り、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、歩道や道路の整備、段差などの解消に努め、子どもをはじめとするすべての人の安全 を確保します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
地域防災計画	災害時の被害を最小化 し、被害の迅速な回復を 図る「減災」の考え方を 防災の基本理念とし、た とえ被災したとしても人 命が失われないことを最 重視する。	防災訓練は、学校行事などに位置付けて計画し、 児童・生徒の自主性を大事にしながら十分効果を おさめるよう努める。	防災知識の指導は、学校 の教育課程のみならず、 地域行事などとの事前学習 などに努勢める。またの 象者主体の防災が設なが 象者で防災施設なが 学を行い、防災活動、 難などについて習得する よう努める。
道路環境バリアフリー 化検討事業	すべての人が安心かつ円 滑に歩行できるよう、狭 隘な道路の拡幅や段差や 凸凹の解消、歩道の設置 などを推進する。	すべての人に安全で安心 できる道路環境となるよ う、道路や歩道、照明設 備、ロードヒーティング、 防犯カメラなどの整備に 努めている。	市内全域において、今後 整備される施設について はバリアフリーを念頭に 事業の実施を図る。

2 子どもの安全の確保

(1) 交通安全を確保するための活動の推進

現状と課題

横手市では、教育・保育施設や小学校などにおいて交通安全教室を実施しており、交通事故から自分で身を守る意識の向上を図っています。

近年、子どもが交通事故に巻き込まれる事故が増加傾向にあり、特に登下校時の事故が増加 していることから、国において「登下校防犯プラン」が決定され、交通安全対策の重要性がよ り高まっています。

登下校時における子どもの安全を確保するため、保護者や地域住民のより一層の連携が必要となっており、加えて警察・学校・行政などが連携していくことが重要となっています。

施策の方向

子どもの安全確保のため、交通安全教室を通して子どもたちの交通安全意識の高揚を図ります。また、国の「登下校防犯プラン」を準拠し、関係機関との連携を強化し、子どもを交通事故から守る取り組みを行います。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
親子を対象に交通安全 教育の段階的・体系的 実施	幼少期から継続して交通 安全教室を実施すること によって、交通安全思想 の普及及び徹底を図る。	警察や各地域の交通指導 隊・交通安全母の会な育 により、小学校や保育 により、小学校通安全 においてで 室を開催している。まの 室を開催しての 室を母の で行う交通安全キャラ で行うない 大とにおいて で行うな で行うな で行うな でにおい 、紙芝居を また 、 で が と 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	子どもたちの交通安全意識の高揚と、交通事故から自分で身を守る知識習得のため、警察、交通安全協会、保育所など、ル中学校及び保護者などとの連携により交通安全教室を継続して実施する。
交通安全計画の策定	交通安全対策会議を開催 し、横手市交通安全計画 に基づいた毎年度の実施 計画を策定。交通安全に 関する総合的な施策を推 進。	横手市交通安全対策会議 を毎年開催し、交通安全 に関する総合的な施策を 推進するとともに、関係 団体及び横手市通学路安 全推進会議との連携を図 る。	子どもと高齢者の交通事 故防止を重点に推進す る。
交通安全用具の支給	新入学児童に対し黄色い帽子、ランドセルカバーの支給。	交通安全用具の支給については今後も継続して実施する。ただし今後の支給物品については保護者などの意見をうかがいながら検討をする。	次代を担う子どもたちを 交通事故から守るため、 今後も継続して実施して いく。

(2) 犯罪等の被害から守るための活動の推進

現状と課題

都会に限らず、子どもが犯罪などに巻き込まれる事件が発生しています。

地域全体で子どもを犯罪などの被害から守る取り組みが重要となっています。

横手市では、子どもを犯罪などの被害から守るため、家庭・地域・学校・関係機関と連携し、 見守り活動や防犯パトロールなどを行っています。

施策の方向

関係機関との連携をさらに深め、不審者や犯罪に関する情報を共有し、安全な地域づくりを 推進します。また、防犯パトロールの実施や防犯教室の開催に加え、「子ども110番の家」な どの周知を徹底し、犯罪を未然に防ぐ取り組みを強化します。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
地域の犯罪等に関する 情報提供の実施	よこて安全・安心メール により地域の防犯や交通 安全に関する情報を配 信。	犯罪情報については、警察の捜査活動に影響が出ないよう配信前に協議が必要なため、時間がかかる場合がある。	犯罪情報を早期配信する ため、警察と早期情報提 供の協議を進める。また、 「よこて安全・安心メー ル」への登録者増加のた めの広報を実施する。
防犯パトロールの実施	各地区防犯協会、各地区 防犯指導員、各学校にお ける見守り隊による青色 パトロールなど、児童生 徒の街頭見守り活動の実 施。	関係部署において各種施 策を実施しているが、関 係部署間の連携をより強 化していくことが課題で ある。	関係部署が連携して防犯 に関する各種施策、事業 を総合的に推進し、子ど もが犯罪などに巻き込ま れないよう未然防止に努 める。
防犯教室・学校安全の 充実	防犯教育の一環として、 横手警察署員やスクール ガードリーダーなどを講 師に迎え講話、講習を行 い、幼少期から防犯思想 の普及を図る。	関係部署において各種施 策を実施しているが、関 係部署間の連携をより強 化していくことが課題で ある。	関係部署が連携して防犯 に関する各種施策、事業 を総合的に推進し、子ど もが犯罪などに巻き込ま れないよう未然防止に努 める。
「子ども110番の家」	地域住民の協力を受け、 子どもたちが犯罪被害に 巻き込まれそうになった 際に逃げ込める場所とし て、秋田県警・横手警察 署と連携し「子ども11 0番の家」の設置をして いる。	関係部署において各種施 策を実施しているが、関 係部署間の連携をより強 化していくことが課題で ある。	関係部署が連携して防犯 に関する各種施策、事業 を総合的に推進し、子ど もが犯罪などに巻き込ま れないよう未然防止に努 める。
防犯ブザーの配布	児童の生命、身体の安全 確保のため防犯ブザーを 配布する。	新小学1年生全員に配布 している。	児童の生命、身体の安全 確保のため、今後も継続 して防犯ブザーを配布す る。

3 良質な住宅の確保等居住環境の整備

(1) 良質な住宅の確保等居住環境の整備

現状と課題

子どもや子育て家庭が安全で安心して生活するにあたり、良質な住宅環境は重要な要素となっています。

老朽化した住宅や設備などが入居者のニーズにあわなくなってきているため、環境整備を検 討しています。

施策の方向

子育てしやすい良質な住環境を整備するため、今後も横手市営住宅長寿命化計画に基づき、 子育て家庭に配慮した安全で快適な住宅設備の改善や整備を検討し進めていきます。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
公営住宅等整備、既設 公営住宅改善事業	健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸している。	老朽化した住宅が入居者 のニーズにあわなくなっ てきていることから、室 内環境や設備などを向上 させるための検討が必要 である。	横手市営住宅長寿命化計画に基づき、安全で快適な住まいを今後も提供するよう整備を進めていく。
特定公共賃貸住宅の 整備	中堅所得者向けの優良な 賃貸住宅の供給を行って いる。	比較的入居率が高く推移 していることから計画的 に改善を図り、良質で安 全な住まいを提供してい く必要がある。	横手市営住宅長寿命化計画に基づき、安全で快適な住まいを長きに渡って提供するよう整備を進めていく。

4 安心して外出できる環境の整備

(1)安心して外出できる環境の整備

現状と課題

子どもと子育て家庭をはじめ、誰もが安全で快適に外出できる環境整備が求められています。 アンケート調査では、期待する子育て支援として「外出時に授乳やおむつ替えができる場所 の拡充」が、就学前児童のいる家庭で多くなっています。

公共施設や交通機関などのバリアフリー化や子育て家庭が利用しやすい設備の整備、また、 子どもを安心して遊ばせることができる公園の整備などが重要となっています。

施策の方向

子どもや子育て家庭の視点に立った環境整備を推進していきます。

また、子どもが安心して遊べるよう、児童遊園や児童の遊び場などの定期点検や修繕などを 行い、整備します。

事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
公共施設、公共交通 機関、建築物等のバリ アフリー化	公共性の高い福祉的性格 の施設のバリアフリー化 を進めるもの。	特定生活類連施設、増するとの場合のでは、1000年に活類、新変のでは、1000年にで、1000年にで、1000年にで、1000年にで、1000年にで、1000年にで、1000年にで、1000年に、1	申請者へ「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」を遵守するよう要請する。バリアフリーの啓蒙を推進する。
子育て世帯にやさしい トイレ等の整備	乳児を連れて外出できる 遊び場、授乳コーナー、 子ども連れに優しいトイ レなどを整備する。	秋田県条例に基づき推進 中である。個室スペース のトイレを設置している 施設もあるが、既存の施 設では設備の設置が難し い場所もある。また、ま 認定の「こどものシッカー については、ステッカー などで周知を図ってい る。	引き続き「こどものえき」 として認定が受けられる よう整備を促していく。

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
児童遊園地維持管理 事業	横手市が管理する児童遊園や児童の遊び場などにおける遊具などの点検や保守を実施する。	遊具について、定期点検 のほか地元自治会など把 の協力により、状況把握 に努めている。また、 朽化や破損などにより、 危険性の高い遊具を優先 的に修繕または撤去して いる。	遊具の定期点検や修繕または撤去などを行い、安全かつ安心な遊びの場を提供していく。

基本目標VI 職場と家庭 子育てを応援する社会づくりの充実

1 ワーク・ライフ・バランスの実現

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現

現状と課題

アンケート調査では、母親の育児休業取得状況をみると、就学前児童がいる家庭は「育児休業を取得した(取得中である)」が52.4%で小学生がいる家庭の33.0%を大きく上回り、小学生がいる家庭は「働いていなかった」も36.8%となっています。

父親の育児休業取得状況は、就学前児童がいる家庭、小学生がいる家庭ともに「取得していない」が圧倒的に多く、取得した人は1割に満たない状況です。

取得していない理由としては、経済的な理由や取得しにくい職場環境などがあげられています。

横手市では、5年ごとに事業所に対する就業環境状況を実施し、育児休業制度や介護休業制度などの整備状況を把握していますが、制度の整備は進んでいるものの、取得率は低い状況です。

子育てや学校行事などに参加する父親が増えてきましたが、今後も子育て家庭における仕事と家庭生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) が実現できる社会づくりが重要となっています。

施策の方向

男性は仕事、女性は家庭という固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がともに家庭生活における責任を果たすための意識づくりに取り組みます。

また、育児休業や子の看護休暇などの各種子育て支援制度を取得できるよう、事業主に対し 制度を周知・勧奨します。

さらに、働き方改革関連法が成立し、個人の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の 実現を目指すこととなったことから、横手市でも労働者や事業主の意識改革を推進し、子育て 家庭を支援します。

事業・施策等

事業・施策	概要	現状・課題	方向・目標等
事業主に対する意識啓 発活動	子育てをしやすい、働き やすい職場環境への改善 を推進するため関係法制 度などの周知、啓発及び 情報提供を行う。	平成 30 年度に事業所に 対する就業環境状況調査 を実施 (5年ごとに実 施)。制度の整備は進んで いるが、活用率は低い。	子育てをしやすい職場環境を推進するため、ワーク・ライフ・バランス講演会を開催し、事業主に対して関係法令や両立支援にかかる助成制度の周知、啓発及び情報提供を行う。
事業所におけるワーク・ ライフ・バランスの取り 組みの促進	仕事と育児や介護の両立 のためのさまざまな制度 など、多様で柔軟な働き 方を労働者自身が選択で きるような企業の取り組 みを促進する。	平成 30 年度実施の事業 所に対する就業環境状況 調査によると、制度の整 備は進んできているが、 活用率は低い。	ワーク・ライフ・バランス講演会やワークスタイル研修を通じ、仕事と育児や介護の両立支援制度の周知と意識啓発を実施し、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所の増加を図る。

第V章 計画の推進に向けて

第1節「子ども・子育て支援事業計画」の普及・啓発

本計画は、次代の社会を担う子どもが、健やかに生まれ育つことができ、男女が互いに尊重・助けあいながら、安心して楽しく子育てができる家庭と地域社会づくりを目指すと同時に、地域全体による子育てを目指しています。

地域・社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、家庭・地域・企業をはじめ、住民 一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取り組みを実践・継続して いけるよう、広報誌や市ホームページなどを活用し、市民への周知徹底を図ります。

また、年度ごとの進捗状況についても積極的に公表していきます。

第2節 住民参画による計画の推進

本計画の推進においては、住民の理解と協力及び参加が必要不可欠です。本計画に関わる情報については、広報誌や市ホームページなどにより、住民に分かりやすい形で周知し情報の共有化を進めることにより、各施策・事業において子どもを含め広く意見を提言しやすい環境を整え、住民の参加と協力が得られるよう体制整備を行っていきます。

第3節 庁内計画推進・評価体制

本計画は、児童福祉にとどまらず、教育、保健、都市計画、住宅、産業経済など庁内のさまざまな分野に関係することや長期にわたり集中的・計画的な取り組みが必要であるため、庁内のみならず、外部関係機関との連携強化が重要となります。

本計画を確実に推進していくために、計画策定担当課である子育て支援課が中心となり、年度ごとの関係各課の施策・事業実施状況を把握、評価、再調整など、継続的な取り組みを行っていきます。

また、住民や関係団体などで構成される「横手市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況に関する情報の共有化と施策・事業の評価、また円滑な実施に向けての提言をいただくとともに、地域における実践につなげるなど、住民や関係団体などとの協働により計画を推進していきます。

資料編

資料編

1 横手市子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月20日 条例第27号

(設置)

- 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、横手市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。 (所掌事項)
- 第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。
- 2 子育て会議は、前項の事務に関し、必要に応じて市長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

- 第3条 子育て会議は、20人以内で組織する。
- 2 子育て会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。
 - (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 子育て会議は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。
- 2 子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
 - (横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年横手市条 例第55号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2 横手市子ども・子育て会議委員名簿

任期: 平成 29 年 11 月 1 日~令和元年 10 月 31 日

機関等	氏 名			職名	備考	
学識経験者	佐	々木	信	子	秋田大学教育文化学部 特別教授	
	鈴	木	知	行	沼館保育園 保護者	横手市保育協議会推薦
保育所関係者	戸	部	珠	枝	横手市保育士会 会長 (下鍋倉保育所 主任)	横手市保育協議会推薦
	O 遠	Щ	_	栄	みいりの保育園 園長	横手市保育協議会推薦
	营	森	眞	雄	社会福祉法人 相和会 理事長	横手市社会福祉法人保育所 経営者協議会推薦
	髙	橋	恵里	里子	認定こども園土屋幼稚園・ 保育園 保護者	横手市認定こども園協会推薦
認定こども園関係者	佐	々木	する	み代	認定こども園こひつじ 主任	横手市認定こども園協会推薦
認定ことも園関係有 ―	佐	藤	留	美	認定こども園こひつじ 園長	横手市認定こども園協会推薦
	◎ 藤	井	哲	之	学校法人 上宮学園 理事長	横手市認定こども園協会推薦
学 拉朗 <i>区</i> 李	宮	本		敦	横手南中学校PTA会長	横手市 PTA 連合会推薦
学校関係者	t	尾		博	横手市立旭小学校 校長	横手市校長会推薦
企業関係者	高	橋	幸	雄	秋田県南工業振興会 会長	秋田県南工業振興会推薦
	小	棚木	賢	作	横手市民生児童委員協議会 副会長	横手市民生児童委員協議会 推薦
地域関係者	松	:井	美	和	横手の子育て応援誌 「おもちゃばこ」副代表	一般公募
	坂	上	喜	也	あさひこども食堂 代表	一般公募

◎=会長 ○=副会長

令和元年 10 月現在、敬称略

任期:令和元年11月1日~令和3年10月31日

機関等	氏	名	職名	備考
学識経験者	佐々木	信子	秋田大学教育文化学部 特別教授	
	菊池	翔	川西保育所 保護者	横手市保育協議会推薦
保育所関係者	戸部	珠 枝	横手市保育士会 会長 (下鍋倉保育所 主任)	横手市保育協議会推薦
	畠山	柳子	雄物川保育園 園長	横手市保育協議会推薦
	〇 萱森	眞 雄	社会福祉法人 相和会 理事長	横手市社会福祉法人保育所 経営者協議会推薦
	髙橋	恵里子	認定こども園土屋幼稚園・ 保育園 保護者	横手市認定こども園協会推薦
	佐々木	すみ代	認定こども園こひつじ 主任	横手市認定こども園協会推薦
認定こども園関係者	佐藤	留美	認定こども園こひつじ 園長	横手市認定こども園協会推薦
	◎ 藤井	哲之	学校法人 上宮学園 理事長	横手市認定こども園協会推薦
学校関係者	宮本	敦	横手南中学校PTA会長	横手市 PTA 連合会推薦
子仪舆馀伯	江畑	譲	横手市立十文字第一小学校 校長	横手市校長会推薦
企業関係者	大 木	紀子	秋田県南工業振興会 副会長	秋田県南工業振興会推薦
地域関係者	小棚木	賢作	横手市民生児童委員協議会 副会長	横手市民生児童委員協議会 推薦
	松井	美 和	横手の子育て応援誌 「おもちゃばこ」副代表	一般公募
	佐々木	千寿子		一般公募
	佐藤	歩 実		一般公募

令和2年3月現在、敬称略

3 横手市子ども・子育て支援事業計画の策定経過

日 付	開催会名	主な内容
平成 30 年5月 30 日	平成 30 年度 第1回子ども・子育て会議	1 「横手市子ども・子育て支援事業計画」平成 29 年度 事業実績について(支援事業計画分野) 2 「横手市子ども・子育て支援事業計画」平成 29 年度 事業実績について(次世代分野) 3 平成 30 年度からの新規事業等の報告について
平成 30 年 12 月 11 日	平成 30 年度 第2回子ども・子育て会議	1 「横手市子ども・子育て支援事業計画」平成30年度 上半期事業実績及び主要な事業(次世代分野)の 平成30年度上半期実績 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保 育認定の利用定員について 3 横手市第2期子ども・子育て支援事業計画の策定の ためのアンケート調査について
平成 31 年1月		横手市子育てに関するアンケート調査の実施
令和元年5月30日	令和元年度 第1回子ども・子育て会議	1 「横手市子ども・子育て支援事業計画」平成30年度 事業実績について(支援事業計画分野) 2 「横手市子ども・子育て支援事業計画」平成30年度 事業実績について(次世代分野) 3 第2期横手市子ども・子育て支援事業計画検討
令和元年8月6日	令和元年度 第2回子ども・子育て会議	1 第2期横手市子ども・子育て支援事業計画検討
令和元年 10 月 30 日	令和元年度 第3回子ども・子育て会議	1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利 用定員調整について 2 第2期横手市子ども・子育て支援事業計画検討
令和元年 12 月 12 日~ 令和2年1月 15 日		市民からの意見募集(パブリックコメント)の実施
令和2年1月30日	令和元年度 第4回子ども・子育て会議	1 第2期横手市子ども・子育て支援事業計画検討 (事前質問に対する回答含む)2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利 用定員調整について

夢はぐくむ ゆきんこプラン

第2期横手市子ども・子育て支援事業計画 ~子どもが 親が 地域で育つ 笑顔あふれるまち~

令和2年3月

編集・発行:横手市市民福祉部 子育て支援課

〒013-8601 秋田県横手市中央町8番2号

電話: 0182-35-2133 FAX: 0182-32-9709

ホームページ: https://www.city.yokote.lg.jp/